

第百二十八回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録

第三号

平成五年十月十八日(月曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君

理事 野田 毅君

理事 左近 正男君

理事 権藤 恒夫君

理事 逢沢 一郎君

今津 寛君

齊藤斗志二君

自見庄三郎君

津島 雄二君

西岡 武夫君

葉梨 信行君

細田 博之君

谷津 義男君

秋葉 忠利君

堀込 征雄君

岡田 克也君

土田 龍司君

船田 元君

大口 善徳君

日笠 勝之君

茂木 敏充君

川端 達夫君

正森 成二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 細川 護熙君

法務大臣 三ヶ月 章君

外務大臣 羽田 孜君

大蔵大臣 藤井 裕久君

文部大臣 赤松 良子君

厚生大臣 大内 啓伍君

農林水産大臣 畑 英次郎君

理事 北川 正恭君

理事 保岡 興治君

理事 前田 武志君

理事 三原 朝彦君

石破 茂君

佐田玄一郎君

笹川 堯君

白川 勝彦君

中川 秀直君

額賀福志郎君

穂積 良行君

増子 輝彦君

阿部 昭吾君

大島 章宏君

三野 優美君

工藤堅太郎君

吹田 愷君

赤松 正雄君

太田 昭宏君

前原 誠司君

築瀬 進君

柳田 稔君

出席政府委員

内閣法制局長官 大出 峻郎君

内閣法制局第三部長 阪田 雅裕君

総務庁行政管理局長 八木 俊道君

防衛庁参事官 高島 有終君

防衛庁教育訓練局長 上野 治男君

防衛庁経理局長 秋山 昌廣君

防衛庁装備局長 中田 哲雄君

防衛施設庁総務部長 草津 辰夫君

通商産業大臣 熊谷 弘君

運輸大臣 伊藤 茂君

郵政大臣 神崎 武法君

労働大臣 坂口 力君

建設大臣 五十嵐広三君

自治大臣 佐藤 観樹君

国家公安委員会委員長 佐藤 観樹君

内閣官房長官 武村 正義君

国務大臣 石田幸四郎君

国務大臣 上原 康助君

国務大臣 中西 啓介君

国務大臣 久保田真苗君

国務大臣 江田 五月君

国務大臣 広中和歌子君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 山花 貞夫君

政党政助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党政助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党政助成法案の各案を一括して議題といたします。

本日は、特に、内閣提出の各案について審査を行います。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀込雄雄君。

○堀込委員 いよいよ、国民注視の中でこの委員会が始まるわけでございますが、ぜひ今度こそ、国民の期待にこたえて、委員長初め各委員の皆さんの真摯な議論を通じて、この国会でぜひ政治改革法案を成立せしめていただきますように、冒頭まずお願いをしておきたいと思うわけであります。

さて、衆議院選挙が行われ、政権交代がございました。そして、これまでの日本の政治のシステムの行き詰まりが明らかにされたわけであります。

我々はこれまで、日本の政治腐敗の根底、政官業の癒着構造とかあるいはまた族議員だとか、そうした問題に対して、選挙制度を含む抜本改革が必要だということを主張してまいりました。しかし、新政権、誕生して直面している課題は、今までどの政権も直面しなかったほど大きな転換期にあるのではないかと、こう思わざるを得ないわけであります。

経済の直面している課題は、どうやら景気のレバという問題ではなくして、戦後経済の枠組みや構造、仕組みのレベルの問題として転換が迫られている。あるいはまた、日米経済協議やガット問題など、国際経済の枠組みも根底からその構造の枠組みが問われている。あるいはまた、冷戦後の世界的な安全保障、平和と軍縮のシステムをどうつくるかという課題も直面しているわけであり、あるいはまた高齢化社会への具体的な準備をどうするか。もう本当に大きな時代の転換期の中で、私ども、政治はこうした課題に一つ一つこたえていかなければならない、この転換をしっかりと乗り切っていかなければならない、こういう状況にあるのではないかと、こう思うわけであります。

そう考えますと、私どものこの政治改革の理念は、まさにこうした時代改革の切り口、突破口としてどうしても実現をしなければならぬ命題だ、このように考えるわけであります。まず、この委員会のスタートに当たり、総理の時代認識とこの政治改革の必要性について、決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 まさに今お話がございましたように、大きな時代の変わり目にあるわけでございまして、かねて申し上げておりますように、今この内閣に課せられている大きな使命というのは、歴史的な役割というものは、政治改革と行政改革と経済改革と、この三つの構造改革をあくまでも推し進めていくことに尽きるであろうというところを申し上げてまいりました。

なかならず政治改革をまず推し進めることによって、国民の政治に対する信頼を回復するということが、一番求められていることであると思っております。そのことによつて、そういう政治の体制というものをよりよくすることによつて、まず国民の福利の向上というものを図っていく、そしてまた国際社会の中で求められている責任というものを果たしていく、そのことが我が国にとって何よりも肝要なことではないかというふう

に感じているところでございます。

また、その必要性についてというお尋ねでございましたが、これも、長い間一党支配のもとで政権交代がないという政治の状況が続いてまいりました。そういう中で、よく言われるように、政官業の癒着といった言葉に象徴されますように、さまざまな問題が生じてまいりましたことも今御指摘があったとおりでございます。そういう状況というものを、冷戦構造も終結をし、また経済社会も大きく変わってきている中で、新しい状況に、経済社会の状況というものに対応できるように形を変えていかなければならない、これもまたおっしゃったとおりであろうと思ひます。そうした観点からもぜひ政治改革をなし遂げていくということが必要である、そのように考えております。

○堀込委員 今度の法案の選挙制度の問題と日本の政党政助のあり得べき姿についてであります。が、並立制につきましましては、海部内閣のときに提案をされ廃案の憂き目に遭ったわけであります。が、またさきの国会では、民意の反映なのか統合なのか、あるいは代表機能なのか代理機能なのか統合機能なのか、熱い議論が百七時間になつて展開をされてまいりました。今回、連立政権の発足に当たつて、総理、官房長官が政治改革政権の提唱ということで二百五十、二百五十の並立制を提案され、新政権が誕生いたしましたわけであります。

そこで私は、この並立制のもとにおいて、日本のあり得べき政党政助の姿といったものは将来どのようなものであるべきなのか。政権交代が可能となつた政党制が望ましいとか、あるいは総理は健全な多党制ということもしばしば口にされておりますけれども、将来のこの日本の政党政助のあり得べき姿について、総理はどのようにお考えでございましょうか。

○細川内閣総理大臣 これはまあ最終的には国民の選択、御判断にゆだねられるべきことであると思っておりますが、これだけ価値観が多様化して

きている社会でございますから、二つの政党という形になつていくのかどうか。恐らくは健全な多党制というふうな、三つから五つぐらいの政権にかかわる政党ができて、つまり健全な多党制というふうな形に進んでいくのではないかと。それが二つの勢力になり、その勢力がまた一つの政党になつていくということもあるかと思ひますが、そのような姿になつていくのではないかと、まあ私なりの見通しを申し上げたところでございしますが、今後そのような状況というもののが恐らく日本の議会主義、あるいは民主主義というもののが発展のために私は好ましい姿ではないのかという感じが持っていますところでございます。

○堀込委員 そこでこの法案、並立制がこのまま通りますと、具体的に小選挙区の選挙をどう戦うのか、あるいはまた比例選挙をどう戦うのかという具体的な問題になるわけであります。

並立制という制度は、私はどう考えても、比較第一党に有利な、そういう仕組みにならざるを得ない、あるいは現にそういうことになつていくというふうにいるわけであります。比例選挙もやはり小選挙区に候補者を立てられる比較第一党と持っています、このように思ふわけであります。私は、国民の期待が高いこの連立政権をさらに維持発展させる、そういう立場に立てば、どうしても選挙協力という仕組みが必要だろうというふうにいるわけであります。

今度の法案では、推薦団体、確認団体制度が廃止をされる、こういうことでありまして、政党中心の選挙制度が法案として仕組まれているわけでありますから、どうしても濃密な選挙協力の姿が必要だろう、このように思ひますが、これは総理、副総理、それから恐縮ですが山花大臣、お三方に簡潔にひとつ、この選挙協力の姿についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 さまざまな選挙協力の形というものがあろうと思ひますが、単なる選

挙協力の域を超えて、できる限りしっかりと提攜関係を構築していくことが求められているのではないかとこのように思っております。

○羽田国務大臣 私ども、各党の基本政策、この合意のもとに今日連立政権が誕生しておるわけでありす。ただ、今度そういう中において並立制の選挙制度、これが今問われるわけでありすけれども、私も自民党時代に、実はこの並立制を提案したことは御案内のとおりでありまして、そのときの議論では、今堀込委員の方からも御指摘のありました考え方、そういったものの中でおのずとやっぱり、何といいますが、各党がだんだんいろんなものを乗り越えながら一つの勢力を上げていくんではなからうかということも、今度の連立政権の経験、こういってものを実際に今度の新しい選挙制度の中でどう生かしていくのかというのが我々の課題であらうと思っております。

いずれにしても、確かにいろんな声というものもを反映するということも、もちろんこれは私も否定するものじゃありません。そして、比例というのを加味したのはまさにそれでありますけれども、ただ、問題はやっぱり、今戦後五十年、そしてこれは、国内にあってもあるいは対外的にあっても、機敏にしかも的確に対応しなければいけないということを考えたときに、できるだけ集約されてくるのがいいのじゃないかなという思いを私が持っていることを申し上げたいと思っております。

○山花国務大臣 私が所属している社会党の立場につきましても、今村山委員長が新しい体制のもとで努力をしているところでありすが、過日の大会におきまして、新しい並立制のもとにおける選挙については、まさにそれぞれの党の死活問題であるということから、英知を絞ってこれに取り組もうということを決断していることを承知しております。

閣僚としての立場で申し上げれば、連立政権が

これだけ国民の皆さんの御期待をいただいているということに照らしまして、この政権における実績というものを国民の皆さんに諮るといふことになりすから、連立を目指すというのが望ましい各党間の、多彩な選挙協力というものが望ましいのではなからうかと思っております。

○堀込委員 次に、政治資金関係、特に企業・団体献金の問題についてお伺いをしたいと思います。

さきの国会でも、あるいは先日の本会議でも、企業・団体献金を全面禁止するのさそうでないのか、あるいは政党、政治資金団体のみ残すのかという議論が繰り返されてまいりました。おおむね議論は詰まっているというふうに思っております。要は、やっぱり国民に信頼される政治を打ち立てる、腐敗をなくして国民の信頼を取り戻す政治の姿をつくり出すことが大事だ、このように思っているわけでありす。

そこで、政治改革政権の提唱のときに、実は、この政治資金の透明化を図り、税額控除制度や政党助成金を入れて企業・団体献金の廃止に踏み出す、こういうことになっていきます、この連立与党の法案作成時にも、廃止の意見に考慮し五年後見直し、こういうふうになっているというふうにお聞きをしています。この五年後見直しとは、政党、政治資金団体についても廃止の方向で諸条件を整備していくんだ、こういうことでよろしうございすか。担当大臣、お願いいたします。

○佐藤国務大臣 堀込委員十分御承知のように、今回の法律では、企業・団体献金ができる先というのは政党のみに限られて、その他の政治団体は一切、直ちに企業・団体献金ができなくなるというところは御承知のとおりでございます。そして、五年後の見直しの際には、その間に個人献金をなすべく、できる限り促進しようというところで、現在ございます所得控除に加えて、政党に対しましては、税額控除ということで国民の皆さん方の個人的な寄附をぜひいただきたいということを法案

の中に盛り込んであるわけでございますが、その辺のことも含めて政党の財政状況を見て、五年後、今委員御指摘のように、与党の方でこの法案をつくる土台をつくりましたときには廃止の意見を考慮してということがございすので、当然五年後の見直しというのは、廃止がどこまでできるだろうかという方向において見直すという考えでございます。

○堀込委員 ロッキード事件以来、リクルート、佐川、金丸脱税事件、そして大手セネコンの献金事件、本当に中央政界だけではなくして地方政界までこういう腐敗と汚職の構造が蔓延しているという事態が明らかになりました。私も、これ以上国民の政治に対する不信を放置できないわけでありまして、我々はこの国会でどうしてもこの法案を成立させなければなりません。

それで問題は、政治資金をどんなに法律で厳しくしても、あるいは罰則を強めても、法律だけではどうしようもない部分というのはあるわけでありまして、そういう意味で、私は法律の成立とともに、この政治の仕組みを根底から変える、利益誘導型の政治を変える、こういう仕組みを変えることが大事だろうというふうに思っております。

今度の法律でも、例えばパーティー収入が寄附ではなくて事業収入になっている、あるいは、先日御指摘がございましたように、政党支部をめぐっているいろいろな献金のスタイルが行われるんではないかと、もし抜け道やなんかを考えるとすればいろいろな方式を考える人が出てくるわけでありまして、そこは私はもう政治家の倫理観あるいはモラルの問題だろう、こういうふうに見えるわけでありす。

その点で、今回も電力・ガス業界の広告費名目のそういう問題もあったわけでありまして、これはまたあした自民党の方へ質問をさせていただきますけれども、こうした問題をどのように解決していくのかということがやっぱり政治の信頼を取り戻す上で私は大変重要だろう、このよう

に思っております。

政治改革政権の提唱の中で、特に政治家の癒着にメスを入れ、いわゆる族議員の弊害を除去するとともに、国の行政と関係を持つ企業・団体献金を断ち切る、こういうことが明瞭に書かれているわけでありすが、これはまあ現行の公選法あるいは政治資金規正法にも規定があるわけでありすが、より実効性を確保するためにこの問題についてどのような対処方針を持っておられるか、お伺いをいたします。

○山花国務大臣 ただいま委員御指摘のとおり、現行公職選挙法は、百九十九条が、御指摘のような国あるいは地方の自治体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者について特定の寄附の禁止を規定しております。また、政治資金規正法は、二十二条の三におきまして、国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社等に対して、団体に対して寄附の質的制限を行っているところであります。

こうした規定が厳しく運用されなければならないというところは当然の前提としながら、ここでは一定の、極めて限定された企業・団体に対する、会社に対する規制ということでありすので、今回は全体としての企業・団体献金の禁止を政党以外の政治家個人、後援会等に対しても及ぼした次のようなのが現状でございます。その上で、今自治大臣お答えのとおり、五年後にまた見直したいと、こう思っているところでございます。

○堀込委員 ぜひひとつ、さまざまな課題がありますが、委員各位の全体の御努力によってこの法案を成立せしめるようにお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

○石井委員長 船田元君。

○船田委員 新生党を代表する形で、政府提出の政治改革関連法案に對しまして若干の質問を行いたいと思ひます。

思い起こしますと、さきの宮澤内閣では、私は六月までそちらに座っております、国務大臣を

務めておりましたが、当時、政治改革法案が自民党からも出され、そして社会党、公明党からも出されたわけでありましたが、その最終段階に至りまして政治改革の結果としてなし得なかった、このことに抗議をする形で大臣を辞任せざるを得なかったわけでありました。それが解散・総選挙につながり、そして政権の交代へとつながったというふうに認識をしております。現在の細川内閣の七割にも達する内閣支持率の高さを見るにつけても、私どものあのときの行動は決して間違っていない、私どものあのときの行動は今強く信じております。

また、この政権交代を実現したのは、まさに政治改革の断行を初めとして、閉塞状況にありまして政治の状況に変化を求めたい、変化しなければいけない、そういう国民の声そのものが今日の状況をつくり出した、このように私は信じております。しかし、だからこそ私たちは、このような国民の大きな期待にこたえて、できる限り連立政権を安定的に維持しながら、政治改革を初め諸課題を着実に解決していく、そういう重大な責務を我々はみんな負っているんだ、こういう自覚でやっていかなければいけない、そう思っております。

そこで、細川総理は就任直後の記者会見で、年内に政治改革関連法案が成立をしなければ政治責任をとると国民にみずからの決意を表明されたことがございました。総理には私の質問の最後にその辺も含めてお気持ちを伺うつもりでございましたが、その前に、まず山花政治改革担当大臣、それから石田国務大臣、大内厚生大臣、そして江田国務大臣、四人の大臣の方々に、それぞれ党を代表して、この政治改革の断行について現在どのような決意をお持ちであるか、それぞれ簡潔にお述べいただきたい、このように思っております。

○山花国務大臣 お話ありました、委員初め皆様の政治決断を受けた後、不信任案可決、解散・総選挙。解散・総選挙に際して私たちは、五党が集まりまして、政治改革を断行することを中心として

た合意をつくりました。そして選挙に臨んだところであります。政治改革を断行することは国民の皆様に対する選挙に臨んでの公約でありました。また同時に、そのことを受けてのその後の経過については御承知のとおりでございます。今回の細川政権が政治改革政権として国民の皆さんから期待を受けているということの責任を重く受けとめているところでございます。

何よりも最優先の課題として、細川総理のリーダーシップのもとに年内実現目指して最大限の努力を尽くしたい、このように決意をしております。

○石田国務大臣 お答えをいたします。

ただいま御指摘がありましたように、細川政権への国民の支持の高さというのは、やはり私は、政治改革をぜひ断行してもらいたいという意味合いが大きい含まれているというふうに思うわけでございます。また、前国会の終盤の状況を見ましても、あのような混乱が起きましたが、しかしそれだけに、新しい政権ができて、この政治改革を断行しなければならぬという責任は極めて重大である、こういうふうにも思っております。細川政権の最大の命題だ、このように思っておりますので、各位の御審議の御協力を得まして、断じてこれを成立させたい、このように心から願っております。

○大内国務大臣 お答えいたします。

今御指摘のように、政治改革は国民の最も強い政権に対する要請である、こう思っております。したがって、例えば比例並立制といったような選挙制度は、私どもの党から申し上げますと、非常に厳しい、苦しい選択であったのでございまして、しかし、にもかかわりませず、これをあえてやろうと決意したゆえには、国民が真剣に政治改革というものを求めている、そのときに自分の党だけの損得の問題でこの問題を議論してはいかぬ、やはりこれは、本場に政府も国会も一体になって、これを結果として生み出すということが国民の政治に対する信頼を回復する道である、そ

う決意した次第でございまして、したがって私どももいたしましては、異常な決意を持ってこれを実現するために努力をさせていただきます、こう思っております。

○江田国務大臣 この数年、とりわけこの一、二年でしようか、我が国の政治の停滞、そして腐敗、これはもう著しい、目に余るものになっていったと思うのです。難問山積、世界の大きな転換期なのに、日本の政治がそういうことを議論できない状態にある。そこでどう政治改革というものは、本場に国民的な課題であり、待ったなしのこのようになっていたと思うのです。したがって、前の通常国会で、政府からも案が出る、野党も案を出す、大いに議論をいたしました。結局これが挫折をする。これがこの宮澤内閣の……（発言する者あり）そうですね、自民党の方から出して、野党の方からも出して、宮澤内閣の不信任案につながって、それで今回の解散・総選挙、政権交代、こうつながってきたわけです。したがって、私は、もうこれは、国民の政治改革をやれ、それができないことに対する怒り、これが今回の細川内閣をつくったものだと思っております。

私どもの政、小さな政、政治改革の中で自分たちの政党自体はどうなっていくかわからない、そういうことになっているわけですが、もうそれぞれの政党の運命を考えると、国の政治のことを考えなきゃならぬ。そういう意味ではどうしてもこの政治改革はこの国会でやり遂げなきゃならぬと思っております。

○船田委員 それぞれ各党を代表するお立場で、政治改革にかける大変強い御決意を今御披露いただきました。私としても大変心強く思った次第でございまして。

さて、そこで改めて細川連立政権の使命ということについて考えますと、もちろん今のこの政治改革を断行するということは、確かにこれは第一の大きな目的であります。しかし同時に、単に政治改革だけをやればいいということでもないと思っております。例えば、これから早急に行政、

財政の改革や産業構造の改革など、いわゆる社会システムの抜本的な改革を実現する、そういうこととでなければ、我が国は、現在の不況からの脱出はおろか、今日の豊かな我が国の社会を未来にわたって継続していくということも無理ではないかというふうに切実に考えています。

また、その中でも、特に税制の問題につきましましては、直間比率の見直しなど、現在国民の間でいろいろ議論があります。また一方で、今回の政治改革の法案の中では、これは政府の提出のものもあるいは自民党の提出のものにもありますけれども、政党への公的助成という新しい制度が導入をされます。これは、国民の皆様からの貴重な税金を政治に活用させていただく、こういうものがあります。そうであればこそ、なおさら税の負担の公平性の確保、これは極めてこの内閣にとりまして重要な課題であるというふうに思います。

例えば、企業への特別措置、宗教法人、学校法人などの公益法人や医師等に対する優遇措置、さらにはマスコミへの配慮など、税のあり方にはさまざまな問題が指摘をされております。

そこで、行政改革の総責任者として石田総務庁長官にお尋ねをいたしますが、あなたは公明党の党首でもあられます。公明党と創価学会は、政党とその支持団体という関係にございまして、創価学会は言うまでもなく宗教法人であります。一部のマスコミからは、政教分離が徹底していないとか、創価学会の影響に力についていろいろの指摘がなされております。

総務庁長官に、公明党の代表ということでお尋ねをいたしますけれども、宗教法人の課税のあり方を含め、税制の抜本改革をどのように進めていかれるのか、これが第一。第二は、そういうことも含めた行政改革の抜本的な改革についていかなる御決意が臨まれるのか。この二点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○石田国務大臣 お答えをいたします。

税の問題については、所管は大蔵大臣でいらつしやるわけでございますが、御指名でございまして

ので、私の考え方を申し上げたいと存じます。
やはり税の負担の公平というのが、私は税制の命ともいえるべき大事なポイントであろうと思うわけでございます。その考え方の上に立って、税制全体の見直しを推進されるべきではないかと存じます。宗教法人のお話も出ましたけれども、宗教法人もその例外ではない、このように存する次第でございます。

また、行財政をどういうふうなことで進めていくのかというお話でございますが、この問題についても、先ほどお話がございました、細川政権の最大の命題は政治改革である、その政治改革と並んで、この行政改革というものは今進めなければならぬ緊急の課題である、このように承知をいたしておるところでございます。さきに緊急緩和も発表いたしましたけれども、さらにまた第三次行革審の答申等も出てくるわけでございますので、まさにこれは不退転の決意で行財政の改革を進めていかねばならない問題だ、このように決意をいたしているところでございます。

○船田委員 率直なところをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

最後に、細川総理への御質問で締めくくりたいと思います。

先ほど来、各党を代表される立場から、政治改革、まさに不退転である、こういうことでの強い御決意がございました。また、石田総務庁長官から、とりわけ行財政の改革ということも、これもあわせて内閣の大きな課題として積極的に取り組んでいきたい、こういうお話がございました。それに対する総理の現在の御心境につきましてお伺いしたい、それが第一点であります。

第二点は、これはやや法案の中身に入りますけれども、さきの通常国会で自民党が提出した単純小選挙区制の案と、それから社会党、公明党両党が提出した小選挙区比例代表併用制の案、この両方のエッセンスを取り込んだというのが実は今回の政府案の内容であると私は理解をしております。ですから、従来より多くの皆様の賛同を得

られる内容に今回の政府案はなっている、このように私は理解をしております。

これに對しまして、今回自民党から提出されております案は、海部内閣時代に提出した内容を残念ながら一歩も踏み出していない、このように考えるわけでありますが、特に、この選挙制度の内容につきましまして細川総理の御所見を伺いたいと思

います。
○細川内閣総理大臣 政治改革法案にかける決意につきましまして、再々申し上げておりますように、何としてもこの国会で四法案一括して成立をさせていたきたい、こういうことを申し上げてお

りますわけで、このことが、今日の我が国が抱えているさまざまな構造改革を進めていく上で不可欠のことである、そういう観点からも、ぜひ成立をさせていた

だくように、また政府としても全力を挙げて取り組んでまいりたい、そういう決意でございます。

第二点のお尋ねにつきましては、自民党案についてどう思うか、また政府案についてどう考えているかという、恐らくそういうことであらうかと思

います。さきの海部内閣のときに出された政府案に比

べまして、確かに、今おっしゃいましたように、一票制の問題、あるいはまた都道府

県単位になつていくといったようなこと、そうした点で、自民党の皆様方から怒られるかもしれないが、私も多少足踏み状態であるかなという感じはいたしますが、政府案につきましては、選挙制度審議会の答申、あるいはまたその後の海部内閣におきま

して提出された法案、その後の国会における御議論、そうしたものを踏まえて政府案として出させていただきました、その流れを踏まえての、それなりの重みを持ったものであるというふう

に考えているところでございます。
○船田委員 率直なお考えをお示しいただきまして、ありがとうございます。

細川内閣の誕生、これはまさに時代の必然的な流れではなかったか、こう私は思います。とするならば、政治改革はまさにこれは時代の要請である、こういうふう

に私は考えています。
私たちは、この時代の流れとか時代の要請というのをしっかりと踏まえて、時計の針を決して逆戻りさせては

いけない、こういうふうなふうに思っています。そのためには、細川総理を初め閣僚の皆様の一層の御奮起を期待申し上げますと同時に、我々も、連立与党を支える一員として、政治改革の実現に全力で取り組みたい、この決意をまた新たに

したわけでございます。
以上をもちまして、私の質問を終わりにいたします。

○石井委員長 次に、太田昭宏君。
○太田(昭)委員 公明党の太田昭宏でございます。よろしく願

います。
今回の政治改革は、本格的な選挙制度改革という

ことでは戦後初めてのことでございます。また、ロッキードがあり、リクルートがあり、共和

があり、金丸脱税事件がある、そしてさらに、またしてもゼネコンの汚職があるということで、国民は大変な不信感に陥っているわけでござい

ます。
その中で細川内閣の、高い支持率をいただいているわけであり

ますけれども、この新政権ならば必ず政治改革をなし遂げてくれるであらう、こ

ういう国民の期待のあらわれであらうというふう

に考えておりますが、改めて総理の、政治改革四法案、特に、決意とともに、四法案一括というこ

とが、政治腐敗だけ先にやろうというふうなことに

ならないように、より深い改革をする意味でも四法案一括というこ

とも含めての、重ねての総理の決意をお伺いしたいと思

います。
○細川内閣総理大臣 決意については再三申し上げて

いるところでございまして、何としても国民の政治に対する信頼を回復する、そして内外の諸課題に機動的に的確に対応していくために、何

い手を選ぶ選挙に変わるといことが私は非常に大事なことであろうというふうに思っております。つまり、衆議院選挙は、民意の反映を基本として、そして政権の担い手を選ぶ選挙に変わるんだということを私鮮明にすべきだと思いますが、総理のお考えをお聞かせしたいと思います。

○佐藤国務大臣 先ほど船田委員からも御指摘があったのでございますけれども、ことしの四月から百七時間かけて当政治改革特別委員会とさんざん議論した問題は、大きく言って私は二つだったと思うのであります。一つは、政治資金のあり方、企業・団体献金のあり方をどうすべきかという問題。もう一つは、今御指摘のように、自民党さんの方は案は、衆議院の選挙というのは政権の選択、国民の政権の選択、いわば民意の集約がこの小選挙区五百という、こういう考え方だったわけでありました。それに対して社公案の場合には、まず前提といたしまして民意の反映、多様な民意の反映というものが、これが優先されるべきではないかという二つの意見が結局、もう途中抜きますけれども、成り立たず、成立せず、解散・総選挙にいったことはもう御承知のとおりでございます。

そこで、今総理からもお話がございましたように、こういった貴重な国会におきます議論というものも踏まえまして、フィフティ・フィフティに、二百五十、二百五十のこの並立制にいたしましたのは、一つは民意の集約あるいは国民の政権の選択というこの考え方、これも一つの民意の反映でございます。一方、多様な民意というものも比例代表の方で入れていこうという、こういういい点を二つあわせ持ったのが私たちがベストと申しておりますこの並立制だ、こういうふうに私たちは国民の皆さん方にお訴えをし、御理解をいただきたいということでございます。

○細川内閣総理大臣 今佐藤大臣から申し上げたとおりでございますが、並立制は申すまでもなく民意の反映と集約ということでございますが、政権選択も民意の反映の一つのあり方であらう、こ

のように私も思っております。

○太田(昭)委員 もう一つ、政党・政策本位の選挙戦ということがこの並立制によってなされるというわけなんです。私は、制度というものですべてそういうものになるのではなくて、ソフト面といえますか、そういう点でのこちらの構えというものが非常に大事だと思います。

時々耳にし、また危惧していることなんです。小選挙区制部分において例えば多くの候補が林立をするという場合に、二〇%とか三〇%の得票率で当選するという場合が当然出るわけですが、かなり低いラインで、得票率で当選するという場合は、かなりこの点で集中豪雨的なサーピス合戦といえますが、そういうものが可能になるといようなことになりかねない、こんな危惧も指摘されているわけでございます。

私は、並立制というものの制度を生かすためには、サーピス合戦ではなくて、こちらの政党、政治家の構えとして政策合戦、政権構想合戦、あるいはまたよく顔が見える選挙、こう言えるわけなんです。政策の顔、政敵の顔、そして政権構想の顔という三つの顔が見えるような選挙戦というものを政党、政治家として心がけていくという中にこの並立制というものがより機能を発揮する、このように考えるわけなんです。総理のお考えをお伺いしたいと思います。

○細川内閣総理大臣 中選挙区制のもとにおきましては、おっしゃるようになかなか政策論争というものが行われにくくて、同士打ちになりやすい、サーピス合戦が行き過ぎる、もつと言えは利益誘導型の選挙になりがちであるといううなことで、どうしてもそれをもつと政策本位の、あるいは政敵の顔が見える、あるいは政権構想というもののイメージというものが出てくるような、そういう選挙に変えていくためにはやはり並立制というものが望ましいということ、今までの国会での御議論なども踏まえまして、政府案として並立制という形で出させていたというところでございます。

○太田(昭)委員 次に、衆議院選挙が政党・政策本位の選挙戦になる、大切なのは、そこで政党と政敵との分け目といえますが、対立軸というものが一体何になるかということ、これからの政界再編とかさまざまなことが言われておりますけれども、そういう中で非常に大事なことであらうと思ひます。

イギリスの二大政党というのは、労働者階級と資本家階級というような社会的基盤の上に成り立っているわけでありまして、アメリカでも、北部の工業地帯、そして南部の農村地帯というように、二大政党ということがあるわけなんです。日本の場合には、イデオロギー対立というものが私にはもうなくなつてきたと思ひます。ラジカルな深い対立軸というものがなくなつてきて、それでは一体何が現在においての対立軸であるのかという問題が出てくるのですが、中央集権か地方分権か、あるいは成長優位か環境優先であるのか、あるいは一國平和主義か国際貢献ということとどるのか、あるいは大きな政府か小さな政府かといううな、あるいはもつと言えは、時代に敏感であるのか鈍感であるのかといううなこともまた大事に分け目ではないかといううな思ひますが、まさにこの対立軸というものが、イデオロギー対立ではなくて、経済と生活といううなソフト面での対立軸になつてくるというのが時代の趨勢だと思ひます。

私は、今この直面する課題に当たつての一番大事なこと、やはり腐敗をなくすかどうかということが、残念ながら、今もなお日本の一番大事な対立軸ではないかといううな思ひしております。そういうことからは、この改革を持続するのか、そして改革が非改革か、改革を徹底してやつていく政権であるかどうかということが一番大事な私は対立軸になる、このように考えております。政治改革政権、こう目認する細川政権が持続的に、この四法案を成立させるとともに、政治家の倫理とか国会改革とか参議院改革、行政

改革、地方分権、さまざまな改革を持続してやつていくということが、私非常に大事だと思ひます。その辺の姿勢を総理からお伺いしたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 まさにおっしゃるとおりだと思います。私も全く同感でございます。

政治倫理について徹底的にそれをしつかりと保持をしていく、これはもう最も基本的なことだと思ひます。政治改革を進めていく、それに積極的であるかあるいは消極的であるか、そのことが、おっしゃる通りに、国民のサイドから見ると、一つの軸であるということもおっしゃるとおりだといふように認識をしております。

○太田(昭)委員 持続的な改革ということが大事だといふ御答弁をいただいたわけでありましてけれども、持続的の改革の中で、今私は国会改革ということも申し上げたわけなんです。私は今回当選した一年生議員なんです。あの何か仰々しい議員バッジとかあるいはまた衛視の方がこう私たちが通ると敬礼をするとか、あるいはまた先生、先生と呼ばれるといううな、非常に簡単な、卑近な例でございますけれども、そういううなことを自体を私変えていった方がいんではないかといううなには思ひます。議員バッジの廃止とか、総理もつけたらつけないか、私もきょうは一応つけてきています。衛視の方の議員への敬礼であるとか、あるいは先生と呼ぶといううなことは私たちが議員のよき慣習としてやめていくといううな、そういううな方向に持っていくたらどうかと思ひますが、いかがでしょうか。石田総務庁長官、私の先輩に当たるわけなんです。石田さんといううなことでどうでしょう。

○石田国務大臣 お答えをいたします。卑近な例を引かれての国会改革議論をされていらっしゃるわけでございますが、私も外国へ参りまして幾つかの議会を見させていただきましたけれども、やはり議員バッジをつけていない国の方が多いといううな印象を受けております。また、そういうところへ入りまして、衛視の人は

ていくということが非常に大事なことで、思っております。小選挙区によって民意の集約を図っていく、政権選択の意思というものがそこで明確に示されるということ、比例代表の選挙によって民意の反映がなされる、相互にそれが補完的に補い合つて、今回政府案として出させていただきました法案につきまして、私は、今までの御議論の経過を踏まえて取れんされてでさうが、たまたまでございますが、そのように私どもは認識をいたしておりますが、現実的でわかりやすいものではないかというふうに思っているところでございます。

この選挙制度の実現によりまして、内外の課題に的確に対応していくことが可能になっていくであろう、そのように願っているところでございます。

○篠瀬委員 小選挙区と比例が入ってまいりますと、必ず多党制的に私はなっていくものと思っております。そこで、二大政党制については三つの神話があるのではないかと、このことについて、総理の御所見をお聞きしたいと思ひます。

まず第一番目、二大政党制は民主主義の理念型である、理想である、このような漠然とした神話があるような感じがいたします。

これは単に二大政党制が民主主義の発祥の地であるイギリスで生まれたという、そのことからのみの根拠でありまして、実際には大変多様な民主主義の姿があると思ひます。現にヨーロッパでは、それぞれの国にそれぞれの姿の政治が生み出されておるわけでありまして、そういう意味で、発祥の地がイギリスであつて、だからこそ民主主義の理想は二大政党制であるという、一概にそう考へてしまふのは私は問題であるのではないかな、これが第一点であります。

また第二点として、二大政党制が今後の趨勢であるという見方がございますけれども、実際、ヨーロッパの十五カ国、あるいはアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、これらの十九カ国を調べてみますと、純粋な意味では、

二大政党制というのはアメリカとイギリスとニュージーランドのたつた三カ国しかない。言うならば、十九分の三というのがこの状況でありまして、決して二大政党制は歴史の趨勢ではないのではないかと感じいたします。

現に、その本家本元であるイギリスでは、最近、社会党と自由民主党を足して二で割つたような社会自由民主党、こういう政党が生まれておりまして、これが二十議席を持っております。アメリカでも、御承知のペロシ現象が生まれておりまして、二大政党制を要質させよう、これが定着をしていくのではないかと、観測が行われておりますので、決して歴史の趨勢として二大政党制があるのではない、このように考えられるのではないかな。

また三番目に、二大政党制は政権交代を可能にするというお話もございします。しかし、これもまた私は一つの神話ではないかと思つております。例えばイギリスでは、一九七九年以来保守政権がずっと続いております。労働党に変わるかと思つたらやはり保守党であつた。言うならば、イギリスの二大政党制は一党優位制に変化してしまつたのではないかと、観測、意見も出ているわけがあります。

このように私は、二大政党制についての国民の神話といひますか、これを改めて、新しい政治の姿というふうなものをぜひとも総理に切り開いていただきたいと思つておりますが、このような考え方について、総理の御所見をお伺ひいたします。

○細川内閣総理大臣 今お話がございましたように、アングロサクソン型の二大政党というふうな考え方も一つの考え方でございますし、それはそれで長い政治的な歴史の中で培われて定着してきたものであると思つております。また、ヨーロッパ大陸型の多党制というものも、これもまた一つの考え方であらう。

要は、民主主義というものには多様な形態があるんだということを、お互いにそれぞれ認め合つ

ていくということに尽きるのではないかと思ひますが、そういう中で、我が国においては、ぜひこのような経済社会のもとで、それにふさわしい新しい制度というものを打ち立てて、内外の諸問題に的確に対応していけるような状況というものを、つくり出していけるかどうか、そういう意味でも、大変これは壮大な実験である、実験と言つても、いけぬのかもしれないが、壮大な試みであるというふうに私は思つております。

○篠瀬委員 そして、もう一つここでお尋ねをしなければならぬのは、いわゆる連立政権というものについての考え方です。連立政権が過渡的な存在、仮の姿、あるいは恒久的な姿、原則と考えるか、いろいろな議論が既に出ております。

そこで、ヨーロッパの実態を調べてみますと、例えばヨーロッパに十五カ国、イギリスを初めとする民主主義の先輩の国があるわけでありまして、この中で、連立政権の国は十一カ国であります。すなわち、連立政権は十五分の十一の比率をヨーロッパで占めているということでありまして、例えばスウェーデン、デンマーク、フィンランド、スイス、イタリアは四党連立であります。あるいはドイツであります、いわゆるキリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟、CDUとCSUというふうなものをそれぞれ別のものとして考えますと、これは三党連立になります。それから、フランスとかベルギーとかオランダ等、これは二党連立の国であります。むしろそういう意味では、連立政権はこれからの多数派なのではないかなというふうなことが一つあるわけでありします。

第二番目は、連立政権、不安定だということ、これも一種の神話だと思つておりますが、調べてみますと、単独政権ですつと来ておりますイギリスの場合は、四年間の任期を持っているわけでありまして、戦後、その任期の達成度合いというのは五七％という、半分以上と過ぎてからすぐ交代をしまつたという、そういう傾向を

持つておるようであります。それに比較をいたしますと、例えばスウェーデンでは任期をほぼ一〇〇％満了してしまふ。ドイツも六〇％である。ノルウェー、これは七〇％である。このようなことを考へてみますと、むしろ連立政権というふうなものの方が安定度が高いのではないかな、こういう感じもいたします。

さらに、連合政権の長所というものもありまして、これは、むしろ政策形成の透明度が高い。違いがあるのが当然である、そして違いがあるのが、いわゆる入り口において違つていたものが、出口においては一致されるというふうなことで、違いと一致というふうなものが大衆国民の目に明らかになってくる。むしろそここそ国民の信頼というふうなものがふえてくるのではないかな。さらに、連立でありますから、いろいろな政党がそこに入つてまいります。という形になりますと、有権者の感受性というふうなものが非常に強く反映される形になってくるわけでありします。

以上、連合政権の実態と長所を挙げさせていただきましたが、これについて総理は、新しい時代の政治スタイルをぜひとも打ち立てていただきたいと思つております。その点についての総理の御所見をお伺ひさせていただきますと思ひます。

○細川内閣総理大臣 政権にかかわる可能性のある政党が、まあ三つから五つぐらいの、穏健な多党制というものに取れんしていくのではないかなというところを見通して申し上げたところでございしますが、そういう状況というものが生まれてきた中で、基軸になる政党というものが、今お話の中にもございましたような、基軸になる政党というものがその中にできてくる、あるいはまたそれが、何回か既に申し上げておりますが、二つの政治勢力になっていくといったようなこともございまして、その一つの勢力が政党にさらに発展をしていくということもあるのではないかな。いろいろなケースが考えられるのではないかなというふうに思つております。

いずれにしても、今回の選挙制度の改革によりまして、今までよりもより成熟した政党の姿というものができ上がってくるのではないかと、とうとうに私は認識をしているところでございます。

○篠瀬委員 最後に、戸別訪問についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、欧米諸国における戸別訪問規制の実態がどのようなものであるのか、総理の知り得る限りでお話をいただければと思いますが、その上で、戸別訪問、もうそろそろ解禁すべきである、まさに規制緩和を、ここにおいてしよつばなにやっていたいただきたい、このように思うわけであります。

私は常々思っておりますが、戸別訪問を禁止しているという日本のこの規制のあり方は、まさに愚民思想に通じているのではないかなと思えます。日本国民は、人が訪れてきて、ドアがばたつと閉まったところでは、必ず票をやりとり、買い取りをしようという、それを前提にしている、それがこの戸別訪問禁止の根本の思想ではないかな。これはど国民を愚弄視し、ばかにしている法律は、私はないのではないかな。今のような、大衆国民の知的レベルが上がり、判断力が大変に高まっている、そういう時代にあつて、戸別訪問というようなのは、まさにその時代の流れに逆行するものではないかと思っております。

そして、小選挙区制度を、自民党として私どももこれを入れていこうということで今法改正をしているわけですが、例えばジェフリー・アーチャーのダウニング街一〇というあの小説がございます。あの小説を読んでいたければ、大変生き生きとした、戸別訪問の中でイギリスの政策形成が行われているという状況が浮かび上がってまいります。

私は、その本を読んだときに、まさに小選挙区制は、戸別訪問がその運動の形としてつけ加わって初めて生き生きと機能するのではないかな。政策中心、政党中心といいますが、では政策中心、政党中心のその政治の情報をどういう形で伝達す

るのでありましようか。その伝達の最も確かな方法が、一人一人運動員が各戸をお訪ねし、そしてお話をしていくという、最も丁寧な、そういうことでなされるのではないかなと私は確信をいたしております。

一部の組織を持つているところが一人勝ちをする、このようにおっしゃられるのであるならば、その点は自分たちも対抗して頑張らばいいわけでありまして、また、プライバシーを侵害する、というようなことも言われておりますけれども、プライバシーを侵害してばかりいるような運動をやっている、最終的には票を失うということでも自分のところにそのマイナスが加わってくるわけでありまして、やがてそれは避けるようになるわけであります。

このように考えますと、私は、絶対にこれは戸別訪問を解禁するというところで生き生きとした日本の政治というふうなものをつくっていただきたいと思うわけでありまして、総理の御所見をお伺いいたします。

○細川内閣総理大臣 御指摘がありましたように、今までは戸別訪問による煩わしさであるとか、あるいはまたそこで買収が行われるのではないかと、そういう懸念があつて戸別訪問を禁止をしてきたわけですが、お話の中にもございまして、欧米の諸国におきましては戸別訪問を禁じているところはたしかなかったと承知をいたしております。

今回は、政党本位の選挙をやつていこうということで、制裁の強化、あるいは罰則の強化、あるいは腐敗防止策の強化、さまざまなことをこの法案の中にも盛り込んでいこうとございまして、そういう意味で、戸別訪問というものは、できる限り政策を有権者に訴えていくという手段としても私は大変重要なポイントだと思つておりますし、御指摘のように思い切つて解禁をしていくべきである、そのように認識をしているところでございます。

○篠瀬委員 細川総理の手でぜひとも政治改革、

成就されんことを心から御期待申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○石井委員長 次に、柳田総理。

○柳田委員 ようやく待望の政治改革関連法案の審議が始まりました。選挙の前の通常国会、この委員会でも百時間を超える審議を大分されてきた。そのことも考えますと、本日にこの政治改革審議、できてよかったなというのが率直な感じであります。今、与党になつて二月半ですが、もし我々が野党だったら、今のこの臨時国会、どう対応していただろうか、そういうことも考えますと、本日に感慨無量な感じがいたしております。

細川内閣、マスコミ等の支持率を見てみますと、七〇％を超える、中には八〇％という支持率もありました。大変驚異的な、国民からの大変強い支持だと思ふふに思つておるのですが、この中身は一体何なんだろうかと私自身考えてみるわけでありまして、大衆多量の疑惑が続いてきた、これがかわつて清新な連立内閣ができた、この清新な内閣に期待をしようということ、あるいは政治改革を実現し、経済、行政を含めての責任ある変革を行つてほしい、その願望のあらわれであろうと思つております。

しかし、いまだに国民の政治への不信、政治家への不信は何ら払拭されてない。依然として国民の政治不信は頂点にあるということは認識しなければならぬのではないかな。このことを、政府としても、また我々政治家としても改めて強く認識しなければならぬと思ひます。その意味で、抜本的な政治改革の具体策である政治改革関連法案、何としても早期に一括して成立させなければならぬ、我々そう思つておる次第であります。

今回、細川総理は、政治改革は細川内閣の最大の課題だ、最優先して解決しなければならぬ課題だ、そういうふうな真摯に取り組まれております。私は、総理のこの強い御決意に高い評価をいたしたいと思つております。しかし、選挙の前

の、自民党の前の内閣、不退転の決意と言われて一生懸命やられました。しかし、一歩も前進をしなかった。大変難しい課題だというのがわかつておる次第であります。

ここで、我々与党、そして自民党を含めた野党に私は申し上げたいのでありますが、この特別委員会という委員会は、互いの案の悪口を言うんじゃない、悪口を言い合つてつぶすという委員会であつてはならない。二十一世紀を目前に控えて、いような大きな課題がある。この課題を解決するために責任ある変革を行わなければならない。私は、このことを十分認識されて政治改革法案の成立を図るべきだ、早急に図るべきだ、そういうふうな思つておる次第であります。

何回も同じことをお聞きして悪いのでありますが、総理の御決意をまたお聞かせ願えればと思ひます。

○細川内閣総理大臣 全くおっしゃることに私も同感でございます。

第一に、何と申しましても、国民から信頼される政治を構築するということが、まずこれは喫緊の肝要事であるというふうな思つておりますし、第二には、その信頼をされる政治の上に立つて、基盤の上に立つて、内外の山積する諸課題に的確に対応していく、そのような体制をつくるかどうか、そういう意味で、今回の政治改革法案をぜひとも成立をさせていただきたい、また私としてもそのような決意で取り組んでまいりたい、このように思つております。

○柳田委員 今回の案でありますけれども、振り返つてみますと、我々、以前野党の立場でいいますと、中選挙区がいいと言つてまいりました、最初のころは。そして、社会、公明さんは併用が次にいい、我々民社党としては都道府県単位の比例代表制がいい、そういうふうな主張してまいりました。そして、解散の直前には、連用制がいいと大分踏み込んでまいりました。そして今回、並立制まで踏み込んでまいりました。

しかし一方、今野党になられた自民さんであ

りますが、最初、海部総理のときは並立制、そして小選挙区制、そして並立制。しかし、海部総理のときと比べますと大分後退をしているという感じがぬぐえないのであります。

我ががなせこまでいろんな政治改革について踏み込んできたか、これは、時代がそういう要請をしたからだと思っております。政治が変わってきた。我々政治家を取り巻く環境が大分変わってきた。もっと言いますと、最大の理由は、政権が交代したというのが私はあるかと思っております。

今回、政府は、ベターではなくてベストの案としてこの我々の並立制を出されたわけでありまして、このベストの案ということについて、もう少し総理の、ベストなんだ、ベターじゃないんだ、我々政府案はベストだということを、もう一回強い気持ちでお伝え願えればと思います。

○細川内閣総理大臣 これは、今までの審議会、あるいはさきの政府提案、あるいはその後の国会での御議論、各党の案、そうしたものの流れを踏まえて出させていただいた、私どもとしては大変重みのあるものではないか、こういうことで出させていただいているわけでごいまして、そういう意味で、政府としては可能な限りいいものをまとめて提出をさせていただいている、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○柳田委員 今いろんな選挙制度の名前をほとんど羅列しました。しかし、多分国民の皆様は、一体何なんだろうか、こうお思いになっておるのではないかと思います。この土日も地元に戻ってまいりまして、いろんな人に話をしました。しかし、ようわからぬのだと。それ以上に、選挙制度が変わったら一体どう日本の政治が変わるんだ、そう聞かれる人もいらっしゃるのです。我々国会議員はそれなりに勉強していますから、十分理解しておるものでありますけれども、まだまだ国民の中にはそういう気持ちをお持ちの方もいらっしゃる。

そこで、担当大臣である山花大臣にお聞きした

いのでありますが、幸いにして今国民の皆様はテレビを見ていらっしゃると思うのです。最近政治がおもしろいと皆さんおっしゃっていただけたので、この機会に、この選挙制度を取り入れたときに、どういうふうな政治が変わり、国民が期待する政治がどういうふうになるのか、少しわかりやすく、簡潔に御説明を願えればと思うのです。

○山花国務大臣 委員がお話しになりました、国民の皆さんはこの選挙制度についてわかりにくいのではないかと、このことについては、私たちもそういう御意見を伺う機会がございます。

全体としての政治改革ということならば、何よりも企業・団体献金の禁止のテーマを初めとした腐敗防止がまずあるべきではないか、ここはわかりやすい。じゃ一体選挙制度はということになりますと、御指摘のとおり、幾つかの選挙制度についての名称まではわかるけれども、具体的な問題についてはわかりにくい、こうした問題があるのではなからうかと思っております。

私も実は、選挙制度、中選挙区制の定数は正問題以来この仕事を担当してまいりましたけれども、その中で、いろいろな議論がありましたけれども、今日の課題としては、全体としての政治改革、冒頭、四法案一絡げに御指摘ありましたけれども、一つにはもちろん選挙制度の問題であるけれども、腐敗防止の問題、政治資金の問題など含めて、全体一体となし遂げるのが今度の政治改革の大きな意義であると思っております。腐敗防止の問題でいえば、制度が変わったとしても議員の倫理が変わらず、そして腐敗防止のための施策、罰則等がなければ同じではないかというところについては、全くそのとおりでありまして、したがって、全体としての政治改革、腐敗をなくす政治改革の一つの大きな柱としての選挙制度の改革である、このことについてまず御理解をいただきたいと思っております。

では一体並立制についてどうなのかということにつきましましては、ポイントとしては、いろいろ制

度ありましたけれども、中選挙区から今度の並立制ということですから、その違いというものが一体どうなってくるかということにポイントがあるのではないかと思っています。一言で言うならば、従来の個人本位の選挙制度を、政党本位、政策で国民の皆さんの審判を仰ぐ選挙制度にしていきたい、ここに尽きるのではなからうかと思っております。そこでありまして、個人本位から出たさまざまな弊害、議員と金との関係、そのことを断ち切っていく、今日の国民の皆さんの要請にこたえるためにも、新しいこの選挙制度が望ましいのではなからうかと思っております。

全く違った制度をとるわけですから、議員も大きな試練に立たされます。同時に、国民の皆様にも、そうした政治とお金の関係を断ち切るための新しい制度をつくるという意味におきまして、並立制、新しい制度につきましても、どうか全体の中心の大きなテーマとして御理解いただきますことを心からお願ひ申し上げ次第でございます。

○柳田委員 よく言われるのは、選挙制度は後で説明聞けばいい、ただ聞きたいのは、中選挙区が並立に変わる、中身はようわからぬのだけれども、一体、並立になったら我々国民の気持ちはどういうふうな国会に反映されるんでしょうか、どう日本の政治が変わるんでしょうか。方法論はいいんだ、後で聞けばわかる、しかしどう変わるのかが本当に聞きたいんだというふうにおっしゃるんですよ。

その辺も含めて、総理、どうでしょうか。もう少しうまく説明、もう少ししつとくるようなものが何かないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○細川内閣総理大臣 今度の四法案、政治改革の四法案というのは、今国民の皆様方が政治に対して持っておられるさまざまな問題意識というものを解消していくために、例えば政治と政治家との金にまつわる部分についてもその辺をきっちりしていこうという観点から、政治資金規正法というものの改正で、制裁の強化とか罰則の強化と

か透明化であるとかそうした問題を思い切って取り入れておりますし、それからまた、選挙制度というのは確かに技術的な問題でございますから、国民の皆様方にとっては大変おわかりにくいテーマであらうと思いますが、しかし、今までは、多くの国民の方々が感じていらしたように、個人本位の選挙というものが行われて、個人の後援会を中心に、同士打ち、同じ党の中でも同士打ちが行われる、党の政策はそっちのけで、そういう形の利益誘導型とも言われるような選挙が行われてきたことは、多くの方々が感じていらしたところであらうと思います。

そういう選挙というものを、もっと政党本位のどうか政策本位の選挙に改めていこうということと、今度の小選挙区比例代表制という選挙制度を導入するというところでございまして、このことによつて多くの国民の民意の反映もできるし、また民意を集約していくこともできるし、私はそうした意味でこれは大変現実的でわかりやすい制度だと先ほど申し上げたところでございまして、選挙の制度、仕組みについても、また政治と金にまつわる部分の問題につきましても、必ずや国民の皆様方の御理解と御支持が得られるものであらう。なかなかこれでもわかりにくいかもしれませんが、そういうことではないかと思っております。

○柳田委員 私もできるだけいろいろな人と会って説明をする努力はしておりますので、今後でもできるだけの説明をする機会をつくらうとは思っておりますが、政府としても御努力をいただければと思います。

今回この政治改革関連法案、審議が始まったわけでありまして、できるだけ早く、自民党さんの協力を得て一括して成立をさせる、これはもちろんでありますけれども、ただ、この政治改革ができた、これは大前提なんです、これだけで果たして政治と官と業、このよく言われる三角形が本当に断ち切れるのだろうか、癒着がなくなるんだ

るうか。私は、さらにしなければならぬことがあるのではないかと思つてゐるのです。それは行政改革であり国会改革、これも早急にしなければならぬ課題だと思つております。

先日の衆議院の本院議で、小選挙区を戦つてきた経験としてお話がありました。一議席を目指して食うか食われるかの死闘を演じてきた、そのとおりなんだらうと思ひます。私は、このことは何を意味するのか私なりに考えてみました。食うか食われるかの死闘、国会議員がそのために何をやるか。選挙区への利益誘導、このことに奔走することではないか。票集めのためになりふり構わないことをするのはないか。それをなくすためには、やはり行政改革、国会改革をどんだん進めなきゃならぬのではないかと。

さらに、この政治改革の大きな目的は、政党中央、政策中心の選挙制度ですから、このことを考え合せても、私は、政治改革をできるだけ早くやつて、そして行政改革、そして国会改革、できるだけ早い段階にやるのがベストの日本の政治を築く道だと思つてゐるのであります。総理、いかがでありますか。

○細川内閣総理大臣 国会の改革は、先ほどもお尋ねがございましたお答えを申し上げたとおりでございますが、まさにこれは国会マターだと思つておりますが、何よりもやはり議会の主義の成熟のために大変大事なことで思つております。また、国民の政治に対する信頼を回復するという観点からも大変重要なポイントだと思つております。それからまた、国会改革をすることによつて、わかりやすい政治を実現するという側面もあるであらう。その三つが恐らく、まだほかにもいろいろあるかと思ひますが、大事な観点ではないか。そういう観点から、ぜひ国会改革にも、今後国会で大きい御議論をいただいて進めていただくことが肝要であらうと思つてゐる次第でございます。

それから、行財政改革、国と地方との関係の問題についてもちよつとお話ございましたが、確

かに、今まで四たびにわたる一括法などによりまして地方への権限の移譲などを進めてまいりましたが、地方分権についてはまだまだ不十分であると思つております。

今後、国と地方の事務の配分の問題でありますとか、あるいは財源の問題でありますとか、そうした問題について、今までの各審議会などの答申あるいは国会での御議論なども踏まえて着実にそれを推進していくということが必要でございます。しよし、また受け皿についての議論というものはまだまだこれは不十分であると思つております。広域市町村圏とかあるいは道州制であるとかさまざまな受け皿議論がございしますが、そうしたものの御議論もまだまだ詰めていただく必要があると思ひます。さらにはまた、法的な整備というものをどのようにこの分権というものを進めていく場合に考えていくのかといったこともございまして、第四には、地方制度そのものについて、やはりこれは掘り下げて検討していくということが必要であらうと思つております。

そうしたことも踏まえて、国と地方の関係全般につきましても、行財政改革の観点からも考えていかなければならぬ大きな課題だと思つております。

○柳田委員 どうもありがとうございます。

○石井委員長 次に、野田総理。

○野田(総)委員 政治改革の質問に入ります前に、我が国にとりまして重要な緊急な問題が発生いたしておりますので、二点について、総理並びに閣僚大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。細かくは関係委員会での早急な審議と対処を望むわけでございます。

二点とは、一つは米の問題、二つ目はロシアによる核廃棄物の海洋投棄の問題であります。

まず、米の問題につきましては、細川総理が十六日、東京都内での懇談で、例外なき関税化に反対する与党合意や自由化反対の国会決議を尊重したい、特段の態度変更は考えていないという発言

をされたということでございますが、そのことは本当なのでしょうか。そして同時に、今までの政府の方針、それから国会決議を今後も尊重するかどうか。この点について、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 ウルグアイ・ラウンドの年内締結というものは、もちろん我が国にとつて極めて重要な観点だと思つておりますし、その成功に向けて努力をしていかなければならないことは当然だと思つておりますが、先般米新聞等々に報じられておりますようなことにつきましては、政府としてそれを提案したこともございせんし、また、合意をしてゐるというようなこともございせん。今までの基本方針のもとで交渉を続けていくということでございます。

○野田(総)委員 それでは、報道されておりますこの、六年間の猶予を条件として米の関税化受け入れの妥協交渉をしてゐるという報道がありますね。これはもう御承知のことだと思ひます。この報道の事実はないと断言できますかどうか。この点、農水大臣あるいは外務大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○畑国務大臣 この二、三日来、各報道機関が、ある意味におきましてはかなり濃淡の度合いが違ふ面があるわけでございますが、種々報道されてございます。明確にお答えを申し上げなくてはならない、かような意味合いにおきましては、一つの事実としてはおわかり願ひたいわけでございまして、十五日、ジュネーブにおきまして、関係先進の十七カ国の農業分野の打ち合わせがございました。その席上におきまして、我が国として米の従来の基本的な、いわゆる例外なき関税化ということについてはできないと明確に否定をさせていただいたわけでございまして、その節、同じような考えの方、立場を表明したのは、韓国並びにカナダであるわけでございまして、三カ国というような現状であるわけでござい

ます。

私自身も、御案内のとおり、総理から指示をいただきました。近く関係諸国の方々と、いわゆる私自身の目、耳で確かめて、重ねて私の、この日本の立場を主張を申し上げ、従来の基本的な姿勢をもつての交渉を、再度強く要請をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○野田(総)委員 しつこいようですが、端的にお答え願ひたいのですが、もう一遍言ひます。六年間の猶予を条件として米の関税化受け入れの妥協交渉をしてゐるという、こういう交渉は、交渉しておる事実はないということ、イエスかノーかでありと答えてください。

○畑国務大臣 我が方からそういう提案をしたことはございません。

○野田(総)委員 もう余り言ひませんが、提案されたことはあるのですか、ないのですか。

○畑国務大臣 提案をしたことはございません。

○野田(総)委員 では、こういう報道されておるようなことを日本側から提案したこともなければ提案されたこともないということ、この公式の場で、担当大臣として責任を持つて、そういう事実はないということを断言されたということと受けとめておきます。

次に、ロシアが日本海において放射性廃棄物の海洋投棄を再開したという報道があります。

まず第一に、その事実関係はどういうことなのか。第二に、先般の口首脳会談でこの問題については当然話し合いが行われたはずだと我々考えておりますが、その点どういう内容の話をされたのか。そして第三点、今回の海洋投棄について、政府に対してロシア側から事前通告があったのかどうか。この事実関係について、ぜひひとつ総理あるいは科学技術庁長官、明確なる御答弁を願ひたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 事実関係につきましては担当大臣の方からお答えをさせていただきますが、先般のエリツィン大統領との会談におきまして、海洋投棄についての合意はございません。こちら

から一方的に、そのようなことは厳にやめてほしいと、こういう申し入れはいたしました。そして、その申し入れに対して、申し入れに対してと申しますか、そのことについてできるだけ早く、できれば年内にでも合同で調査をやりたい、こういう申し入れをして、それについてはできるだけ早ければ、こういうことになったわけでございます。

事実関係につきましては、大臣から御答弁をさせていただきます。

○江田国務大臣 国民の皆さんに大変御心配をかけていることとしまして、報道はもろろん承知をしております。しかし、まだ報道だけです。事実がよくわからない。そこで、早速事実関係を確認をしたいと、外交ルートを通じてロシア政府に対して確認を求めているところでございます。事実であれば、これは我が国初め周辺諸国への配慮に欠くものであって、大変遺憾であると言わざるを得ない。そうなりますと、投棄の即時停止を求めて強く申し入れをしなきゃならぬと思っております。

ただ、再開というお話ですが、去年あたりからこれは問題になっていまして、そして即時の中止とそれから情報をつかりこちらに教えてくれること、同時に共同で調査をすること、こういう申し入れをして今までずっと話し合いをしてきておりますが、即時の停止ということについては、ロシア側が即時停止しますという、そういう約束を我々にいただいている状態ではないので、再開という言葉の表現がどうであろうかというのは一つあると思いますが、いずれにしても、こうしたことがないよう全力を挙げていきたいと思っております。

○野田(毅)委員 この問題は、大変重大な問題でもありますが、関係委員会を引き続ききちんとした対応をやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

いよいよ政治改革関連法案の審議が本委員会では始まるわけです。それに先立って、細川総理に

は、同じ熊本の県民の中から大変誇りにも思い、また期待をしておるわけですから、しっかりと、今申し上げたいろんな国益という角度から、ぜひ筋を通して頑張ってもらいたいと思っております。

特に、まあ大変だと思えます、連立八会派ですか、さまざまな考え方をこの前の選挙のときにはおっしゃっていたわけですから。だから本当は、せっかくこういう政権が、国民からの支持の高い政権ができるのなら、選挙が終わってからその公約を、お互いの各党の政策を後から寄せ集めて政策合意をするというやり方ではなくて、本来なら選挙前に有権者に、自分たちが選挙で勝利をすればこういう政策に基づいてこういう性格の政権をつくりましますと、言うことが本来であったと思えます。

この点は多くを割く時間ありませんが、少なくともやはり政権を選ぶ総選挙という中で、そのときに有権者は、その政党を選んだ有権者は、それと違った政策を行うようなことになったのでは全く裏切られたということになってしまふ。今はたまたま、長い間の自由民主党の単独政権が崩れた、その中に新鮮さとか何らかの変化を求める声もあって、そういう意味での期待感があって、熊本弁で言うところ「わさもんずき」ということもあるけれども、そういう新しいものへの期待感がそういう根本問題を少しネグっておるような気配もなくはない。

そういう点はぜひ、八会派の中の意見調整をすること大変御苦労いただいていることは重々わかります。それは自衛隊法の問題であつたり、あるいはこれから消費税どうこうするとかいう話であったり、米の問題であつたり、非常に御苦労なことだとは思いますが、せっかく総理になられたんですから、ぜひ、長く続けようと思わないで、ともかくやはりこの問題は必ず国家のために、国益を中心にして、国民のために何をなすべきかというところで頑張ってもらいたい。そのことで頑張れば、結果としては、自由民主党にとっては残念なことだけれども、この政権は長く続くかもしれない。

ない。そういうことでぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

そういう意味で、今度政府案がようやく、いろいろ御苦労の結果であります。こうやってお出しになった。我が党は我が党として、過去いろいろな変遷を経たのであります。少なくともその中で、理論的体系と云うと少し言い過ぎかもしれませんが、少なくとも今回の政治改革の基本的理念に、我々は、より原則というものをしっかり重んじた姿で体系を再編整備をした案を出しておるといふ、この点はぜひこれからの議論の中で明らかにさせていただきたいと思っております。

そういう点で大変気になりますのは、先般の総理と政府・与党ですか、先週末行われた中で、十一月の五日までに無修正でこの衆議院を通過させたいということが、どうやら政府・与党の間で話し合ひをされて確認をされたという報道があります。この点は事実でしょうかどうでしょうか。ひとつ総理、総理も参加をしておられたに報道されておりますがね。

○細川内閣総理大臣 先般の政府・与党連絡会議におきまして、日付までどうだったかわかりませんが、とにかく政府案は、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな経緯を踏まえてでき上がってきたものでございますし、とにかく日程的に考えますと、参議院の日程、審議の日数などを初旬ぐらいには衆議院が通過をするということではないと、なかなか年内の成立は難しいのではないかと、そういったお話は確かに出ていたと思っております。

今、この政治改革について国民の関心も大変高いものがあると思っております。また、この政治改革の法案を仕上げることによって内外の課題にも的確に対応していくことが初めて可能になると思っておりますので、ぜひひとつ成立に向けて御理解と御支持をいただきたい、御協力をいただきたい、このように考えている次第でございます。

す。

○野田(毅)委員 この問題、入り口で押し問答してもしょうがないのですが、大事なことは、早く、私どもも早く成立させたいのです。この問題でもう既に過去二回内閣をつぶしております。我が国はこの政治改革問題だけにかかわっている余裕はない。一刻も早くやはり堂々たる政治改革をなし遂げて、あるいは経済の問題なり、あるいは国際政治の中で日本がどのような役割を果たしていくか、緊急課題が山積をしておるのです。そういう意味で、これは決して、総理が年内に成立をさせる、もしできなければ責任をとるとおっしゃった、だからその揚げ足をとってどうのこうのというのじゃないのです。これはそういう意味で我々も急ぐわけなんです。ただ、そのためには、大事なことは、少なくとも余りベストとは思えない、我々からすればそれは政府案としてまとめるために、こういう形でしか連立与党の中がまとまらなかったらと推測をしております。それだけに御苦労も多かったと思う。逆に言えば、それだけ筋が通っていない、言うなら木と竹をいっばいつなぎ合わせている、論理矛盾がたぐさん入っている、そういう案になっておるといふこともこれから明らかにしていきたいと思っております。

そういう意味で、今回の政治改革の問題は世界もやはり注目しているわけです。これだけの日本が二つの内閣をつぶす、今まさに最大のテーマになっておる。しからば、どういう考え方で制度を改革しようとしているのか、でき上がった姿はどういう考え方に基づくものなのかというところがやはり明らかでなければ、ただ単に八つの政党の主張を足して八で割ったとか、あるいは九つの政党の主張を足して九で割ったとかいう、そういう継ぎはぎのことではないかにも理念のない姿にならざるを得ないということです。

そして同時に、これは単に衆議院の選挙制度だけではないということです。少なくとも政治資金の規制などは、あるいは参議院、あるいは地

方政治、全体にも甚大なる影響をもたらすわけであり、やはり議会政治のそういう根本を決める大事な事柄であるだけに、これだけはぜひひとつ、余り最初から肩に力を入れないで、むしろ政府案を通してくれというよりも、ぜひ自民党と一緒に、そして一緒に案づくりをしよう、そういう意気込みでこれからの審議に政府は臨んでもらいたい、私はこう思っているんです。そのことの方が結果としては出口は早くなるのではないかと。政府案の無修正ということにこだわると、結果として私は出口はどんどんどんどん遠のくようになると思います。

そうでなければ、議会政治のまさに土俵を決める話です。これはかつて自由民主党が単独政権をとつていろいろ御批判をいただいたけれども、少なくとも事この選挙制度なり政治改革の問題だけは絶対に、私もこの委員会の筆頭理事、責任者でした。前国会でも自民党の出した案をここで採決をすればよかったかもしれない。しかし、あえてこれは、多数決だけで決めるだけではないか、少なくとも与野党の合意をいかに形成していくかということが大前提でなければだめだ、こういうことを私は感じたからです。

しかも、与党の中の最大政党は社会党です。社会党が七十幾つかの議席がある。しかし、我が自由民主党は三倍あるんですよ。少なくともこういう現実を考えたときに、余り出口に、出口を急ぐことにこだわると余り乱暴なことにならないように、ぜひひとつもう一遍確認をしていきたいと思つています。そういう点で、まず総理のこの点についての御所見を改めて伺いたいと思つています。

○細川内閣総理大臣 再々申し上げておりますように、今回の政治改革法案につきましては、政府としては今までのさまざまな御議論を踏まえて出させていただきましたわけで、政府としては一番いい、考えられるものを出させていた、こういうふうな申し上げざるを得ないわけですが、ただこれも、今まで委員会でしたか、あ

るいは本会議で御答弁申し上げたのちやうと記憶しておりませんが、国会の一般的な議案主義のあり方として、いつも百点満点主義である、我が党の出したものをすべてのまなければこれはとて我が方は受け入れられない、こういうことでは議案主義は成り立たないわけではございませんか、百点満点とりたところだけれども七十点、八十点で我慢しようというところがあるやうに議案主義の私は一番基本的なところだと思つておりますから、それは大いにひとつ国会の中で、委員会の中で御議論をいただくべきことであらう、いただくのが本筋であらうというふうに思つております。

ただ、重ねて申し上げますが、政府案はやはり今までの経緯などを踏まえて、選挙制度審議会の答申もそうでございますし、海部内閣当時に出された政府案もそうでございますし、その後の各党の出されたものなども踏まえまして、結局落ちつくところはここではないかというところから、恐らくこの案につきましては自民党の方からも御理解と御協力が得られるのではないかと、こう期待をしているところでございます。

○野田(毅)委員 この点はもうよく言ひませんが、出口を急ぐならば、やはり中身についてもっと謙虚な努力が必要だということだけ申し上げておきたいと思ひます。

それから、委員長にこれだけあらかじめ確認をしておきたいのだけれども、そういう意味で、我々はいたずらな審議引き延ばしをしようとか、かつての野党がやつたやうなやり方をしようとか、思ひません、その点は、胸の痛みどころも、政党もあるいはあるかもしれませんが、そういう政党の方々が今になって与党になれば、後は民主主義は多数決でございますなどと言つてゐるのを聞く、どういふことなんでしょうかねと、本心に嘆かわしい限りだと思ひます。そういう点で、端的に言ひますが、委員長、もう強行採決はやらな

いということだけはこの際確認をしておきたい。どうですか。

○石井委員長 私は、長年自民党籍にありまして、皆さんとともにこの問題で苦楽をともにした者であります。したがって、今野党であります自民党の御意見を十分聞き入れ、慎重に審議を重ね、そして厳正中立に委員会の運営をすることを申し上げておきたいと思ひます。

○野田(毅)委員 政府案の問題点、あるいは我が党案との相違について、これから少し進んでいきたいと思ひます。

細かく見ますと、自由民主党案と政府案の相違点は二十項目以上あります。細かく見ますとね。大変あるんです。ただ、その中で、基本的なスタンスとしての問題からいへば、私は三つの考え方の違いがあるんじゃないかというふうに感じております。

そのうちのひとつは、何といつても、先ほど来の御議論の中で、選挙制度、民意の集約とか反映とか言つています。しかし、民意の集約とか民意の反映とかいうことはむしろ余り、小選挙区なら集約で比例なら反映だといふこんな論理は、私はないと思ひます。選挙そのものが民意の反映なんです。基本的には反映であり、集約なんです。だから、それぞれのその仕方かどうかというのと、なんですね、基本的には、

そういうことで考えると、何といつても、衆議院の選挙制度を考えると、参議院との関係と、いふことを抜きにして考えてはならぬということ。これは当然のことながら、憲法体系からいって、我が国会は衆議院と参議院、二つで合せて一つの国会を形成するわけです。しかも、憲法制定経緯からいって、GHQが憲法草案を出したのは一院制であつたことはもう御承知のとおりです。細かくは言ひませんが、それはやはり議院内閣制のもとにおいて、イギリスでもドイツでも、そうでしょうが、実質的には一院制に近い形でしよう。したがって、その一院の国会を形成する中で、まさに政権の選択という事柄と、できるだ

け多様な民意を多様な形で反映する仕組みをつくつていくといふことの知恵があらわされて行われるといふのは当然のことです。

その点で、我が国の場合は、どうしても二院制をとりたといふ中から、衆議院の特性ではない、参議院の特性といふことをまず考へておたわけでしょう、当然のことながら。そういう意味で、衆議院がややもすれば行き過ぎになるかもしれないが、それをチェックし抑制をする、あるいは時によつて補完をする機能としての参議院の位置づけがある。それならば、その役割にふさわしい民意の反映の仕方を考へるのは当然のことです。そういう点で、私も、考へるときに当然その両方の特性を考へた選挙制度を想定する。この点で、政府案の方は一緒くたになつています。残念ながら。

先ほど来の与党のいろいろな御議論を聞いておつても、非常に自己完結的なやり方をしようとしてゐる。衆議院だけで自己完結的なやり方をしようとしてゐる。それならば、もう参議院要らないではないかといふことになりかねない。この点の一つの大きな違いだと思つてゐます。

それから二つ目は、政府案では、地方の政治とかあるいは地方議員の立場、地方住民の立場とかいふような配慮が大変欠けてゐるのではないかと。これは、例えば全国単位の比例制とかあるいは一律の企業・団体献金の禁止といふ問題、これによつて、地方の圧倒的多数の無所属議員に対して、どうやってその自由な政治活動を保障していくかといふ配慮が全くない。地方分権といふことだけではないんですよ、地方自治といふのは、権限関係を地方に渡すだけではない。財政的な裏づけをつくるだけではないんです。地方の政治そのものが自由な発想によつて住民の自治の中で活性化していかねば、本場の地方自治といふのは達成されません。ところが、政府案でいくと、おのずから地方の議員が中央の政党内系列化されざるを得ないといふところに追い込んでいくといふことになる。このことは、まさに地方自治といふ、

地方分権という細川内閣の目指す方向性と逆の発想になっているのではないか。こういう問題を指摘しておきたいと思っています。

それから第三番目。政府案では、企業・団体献金は悪であって個人献金は善であるという、非常にある意味ではわかりやすい単純な発想に乗っているかと思えます。しかし、果たしてそうなんだろうか。そういう楽観主義に基づいて、議会政治の歴史というのは、まさに公権力とどうやって自由な政治活動をやらしていくかという、まさにその対立関係の歴史じゃなかったですか。そういう公権力の介入を極力排除して健全な政治活動を助長していくんだという、まさに議会政治の本来の目的というところを見失っているのではないかと、私はそのように思います。これは、後ほど個々具体的に申し上げていきたいと思っています。

そこで、この三つの基本的な考え方の相違、この考え方の相違から、実は具体的な制度、仕組みをつくっていく上で、政府案のような難さはどのやと、我が党の、今総理は自分たちだけが正しいんだということでは成り立たないとおっしゃったけれども、少なくとも、制度を構築しようというところであれば、それをベースに流れる基本的な理念というものがなければこれは長もちしませんし、弊害をもたらすだけだと私は思います。

そこで、まず第一点、衆議院と参議院のそれぞれの役割をどのように総理は考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるよう、衆議院と参議院が補完的な役割を果たしていく、二院制の趣旨というものが生かされるような存在として機能していくということは、これはもう我が国の二院制の一番基本的な課題でございますし、そのようにあるべきであるという認識については全く同じでございます。

今回の並立制の法案の中で、政府が提出しております法案の中で、参議院の趣旨が生かされないのではないかということでございますが、この点につきましては、今の参議院の選挙の制度と違い

まして、例えば重複立候補制を認めているというように、あるいはまた総定数においても参議院とは全然違っているわけでございますし、また小選挙区の数も全然違っているというところもございましょう。それからまた、政党の名簿登載者、これは、政権の選択の意思を明確にするという意味で、今回の法案の中では政党の名簿登載者しか推薦できないということにしているといったようなこと。そうしたようなことから、参議院の選挙の制度とは、まだそのほかにもあると思います。が、大分違っているのではないかと、今回の選挙制度の改革法案というものが直ちに二院制の存在の意義について云々ということにはならないのではないかと、このことを再々申し上げてきています。

今後、この衆議院の選挙制度の改革ができましたら、引き続き参議院の選挙のあり方についても、制度のあり方についても御議論をいただきまして、一刻も早く参議院の選挙改革にも手をつけられるような状況になればと願っているところでございます。

○野田(毅)委員 私は、そこなんです。つまり、私どもは、基本的に衆議院の選挙制度というのは、いろんな選挙の意味合いはありますが、第一義的に有権者が直接政権を選択する選挙である、これは。したがって、それが端的に反映される小選挙区を主体とした仕組みが衆議院において望ましい。だから一つの選挙なんだ、基本的に。衆議院の選挙は一つの選挙です。

これに対して参議院は、そういう衆議院の首班の選び方、選挙のあり方からして、当然いろいろと行き過ぎがあるいはあるかもしれない、だからそれをチェックするための院として参議院がつくられたという憲法の制定経緯からして、参議院は最初からそういう意味で民意の反映の仕方を完全並立制でやってきたんですよ、御承知のとおり。つまり、全国区と地方区という二つの選挙を同時にやることによって、衆議院とは異なった幅広い

民意の反映のさせ方を参議院では構築してきた。そのことが逆に、憲法上なぜ二院制かという、憲法制定国会の中でその議論が行われた理由の一つに、参議院では全国区と地方区という、つまり地域代表と職域・職能代表という異なった民意の反映のさせ方をやることによって、しかも解散のない参議院をつくることによって、衆議院のいわばバイアスをチェックするんだという、そして、合わせて一つの議会をつくるんだということになっているわけでしょう。そういう意味で、衆議院は最初から一つの選挙なんです。

ですから、私どもはあくまで、この同じ並立制という言葉は似ておりますが、我々の案では小選挙区が基本であって、その中の議席に反映されなかった比較少数の意思を捨てないという意味で、比例代表を加味することによってバイアスを防止するということなんです。あくまでそういう意味では主と従の関係にある一つの選挙なんだ。だから一票制なんです、だから重複立候補なんだ、だから三百対百七十一なんです、こういうことなんです。

ところが、総理のおっしゃるような、あるいは政府案のようなことでいくと、二百五十対二百五十だということになれば、はなからこれは二つの選挙を同時にやる話になる。考え方の基本としては、少なくとも現在の参議院の選挙の基本的考え方と全然変わらぬ。逆に言えば、参議院の選挙の二つの選挙をやるという考え方を徹底するならば、重複立候補を認めることの方がおかしいということになるのです。何で一人の候補者が同時に二つの選挙に立候補できるのですか。そうでしょう。だから二票制じゃだめなんです。だから二つの選挙をやっちゃだめなんです。

あるいは、我々が考えております異党派投票の問題も、後ほどいろいろ議論してもらいます。一つの選挙で政権を選んでもらう上で、二票制によって、そうでしょう、一人の人間が、有権者が、小選挙区ではA党の候補者を選び、比例ではB党の候補者を選ぶという。一体どっちの政党に

政権をとってもらおうとしているのですか。まさに精神分裂じゃないですか。そういう意味で、二票制ということもおかしいのではないかと、そこから来る異党派投票もおかしいのではないのかという実は考え方の相違が出てくるわけです。

そういう意味で……(発言する者あり) ちょっと黙って聞きなさい、あなたの方。そういう意味で、ただ単に足して九で割るということではありませんよ。やはり、なぜこういうシステムをとるのかということの説明が国民に対してもなされなければならぬということをお願いしたいから、こういうことを申し上げておるわけです。

それからいま一つお伺いしたいのは、基本的に有権者と政治家と政党、この三者があります。代議民主政治の基本、選挙の基本は何かというと、やはり有権者が選んだ政治家との、この関係、支持をし選んだという関係と、この政治家が有権者に対してこたえる責任がある。そしてそれと同時に、その政治家の所属する政党との関係があるわけですね。この三者の関係をどういう順序で考えておられるのかなというところを実は感じております。

そういう点で、代議制の基本は政党が候補者を選ぶのではないのです。やはり、あくまで有権者が代表者を選ぶという論理でなければおかしい。そういう点で、根本的に私は比例制度そのものについてそういう意味での問題点はあると思っております。そうでなければ、政党が現実問題候補者リストを出すのでしよう。だからこそ、今参議院の比例区が大変な問題になっている。これは五十対五十です。これは二百五十対五十というふうになつたら、その問題をどうやって克服するのでしょうか。いろいろ不祥事件が起きているのか、あるいは、独裁的なだれかの言うとおりに候補者のリストがで上がった順位の上がるといふことにならざるを得ないのです。その候補者は、有権者に忠誠を尽くすのか、あるいはその独裁者に対して顔を向けて政治をするということになるのか、それが代議制の基本になれるのだろうか。

しかも、政権を選ぶような選挙の中で、それが小選挙区と同じようなウエートを持ってやられるということになると、私は考え方が余りにもおかしいではないかということをお願いしたいと思うわけですよ。

そういった議論、きょうは私はトップバッターですから全体のさわりだけを申し上げて、一つ一つの細かい議論はこれから同僚議員に詰めていただきたいと思います。

もとに戻りますが、まず、総理はそういう意味で、私が言った有権者と政治家と政党というこの三者の関係をどのようにあるのが望ましいとお考えなのか。比例制というのは、有権者があって政党があつてそれから政治家という形になるわけですね。そうでしょう。ただ、今は余りにも真ん中にある政治家の個人が前面に出過ぎている。そのことがいろいろな問題を起している。だから、この政治改革の考え方として、それをどういう仕組みに持っていくかとするのか、やはりこのところをあわせて考えておく必要がある。だから、比例制を入れる場合に、そういう基本的な問題点をどうやって是正していくかということもあわせて考える必要がある。そういう点で、我が党は少なくとも全国単位ではなくて、参議院との関係だけではないのですよ、そういう意味で全国単位ではなくて、比例で選ばれた政治家であつても有権者との関係がより濃密というシステムを考えるべきであるということも、県単位をとった一つの理由でもあるわけですよ。

そういう点で、この三者の関係について、総理、少しお考えがあれば、私の言っていることが間違っている、独断だということであるなら御指摘をお願いしたいと思います。

○石井委員長 佐藤自治大臣。――まず答えてから、その次に総理答えてください。簡単にひとつどうぞ。

○佐藤国務大臣 今野田委員から、衆議院の選挙というものは政権の選択であるということ非常にウエートを置かれて、それで首尾一貫言われたわ

けでありますけれども、私たちは必ずしもそれだけではないという前提に立つて今度の法案を出させていただいているわけでございます。

そして、政党が上に立つから有権者がわきに置かれてしまふのではないかと御心配がございましたけれども、これは、重複立候補というのを認め、惜敗率ということをやつてもいいですよというところには、有権者の意思というのは十分働く機能というのを入れていくわけでありまして、そういう意味では、今言われました有権者と政党と政治家というものでいえば、一番大事なことは言うまでもなく有権者であることは間違いないわけでありまして、私たち、そういうことで、政党自身のそういった候補者を選ぶあり方についても、今独裁という言葉をお使いになりましたけれども、そのようにならないようなことも十分組み込んで本法案は提出をしているということを御理解をいただきたいと存じます。

○細川内閣総理大臣 今大臣から申し上げたことにはほゞ尽きていると思いますが、衆議院の選挙制度というのは、おっしゃるように、政権選択の意思というものが明確に出てくるということがもちろん必要であるわけでございますが、と同時に、やはり民意の反映ということも極めてこれは大事なことであるというふうに考えておりまして、その両方を相互補完的にあわせ持った制度が私どもとしては一番いい制度であろうということと、並立制というものをあわせていただいているわけでございますから、そこにおきまして、今お話がございました、有権者と政治家と政党というものの三者の関係も、そのような形の中で私どもとしては整理をさせていただいているということでございます。

○野田委員 これは指摘しておきたいのですが、現在の参議院もそういう意味で衆議院とは違う役割があるので、それにふさわしい選挙制度をということでは組まれているわけですね。それが大体百五十二対百ですね。地方区と比例の割合、約六対四ですね、参議院が。何で衆議院の方がそ

れをさらに比例の割合を高めるので、どういう論理体系に立つのだろうか。やはりそういう問題があるのですよ。ですから、これから一つ一つ詰めていきたい。

特に、三百について。これは、羽田大臣、数年前から自民党の中で選挙制度調査会長として御苦労いただいた。あのときに、私も先生の下で委員長をやった。全国行脚もし、そういう中で三百という、これはやはり先生から答えてもらうよりも申し上げた方がいいかもしれません、当然客観的な第八次審議会の答申というものをまず踏まえたいということでしょう、客観性として。それから同時に、これは細川総理がメンバーに入っておられるのですけれども、民間政治臨調。たしか入っておられるでしょう。これがこの前の国会で提言された。やはり三百じゃないですか、小選挙区の数は。(発言する者あり) いや、連用でも同じですよ。基本的に小選挙区の数をどうするかということ。三百じゃないですか。

ですから、なぜ政府案の作成過程の中で二百五十になったのか。この点については、いろいろ内心にじくじたる方々が多いのではないかと思う、実際問題。新生党も最初は三百を主張していたのだ。これは、武村さん、いなくなつたけれども、彼にしても、二百五十と二百五十というのは、たまたまテレビの討論会でそのときの思いつきで言っただけだと、私は現実に本人と連絡をとって聞いたのだから。

だから、それが基本だと言っているのです。だから、それが基本と言っているのですよ。二百五十対二百五十を原則で絶対譲らないとは言っていないのだ。それは本人に確認したいと思つていますが。そういうことからしても、私は、もう少しこの数の問題については柔軟にお考えになつた方がいい。

それからもう一つ言えば、区割りの問題なんです。私は、二百五十になつてどういう区割りになるかわからぬけれども、恐らく二対一ではおさまらぬですよ、格差が。三百でさなかなかなか容易

なことではない。

それだけではない。もう一つの問題は、だれがつくるかということです。区割り委員会をつくることになつていきます。しかし、あえて言えば、三百は、二年前に海部内閣のときに第八次審議会がおつくりになつた区割り案をもとにして、法案としてオープンになつていきます。そのいい悪いは別です。しかし、それ以外のものは、自称学者とか評論家と称する人が勝手につくつていただけだ。鉛筆をなめている。この区割りを具体的にどう作成するかということは、極めて党利党略の絡む話であります。

それだけに、どれだけ、いかに透明度を高めようと、いろいろな疑心暗鬼は避けられない。だからこそ、いいんだよ、三百を、区割り変えていいんですよ、海部案を。そのかわり、この前にその案があつたから、その案をどういう理由でどのように変えたかということが、逆に透明度が高くなるということなんです。それ以外のやつはその原点がないんですよ、そうでしょう。やはりこのものは透明度の高い作業が必要だ。そうでなければ、何とかマンダートということに必ずなりますよ、これは。

そういう現実論から考えても、幾ら区割り委員会というものをつくつたって、大体今まで政府の審議会が、みんな言っているじゃないですか、政府の隠れみのだつて。どんな審議会でも、メンバーつくつたって、ここに座つておられる皆さん方、みんなそう言ってきたんだから。

そういうことを考えますと、やはりそういう現実政治的なことをも頭に置く必要がある。この点について、三百という小選挙区の数あるいは二百五十という小選挙区の数、よもやどうしてもこれではさなかならぬということを言わないとは思いますが、総理、この辺は十分お互いに勉強する余地があるという程度のこととは言えるということでしょうね。どうぞ。

○細川内閣総理大臣 二百五十、二百五十という数字は、これは相互補完的に、一番両方の持ち味

が出るという形としてよいものであろう。そしてまた同時に、今までの経緯を踏まえまして落ちつくところに落ちついた、こういうことでございまして、私どもとしては、政府としてはこういうことであろうというところで出さしていただいているわけでございますから、この辺が妥当なところではないかという感じを持っているところでございます。

そういうことでぜひひとつ御理解をいただきたい、こう思っておりますので、何とぞ御支持のほどを、御協力のほどをお願い申し上げます。

○野田(毅)委員 ちよっと、これ少し細かいところへ入り過ぎたのでなんですが、もう一つ、全国単位が県単位かという問題、これは実は非常に大事な問題であるんですよ。これは、全国の方が幅広い意見を、民意を吸収できると言う。そう言いながら、片っ方は三%の足切り条項をつくっちゃった。これは全く論理矛盾じゃないですか。

じゃ例えば、これは法制局長官に聞いてもいいね、三%なら違憲ではないが、それなら一〇%だったら違憲ですか。ちよっと答えてください。足切り条項。

○大出政府委員 ただいまの問題は、いわゆる法のものとの平等との関連で憲法上問題が出てくるのではないか、こういう観点のお話かと思えますけれども、三%であればどうか、一〇%であればどうかというのは、数字の上で直ちにこちらが違憲、こちらが合憲という言い方というのは難しいと思います。そうすることの合理的な理由というものが十分に説明されなければいけないということであらうかと思えます。

○野田(毅)委員 これ、もう時間の関係がありますからなかなか詰められないんですが、私どもはたしか二年前、そういうことで二%で出したことがあります。しかし、どうしても合点いかなかったんですよ、それは。それはなぜかということ、だって六千万有権者の三%という二百万票でしよう。これはしかも投票をさせた後に強制的に

切り捨てるんですよ。そのことの問題点、これだけは指摘だけはして、いずれ同僚議員からさらに詰めてやってもらいたいと思えます。

それから、特に、全国単位にするということは、地方の住民の不安というのをどう考えておられるのかな。例えば熊本県、我が県で言うと、今代議士九名おりますね、一区、二区合わせて。それが政府案でいくと四人になるでしょう。小選挙区四つになるでしょう。そうすると、九人から四人に減るでしょう。これは熊本県だけではないのです。全国みんな同じような問題が発生するんです。全国比例で、むしろその政党のどれか知らぬ人が決めたような形で飯に入ったとしても、それは県選出の代議員ということにならないですね。県選出の代議員ではない。

今地方の時代を言う中で、この不安が非常に大きいんですよ、基本的に。それは一遍耳を澄まして全国聞いてもらいたい。どれだけ地方がこの問題に危機感を抱いているか。そういうことから考えれば、我々はやっぱり県単位でなきゃならぬ、しかも小選挙区の投票結果を補完をしようということであるならば、小選挙区を含む県の中で補完をするというのが理の当然じゃないかという問題も実はあります。これも政府案の、さっき申し上げた問題点の一つだと思えます。

もう時間がありませんので、次の課題にいきなしたいと思います。

政治資金の関係をすけれども、ちよっと読みます。

政治活動の自由や結社の自由の一環として、さまざまな利害集団が特定の政党への財政援助や独自の政党設立などを通して政治過程に参入し、参加する自由の重要な意義を考えると、政治腐敗など特定の害悪除去のための特定の規制や、一定の制約を超えて、その一律全面禁止を正当化し得るのには容易でないと思われる。世界的にも、カナダのケベック州やアメリカ、ただし、アメリカはPACという別個の組織を通じた企業献金の制度が認められておる。こういうものを除いて企業献金

を禁止している例が見られないのもそれがはらむ原理上の問題性の一つの反映であらう。

また、禁止論は、党費のみで政党財政がすべて賄われるという状況は主要な西欧諸国のどこにも存在しないという現実を前にするとき、代替財源をどう確保するかという現実的課題にもこたえなければならぬ。

確かにいろいろと合法的な政治献金の区別の微妙さはあるにしても、十分な論証もなしにすべての企業献金をわいろと決めつけるその乱暴な把握が気になるし、また政治資金提供権を主権者たる国民の参政権に基礎づけたり、企業等の政治活動と献金行為とを区別したりすることにより、その禁止の正当化を試みる主張もあるが、資金提供活動の権利は広く政治活動や結社の自由の一環としてとらえるべきであり、参政権固有の権利として狭く限定すべき根拠や、政治献金行為がその他の政治活動と然らずと区別され自由の保障対象から除外される根拠も十分説得的に示されていない。少し長くなりましたが、これは決して自由新報に載った論文ではありません。これは神奈川大の先生で田島さん、青法協の議長さんですよ、青法協議長さんの論文です。長々言いましたが、後で速記録をよく見ておいてもらいたい。

つまり、企業献金イコール悪で、個人献金イコール善だというこの立て方は絶対に間違っているということだけ、これは本当に健全な議会制民主主義をここから崩していくかもしれないという私は危機感を覚えています。

さつき地方政治の問題を言いました。これは、このところをぜひ強調しておきたいと思っております。そうでなければ、さつき政官業の話がありますが、大体、官を入れるのは私はどうかと思う。政治家と、いわゆる経済界、業界とのつながりの問題、このつながりは、率直に言って私は、日本の国会議員もいろいろ言われるが、アメリカの議会よりはるかに軽度だと思っておりますよ、この点は。これは羽田大臣もよくおわかりだと思ふ。アメリカの方がはるかに議会人が業界の代弁者に

なっているじゃないですか。そうでしょう。

私は、本当にわいろであるかどうかということではなくて、決めつけられない、だから合理的な一定の根拠の中に制約を設けたりということはあつていいし、そうすべきだと思います。しかし、これを全部悪だということになると大変だな、議会制民主主義が根底から覆つてしまふんじゃないのかというのを先ほど来申し上げているのですよ。だから、世論におもねるといふことではなくて、このところは一審大事なポイントの一つなんです。このところをぜひ御検討願いたいと思っております。

大事なことは、いかにそういうような企業献金などを表面化させるかということなんです。潜らせてはいけない。大体、事件が起きているのはみんなやみなんです。それがみんないろいろな違法性を持っているのです。逆に言えば、違法性を持っているからやみに潜ったわけなんです。だから、正当な企業献金まで罪悪だと決めつけてしまったら、私は逆の結果が起きるんじゃないかということをおそれますね。

それよりも、今我々がやるべきことは、表面化させて透明度を高めて、一定の限度の中に健全な形でやってもらうということです。このことに集中していかないと、ただ単に企業献金をやつければいいというもののじゃないかと思っております。

それからいま一つ、個人献金もそうなんです。個人献金は善だと言う。だけれども、本当に、じゃ各閣僚の皆さん、個人献金いただいている人もあると思うけれども、企業献金と比べて個人献金の方が善だと思えますか。私は変わりないと思えますよ、基本的に。あるいはより個人的な利害に結びつくようなものが入るかもしれない。その危険性さえある。特にそれを今回税制で促進しようという、個人献金を。そういうような話になりますと、個別には言いませんが、つい先般も神奈川県で、あれはこの政党の候補者だったか、逮捕されましたね、回し

をやつて。言うならば国家の税金を搾取する話であります。詐欺する話であります。だまし取ったんです。これが千葉県でもどこの政界でそういう似たようなことがあった。もしこのことを強引にやりますと、地方政治の中で横行することになりかねないのです。税務署はそこまで一々チェックできませんよ。

そういう問題点もはらんでおる。そういうことをぜひ政府サイドは、佐藤さん、自治大臣、やはり冷静に考えた方がいいと思いますよ。これもまたいずれ同僚議員が細かく質問をさせていただきます。

まだまだ質問したいのですけれども、待つていますから、じゃ、最後に私から申し上げておきますが、重ねて、ほかにもいろいろな問題点ありますが、ぜひ総理、急がば回れということを手服膺してもらいたい。急がば回れです。そしてその中で一緒に、政治改革をやるのは決して細川内閣だけの責任じゃないのです。我々もその責任を感じているのです。それだけによりよいものをつくらなければいけないのですよ。そうして初めてできるのです。

ですから、年内にできなければどうのこうのとかいうことにとらわれて、逆にその余りにも強引にやつたとしたら、私は政治改革できかないと思いますよ。本当にやろうということであるならば、どうやって、その共同作業をどういう場でどういう中身でやっていくかということに全力を尽くすべきである。ただ、残念ながら、この国会が始まってもう一カ月だ、先月から。その努力がなされた形跡がない、この一カ月間。官邸はサボつておる、率直に言つて。そのことをぜひ重ねて申し上げておきたい。

もう一遍、最後に、その点を総理はどう対応するのかお述べをいただきたい。

○細川内閣総理大臣 先ほども申し上げたとおりでございます。急がば回れというお話もよくわかりますが、政府としては、今までの長い間の経緯を踏まえて、過去五年間に二度も内閣がこの法

案ができないためにつぶれてしまったというような、そういう大きな課題でございますし、ぜひ今回は十分御議論を尽くしていただいて、そして、いい実りのある成果が出てまいりますように、政府としても今のお話を拳々服膺して頑張つてまいりたい、このように思つております。

○石井委員長 それでは、自見庄三郎君の関連質問を許します。自見庄三郎君。

○自見委員 民主主義国家である我が国は、御存じのように、憲法で表現の自由、その中に言論の自由も御存じのように含まれますけれども、表現の自由を憲法で保障いたしております。表現の自由のない国家は民主主義国家ではございません。それだけに、言論に携わる者、私は責任は大変重大だと思つてございまして、そのことをおろそかにいたしますと、民主主義の根幹を揺るがすことになるというふうに思つてございまして。

かつて我が国の歴史を振り返りまして、政治が言論を圧迫しあるいは世論を操作して軍国主義へ走つた苦い歴史を持つております。ヒトラーは、ラジオを巧みに利用してファシズム体制をつくり上げたとも言われております。そうした歴史を繰り返さないためにも、主権者である国民に公平、公正な情報を伝え、誤つた判断は与えないということが、こういったジャーナリズムの方々の強い信念と自覚が必要であるというふうに私は思つてございまして。

当委員会では、今さつきからたくさん先輩の御意見もございました。ぜひ国民に納得してもらえぬ政治を確立するために、政治改革を議論をされているわけでございまして、私もさきの国会で政治改革調査特別委員会の委員でございまして、百七時間、審議に参加させていただいた者でございます。政治を刷新する、あるいは法律や制度をつくることも大変大事でございしますが、その根幹にあるのがこの政治あるいは選挙、政治報道というものでありまして、やはりその中で政治報道道が一方に偏つた情報を国民に提供したのでは、

まさにこの言論の自由のあるいは表現の自由の乱用でございますし、民主主義政治にとつても私はこれはゆゆしきことになるというふうに思つてございまして。

きょうはそういった意味で、まさに政治の基本でございます。政治改革の基本でございます。そういった意味で、テレビにおける政治報道を問う直す問題を取り上げさせていただきます、こういうふうに思つてございまして。

細川総理に質問をさせていただきます。

私は同じ九州の出身でございます。総理はジャーナリストの出身だということは聞きまして、公正な報道というものが確保されるということは民主主義国家において極めて重要な基本的な課題であると思つて、また一方において、表現の自由というもののまた保障されるということが極めて大事な課題であるという認識でございまして。

○細川内閣総理大臣 おっしゃる通りに、公平、公正な報道というものが確保されるということは民主主義国家において極めて重要な基本的な課題であると思つて、また一方において、表現の自由というもののまた保障されるということが極めて大事な課題であるという認識でございまして。

○自見委員 さて、日本民間放送連盟、一般的には民放連と言われておりますが、その放送番組調査会で、テレビ朝日の取締役であります、当時は報道局長でもございました橋局長が政治とテレビについて発言をいたしております。その内容が新聞に大きく取り上げられ、テレビ報道のあり方について議論を呼んでおります。

新聞報道によりまして、橋局長はこういうふう述べております。ちょっと紹介をさせていただきます。非自民政権が生まれるように報道せよと指示した、また、小沢一郎氏のけじめを棚上げにしても非自民政権が生まれるように報道するよう指示したとか、またこういう発言も新聞報道によるとおられます。幸い自民党の梶山静六幹事長、それから佐藤孝行総務会長は悪人顔をし

ておる、二人をツーショットで撮り、報道するだけで、視聴者に悪くみをする悪代官という印象を与え、自民党守旧派のイメージダウンになつたと、非自民路線の具体的な映像まで説明をいたしております。しかも、五五年体制を崩壊する役割をわれわれは果たした、こう自負もしておりますし、さらにこう述べております。公正であること、タブーとして、積極的に挑戦する、公正な報道には必ずしもこだわる必要はない、こういうふう橋報道局長は言い切つておられるわけでございまして。

さて、もしこの新聞報道が事実だとしますと、私は、テレビ朝日の報道番組の最高責任者、それに取締役でございますこの橋発言は、私は民主主義にとつて極めて重大なことであるというふうに思つてございまして。なぜならば、今総理も、まさにジャーナリズム出身の先輩として、公平、公正な報道は大事である、同時に憲法に保障された言論の自由も大事である、こう言われました。

その中で、まず、この民放連が、ジャーナリストでございますから、自主的にまず規則を自分たちで自律のために決めておられるわけでございましてけれども、その民放連が自主的に定めた放送基準の二章にこうあります。これは自主的に決められた放送基準でございます。政治に関しては、公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。こう書いてあるわけでございまして、まあジャーナリストとしてもこれから大きく逸脱し、私は、職業的倫理上からも絶対に許される話じゃない、こういうふうに思つてございまして。

また、テレビ局は新聞、雑誌などと違いまして、これはもう、言論と、こう言いますが、テレビは、御存じのように、新聞などと異なり放送法で表現の自由を保障いたしております。その一方、当然不偏不党、あるいは政治的公平、真実の報道、そして、意見が対立する問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする、こういうことを法律上義務づけてあるわけでござ

います。なぜかといえば、それはもう御存じのように、これは国民の共通の財産でございます公共財の電波を使いますから、これは当然の責務である、こういうふうなふうに思われるべきでございます。そういった中で、橋局長の発言は放送法に違反する疑いが濃厚である、こういうふうなふうに思われるべきでございます。

また、公選法、公職選挙法でございます、に規定しております「表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。」にも抵触するおそれがありますし、できるだけ多様な意見や物の見方を視聴者に提供するということは、やはり私は報道の最高責任者の、ジャーナリストとしても、また今さっき言いました放送法上は公平性の確保ということがきちっとしたわけであるわけでございいますから、そういうふうな意味でも私は大変重大な問題である、こういうふうなふうに思われるべきでございます。

時間がございませぬから、郵政大臣に、イエスカノーかだけでお答えいただきたいと思うわけでございませぬけれども、新聞報道あるいは前の本会議の御答弁によりまして、この産経新聞に報道されて以来、政治的公平を規定した放送法に違反する疑いがあるとのことで、テレビ朝日の取締役である橋前報道局長から郵政省としては事情聴取を行って、調査中だということがわかっておりますが、これは事実でしょうか、事実でないでしょうか、その点だけでよろしゅうございませぬ。

○神崎国務大臣 テレビ朝日の前報道局長に對しまして、新聞報道された事柄がそのとおりか否か、説明を求めていることは事実であります。

○自見委員 この橋発言に対する反響はいろいろありまして、ある放送評論家はこう述べております。やっぱり意識的にやっていたのかというのが正直な感想です、それほどテレビ朝日の番組の非自民党びいきは突出していた、テレビ局が不偏不党を装いながら一方に肩入れをした報道をするのは世論操作、誘導と言われても仕方がありませんと新聞紙上で感想を述べておられます。

また、この発言以来、自由民主党にもたくさん

の怒りや抗議の電話が殺到いたしておりますが、その中の一つを御紹介いたしますと、ある男性はこう言っております。今のマスコミはおごっている、日本を意図的にミスリードをしている、きちんと抗議してください、戦争中日本軍は放送を使った、同じようになつたら日本は困る、こういうふうな憂慮をされております。

今や皆さん、御存じのように、新聞は読まない日があつてもテレビを見ない日はないと言われております。国民の間に、お茶の間に深く浸透し、その影響力は大変絶大であるということはもう国民の皆様方もよく御存じでございます。そして一方、国民はテレビ報道を公平、公正なものと思つておりまして、だからまさに社会の公器だ、こういう尊敬もあるわけでございませぬし、そういう意味でテレビ会社は、御存じのように、公共性があるということと事業税の減免措置、あるいは国有地の払い下げ、そういったことも受けられるというふうには私はお聞きしておるわけでございませぬ。それは公共性があるからそういうことをきちんと国民の名において処置をしてやる、こういうふうには私は思つてございませぬ。

しかし、国民がテレビ報道を公平、公正なものと思つていた、そのテレビがもし偏向報道をしたとしたら、これはもう浸透力、影響力が絶大だけに、国民の判断力に重大な誤りを犯させることになる、こういうふうには私は思つてございませぬ。

さらにまた、今月号の、十一月号の中央公論でございませぬけれども、田原総一朗氏が語られております。これを讀みまして、私も選挙報道の公平、公正さが著しく損なわれているんじゃないかというふうな驚いたわけでございませぬけれども、その座談会によりまして、こう書いてあります。田原さんが幾つかのワイドショーをこらになつて、テレビが特定の候補者だけを追いかけけているので驚かれたそうでございませぬ。その選挙区にはほかの候補者がいる、当然中選挙区でございませぬから、今は、ほかの候補者がいるのに無視同様

な扱いで、テレビ局の関係者に、こんなことをやっていいのかとたたかしたところ、テレビ局の方はこう言つたというんです。桜田淳子や山崎浩子だつて一人だけを追っかけているじゃないですかという返事が返つてきたというんです。田原さんは、選挙期間中に候補者をどう扱えばいいかという、公職選挙法の何たるか、基礎的なことも知らないというふうな、そう書いてあります。

また、今言いましたテレビ朝日の橋前報道局長は、新聞報道によりまして、複数の特定候補者選挙中積極的に報道し、バックアップした、この人たちの当選は我々テレビのおかげであると考え、この発言された報道されておるわけでございませぬ。田原さんの話とくしくも符合するわけでございませぬ。

まさに、一方に偏向した、中立性を欠く報道であり、公選法あるいは放送法の基本的精神を踏みにじつておると言わざるを得ない、甚だ遺憾なことであるというふうには私は思つてございませぬ。

それにつきまして、これは民主主義の根本に、根幹に関するところでございますから、現在の法制度では、今郵政省がいろいろ調査中だという話があつたわけでございませぬけれども、もし放送法違反があつても、十分に証明されない可能性もあります。しかも、橋前報道局長が意図的な報道を否定しておられ、真相は今やみの中と言つても過言ではない。しかし、どうもこの橋発言もいろいろちよつと少しニュアンスが変わつてきておるようございませぬ、きょうの新聞によると、取締役をやめたい。その前は、報道局長を既に更迭になつた、あるいはこういつた発言をした後編成局長から注意を受けた、社長からも厳重注意を受けた、こういったことを新聞報道によりまして書いてあるわけでございませぬ、やはりこの辺の発言を私はきちつと明らかにすることが、まさに民主主義の根幹に触れ、国民に偏つた政治意識を植えつけ、選挙の公正さを失わせる可能性があるわけでございませぬから、ひいてはその国民に誤つた情

報が行けば国の進路が誤るわけでございませぬから、私は、これは極めて重要な民主主義に対する発言である、こう思つてございませぬから、この際、限界のある調査や圧力、誤解を避けるためにも、公開の原則に最も開かれたのがこの国会でございませぬから、国会の場で橋前局長を証人喚問する必要があるというふうな考えるわけでございませぬ。

議会証言法に基づき、テレビ朝日の取締役前報道局長橋前良氏を証人として喚問することを委員長に要求いたします。また、橋局長が発言された九月二十一日の放送番組調査会の発言を記録した速記録、テープあるいはメモを証拠として提出されるように要求いたします。

なお、審議次第では、九月二十一日の放送番組調査会に出席されたメンバーの中から参考人としてこの委員会に出席をいただければありがたいと思つてございませぬ、このこともあわせて述べさせていただきますと思つてございませぬ。

それでは委員長、今、橋局長の証人喚問の実現を図るため、理事会でぜひ協議をしていただきたい。このことについて委員長の、ぜひ証人喚問をしていただきたい。今私がる述べました、大変重要な問題でございませぬから、そしてそのことをぜひ実現していただきたい。強く橋局長の証人喚問を要求させていただきます。委員長、御答弁を。

○石井委員長 先ほどの熱心な政治改革の議論の中にもございませぬように、当委員会の審議はかなり遅延いたしております。そして、我々はいくくきょう第一日に入つておる。(発言する者あり) 静粛に願います。そういう状況でございませぬから、当委員会これを取り上げるかどうか、この問題をも含めて、理事会で協議することいたします。

○自見委員 正式にこの証人問題について委員会の理事会で協議をするという委員長のお言葉でございませぬから、引き続き質問を続けさせていただきます。

きます。

ところで、テレビ局は、先ほど申し上げましたように国民共通の財産でございます。公共財の電波を使っておりますから、電波法の適用も受けているわけでございます。電波法には無線局の免許、テレビ局もこの無線局に該当するわけでございますけれども、免許の申請を受けた郵政大臣は遅滞なく適合条件に合っているかどうかを審査せねばならない、こういうふうになっているわけでございます。この適合の免許を受けた後、再申請、再免許を出すということにいろいろな条件があるわけでございますけれども、その条件の中の一つに、放送法と同じ趣旨でございます、電波は公共のものでございますから、不偏不党あるいは政治の公正、公平性をきちと確保しているわけでございますから、そういった意味で放送法と同じ趣旨の、政治的に公平であること、報道は真実を曲げないこと、あるいは意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどが挙げられております。

ところで、テレビ朝日の免許は十月末まででございます。五年に一遍免許の切りかえでございます。この十月末までが免許の期間だということふうにお聞きをいたしております。それまでに審査をして、電波法に適合しているかどうかの結論を出さねばならない、こういうふうに思うわけでございます。

それでは郵政大臣に質問をさせていただきますけれども、さきの郵政省の答弁によれば事実関係を調査中ということでございますが、免許更新時期までに調査は終わるのか、もし終わらなかった場合免許更新をどうするのか、郵政大臣にお尋ねをしたいと思っております。

○神崎国務大臣 十一月一日が再免許の時期であることを念頭に置きつつ、現在鋭意調査を行っているとござります。早急に結論を得るよう努めたいと考えております。

なお、再免許の時期までに調査が終わらなかった場合の対応についてお尋ねでございますが、調

査の推移を見ながら別途検討をさせていただきますと思っております。

○目見委員 もう持ち時間もなくなったわけでございまして、総理に最後に、まさに今さっき言われたことでございまして、質問をさせていただきます、こう思うわけでござい

す。 椿前報道局長に対する反響、あるいはもしこの新聞報道が正しいとすれば、椿前局長は大変不正な報道、例えば非自民政権が生まれるように報道するように指示したというわけでござい

ますから、もしそういったことが事実とすれば、これは大変ゆゆしきことだというふうに私は思うわけでござい

ます。 アメリカの大統領選挙では、有権者受けるようなイメージや自分の都合のいいことなどを演出して、そういったことを、テレビを自分の陣営に有利な方向に誘導する戦術が過熱をいたして

ございまして、あるいはアメリカの有権者の、あるいは視聴者の方々の不信を招き批判を受けている、

こういう話も聞くわけでござい

ます。今のテレビの選挙報道を見てみると、大統領選挙のように、候補者もある意味では虚像というものが大きく取り上げられ、実像がわからなくなっているのではないかとこの危険があると思うわけでござい

ます。 この椿前局長もこう申しています。テレビのワンショットは文字の一万語に相当するとい

うわけで、大変これは遺憾なことだと思

います。先ほど郵政大臣からも御答弁がございましたように、ただ、その事実について今把握中であるというところでござい

ますから、そのような事実関係をよく踏まえた上で、先ほど来お話し

の放送法上の問題等々につきまして判断をさるべきものであろう、このように考えているところでござい

ます。 ○目見委員 今総理も、大変重要である、そして事実関係がと、こう言われたわけでござ

います。私は、やはり行政上の措置というの、おいでいたでいていろいろ調査をさせていただくとい

うことでござい

ますから、これはやはり一定の限界があるものと私は思うわけでござい

ます。と公共性、政治的公平性を担保している、こ

う法律があるわけでござい

ますから、そのことは大変私は、将来の民主主義国家にとつても、日本国の運命にとりましても重要なことである。事は本

当に重要なことでござい

ますから、私は、石井委員長は長い政治経験の中

でそのことはよく御賢察だ、こう思うわけでござ

います。このことを与野党を通じて、与野党を超えて我々全部、民主主義政治の、選挙の基本でござ

いますから、ぜひこのことを、椿前報道局長の証人喚問を実現していただきたい、

○石井委員長 自見庄三郎君に申し上げます。

先ほど郵政大臣も御答弁になっておりますように、まず事実関係を慎重に調査をする、これがまず第一前提ではな

いから、次に、その結果に基づき、当委員会の理事

会において、この問題を証人喚問に取り上げるか、当委員会

で取り上げるか、別の手段をとるか、それらを含めてひとつ検討を

させていただきます。以上このことを申し上げまして、午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時一分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大島理事君。

○大島委員 いよいよきょうから審議に入りました。先ほど我が方の野田筆頭理事からも御質問が

ありました。理念を伺う前に、私は総理に若干、法案審議に向かう総理の姿勢について、大変恐縮

す。かつては、海部内閣のときは官邸にもおりました。国会の審議日程に、政府が直接与党の理事さんと呼んで相談されて、そして対外的に発表するという姿を私はいまだかつて見たことはございません。これは、国会の議事日程というのはまさに国会そのものの特権であります。

したがって、私はまずお伺いしたいのは、金曜日に与党の理事さん方をお呼ばれになって、どういうやりとりがあったのか、そのことをまずお聞きしたい、こう思うのです。

○細川内閣総理大臣 政治改革の審議がいよいよ本格的に始まるに当たりまして、大変与党の理事の方々にも御苦労をおかけをいたしますが、ぜひひとつ年内成立に向けて、政府としても最善を尽くして頑張つてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。こういうことで御懇談をさせていただいたということでございます。

○大島委員 そうしますと、十一月五日に衆議院を可決させるというそのやりとりは全くなかったのですか。

○細川内閣総理大臣 ちょっと細かいやりとりまで覚えておりませんが、先ほども野田委員のお尋ねにお答えをいたしましたように、政府としては、参議院の日程などもございまして、ぜひよろしく、これは国会でお決めることでございますが、ぜひよろしくお願いを申し上げます。こういった大まかな話はあったと思います。

○大島委員 そうしますと、この報道は間違いだということですか。

○細川内閣総理大臣 ちょっと細かいやりとりについては私も定かに記憶をしておりませんが、あくまでも趣旨はそういうことで、大変御苦労をおかけいたします。そういう意味での初顔合わせと申しますか、そういう趣旨の会合であったということでございます。

○大島委員 それから、四日、五日という数字は出なかったのですか。

○武村国務大臣 正式にそのことが議題になった

わけではありません。大体今後の審議日程の見通しの説明については、与党のどなたからかそういうお話は伺いましたが、五日、十二日、一つのけじめのような話は聞きました。政府と合同でそういうことを議論して、決めたわけではあります。

○大島委員 私はなぜそういうことをしつこくお伺いしますかといふと、つまり、そういうふうなことを報道することによって、一つの時間的区切りを決めていってしまう。そうしますと、いかにも、もうそこを過ぎてしまうと、野党がそれを妨害したという世論形成をつくっていくという意図が一つ見え隠れするような気がいたしました。

三権分立という観点から、総理、国会内の議事日程については、その行動あるいは言動、そういうものが慎重であるべきだと思います。まさに、総理みずから与党の理事さん方をお呼んで、テレビに映られて、そして、その後に報道がそういうふうになされた。そうしますと、そこには何かしら、当然そこそこの相談をされて、そして、いかにもその世論が一つで上がっていつてしまふ。そういうふうなことは、むしろ国会の審議の私は形骸化になっていくような気がするのです。

ですから、今後、総理におかれても、官房長官におかれても、また副長官もおられるわけですから、ぜひ気をつけていただきたいと思うのです。どうですか。

○細川内閣総理大臣 これは、まさにおっしゃるとおりで、国会でまさにお決めることでございますから、官邸の方で国会の審議について、このようにしていただきたいというようにを申し上げることは、これは差し出がましきということか、僭越な話でございますし、そのようなことは全くいたしてもおりませんし、また今後ともいたすつもりもございません。

○大島委員 そういたしますと、これも本会議で総理のお言葉から訂正の、いやそんなことはないということをお答えになりましたから、私もそれ

を信じます。自民党はやくざみたいだなどという報道がされました。それはないというふうにお答えになりましたが、信じたいと思います。

総理の今の認識では、まさに野党がこの委員会審議あるいは政治改革審議をおくらせているという、そういう認識はありますか、ありませんか。

○細川内閣総理大臣 ございません。

○大島委員 政府案と自民党案の相違点、これは先ほど野田委員からも質問がありました。改めて伺いますが、我が党の案をお読みになりましたか。

○細川内閣総理大臣 細かくは読んでおりません。しかし、どこが違うかということについては承知をいたしております。

○大島委員 総理の所見では、どういう点が基本的に違い、それが何項目ぐらいあるとお感じですか。

○細川内閣総理大臣 先ほど野田委員からは、二十項目でございましたが、かなりお挙げになっておりましたが、まあ細かい点まで入れればかなりあるのかもしれませんが、大きなポイントとしては、数の問題。政府案では、御承知のように、二百五十、二百五十、それが自民党案では三百と七百一十というように。それから、比例区を都道府県で自民党案では考えておられるのに対して、政府案では全国で単位として考えているというように。それから、政治資金のあり方について、政府案では個人に対するものは全面禁止にしている。政党一本に、やはり今のような政治状況のもとで、政治と金にまつわる問題、企業と政治家にかかわる問題というのが政治不信を生み出している大きな原因であるということにかんがみまして、政党一本、政党またはその政治資金団体に絞るべきであるということ、そこを、そこを明確にしております。そのほかにも幾つかの点があると思いますが、大まかに申し上げれば、そういうようなところが一番基本的な違いではないかという認識でございます。

○大島委員 その総理が認識された違いの中で、

後ほどいろいろ御質問させていただきますが、基本的な理念が違うものもある、あるいは技術的に違うものもある、大きく分ければ、分け方として私なりに分けられれば、そういうふうなものがあつてすれば、それらについて総理として、基本的理念が違うもの、そのぐらいあるとお感じですか。それとも、基本的な理念は全く我々の案と政府の案と同じだと思ひですか。

○細川内閣総理大臣 これは議論の分かれるところだろうと思ひますが、小選挙区に比重を置くのかどうか。これも先ほど来御議論がございましたが、それを三百にするのと二百五十にするのと、また、比例の数を二百五十にするのと二百七十一にするのとは大分それは違うのではないかと、それは理念の部分だ、こういう恐らく自民党の方々はお立場であるかと思ひますが、私は、それはそうではないのではないかと、もつと技術的な問題に近いのではないかと、私の認識はそういうことでございます。そこところは水かけ論になるのかもしれませんが、基本的な考え方、それは大きな違いはないのではないかと、私の基本的な認識でございます。

○大島委員 今、三百と二百五十のところを一つの事例として出されました。そうしますと、三百と二百五十というその違いは、総理の考え方としては、基本的な理念というよりは、むしろ技術的なものかなというニュアンスでとらえられておる、こう受け取つてよろしいですか。

○細川内閣総理大臣 まあ、両方であろうと思ひます。しかし、私自身はそういうふうにとらえてはいます。ですから、その点については自民党の方々ととはちょっと違うのかな、それが自民党の方々にとっては基本的な理念であるというお受けとめ方になってはいるのかなという感じを私は受けています。ということでございます。

○大島委員 まあ、各論の理念の問題点は後ほど質問させていただきます。

格、さらに政党の勢力配置、さらに個々の政治家のあり方、そういうものに大きくかつ重大に影響するわけですね。したがって、主権者、国民の皆さんにとりましても、将来の政治的命運がどうなるのかという意味で大変重要な問題である、こう思うのです。そして、そういう観点から大変党派性の強い問題だ。

私もこの四年間、五年間、先ほど質問者の方々もおられました、ふと私、海部内閣時代の副長官をやつて、そして羽田先生やそこにおられる先生方にも御指導いただきましたが、社会党さんや公明党さんや民社党さんが、先ほど大内大臣がお話したように、断腸の思いというか、清水の舞台からおりる気持ちで今の並立制に賛成したんだ、なぜ四年前にその気持ちを持っていただけなかったのかなという思いが本当にするんです。そのぐらゐに党派性の非常に大きな問題であるということ。したがって、非常にこの問題の難しさ

を私自身体験してまいりました。

さらに、一たん変えて、総理は変革とか新しいというものを言葉の中に出されますが、一たんつくった制度をまた新しくした方がよいというので、ばんばん変えるわけにはいきません、民主主義のルールですから。

そういう観点からも、私は、政府はベストのものを出したと言いますが、この案件は国会でベストのものを採るといふ姿勢がお互いになければできないと思ひますが、どうですか。

○細川内閣総理大臣 それは、もとよりそうだろうと思ひます。政府としては、政府提案というところを出させていただいてるわけでございますから、それは、先ほど来申し上げますように、今までの長い間の経緯というものを踏まえて、この辺が一番妥当なところではないかな、もちろん制度でございしますから、それが百点満点だということ

います。

○大島委員 そうしますと、このように受け取つてよろしいですか。政府としてはベストのものをしました、委員会の審議が始まって、与野党ともいろいろ議論していったら、やはり政府の問題にもこういふところがある、これは自民党の方がいふと。あるいは、我々自身も気がつくかもしれない。つまり、政府としてベストのものであつた場合は当然にそれに従うというふうに受け取つてよろしいわけですね。

○細川内閣総理大臣 それは、もとよりそういうことだろうと思ひます。ただ、先ほど来申し上げるわけに、私も、やはり政府提案としてこれが一歩いいという形で出させていただいてるわけでございますから、ぜひそれについて御理解と御協力がいただけるであらう、そのような期待を込めて出させていただいてるということでございます。

○大島委員 冒頭に私は、与党の理事さん方と、官邸に呼ばれて、白昼堂々審議日程したのではな

いかというふうなことを質問しました。

つまり、さすれば私どもがこれから、先ほど公明党さんでしたか民社党さんでしたか、国民の皆さんもまだわからない、これはどういふふうな日本

の民主主義になるのかよくわからないんだ、実体験としてそういうふうな意見開陳がございました。そのためには十分な審議が必要であります。さらに加えて、これから国民の皆さんの意見も聞

かなければなりません。あるいは有識者の皆さんの意見も聞かなければならぬかもしれません。加えて、それぞれの、今総理がお話しされた認識の違ひのところを徹底的に議論しなければなりません。

いうことはありませんね。

○細川内閣総理大臣 それは、国会での御議論というものが何よりも優先をするということは当然のことでございます。

○大島委員 わかりました。私どもはこれから、総理の認識としても、野党が審議日程を延ばしてあるとか、あるいはその審議の日程について、まずあらかじめこうあるべきだとか、そういうようなことを指示したこともなければ、また、十分に審議をしていただきたいというお気持ちで総理の中からもわかりましたし、さらに私どものこの委員会における審議を踏まえて、私どもも何とかよりよい成果を得るべく努力をして、その成果に対して、総理としてはしかと受けとめていくというふうに受けとめさせていただきます。

そこで、先ほど野田理事の方から質問があり

ましたが、理念について伺ひます。

羽田副総理、今私が申し上げる言葉に対して、副総理の所見をちょっと伺ひたいのです。

ゆつくり読ましていただきますから。

政権交代の可能性がない限り、自民党主導で小手先だけの政治改革を叫んだところで、真の制度

改革などは絵にかいたもちである。政治を変える最大の力は、いろいろな政治改革論議とか、小さな政党が出てきたりすることではない、政権交代

の状況ができるかどうかだ。さらに、今一番の政治改革は既成の政治を解体することだ、まず壊す

ことが新しいものをつくることにつながる、それが政治改革の核心である。さらに、正直言つて、今の政治改革論議にはうんざりなんですよ。政治

に、国民の皆様方になかなか、いや腐敗の方が先

だよというお話がありました。ただ、私どもは、選挙制度を変えようということは単にお金の問題だけじゃないんだ、お金の問題にしても、やはり制度を変えることによって、同じ政党の者が一緒に争うということがなくなることによって、あるいは政党が前面に出てくることによって、そこにやはり意識というものは変わってくるだろう。その意味で私は、この改革をやることによって、変わってくる一つの歩を間違ひなく踏み出ること

になろうということを申し上げてきました。

それともう一つの点は、やはり政権の交代というものが、中選挙区の中でずっとやってきておりま

すと、やはり無所属から出てきた人、そういった人たちが与党の中に取り込んでいくということが

あります。そういう中でどうしても数というものは必ずアジャストされてしまうだろう。そういう中で本当の真剣な議論というのは行われなくなつてしまつて、国民に対して、いいことは言つて

も、なかなか厳しいことを本当に選挙の間、これは与党も野党もということでも申し上げておりましたけれども、なかなか言わなくなつてしまつたというところであつてはならないんじゃないかという

ようなことをずっと私は申し上げてまいりました。私はあるときには少し荒つぱいことも言つて

おりました。ともかく今の疲弊した中選挙区制を変えるところに、これを変えればやはり間違ひなく全体が変わってくるよ、政治が変わってくるよ

ということを実は申し上げたことがありまして、基本的には、そんなむちゃなことでも済むものじゃない、しかし、やはりよりよきものを求めるという

ことであらうというふうに思つております。

○大島委員 そうすると、副総理の政治改革に

対する考え方というものは、こういうふう

に考えてよろしいですか。制度を変えることが日本の政治

を、いろいろな今問題になつておる点を変えるこ

となんだ、まず制度を変えることが大事なんだ。

先ほど私が申し上げたのは、制度を変えるとかそ

ういうことではなくて、政権交代可能な状況をつくるのが政治改革の核心だ、こう言っているわけですね、先ほど申し上げた内容は、羽田副総理の場合は、制度を変えることがまさに新しい時代の政治に対応するための日本の政治を変えることだ、こういうことですね。

○羽田国務大臣 今は、結果としては、私ども、この政治改革をなすことができないという中で飛び出たという状況の中から今日があるわけなんです。しかし、自民党の中で議論してありましたときには、やはり制度を変えるということになると、必然的に再編成が起こってくるであろうという中で政治が変わってくるということを実は申し上げておいたものであります。

○大島委員 そうしますと、先ほど申し上げたように、要するに、政治改革の一番大事なことは、既成の政治を全部解体して、まず壊すことが大事なんだとか、あるいは政権交代の状況をつくるのが政治改革なんだという考え方はいささか違うと思いますが、どうですか。

○羽田国務大臣 いや、何というのですか、私も、やはり制度を変えれば政界再編成というのが必然的に起こってくるだろうということを申し上げておりました。しかし、ただそれを言うておりまして、実際にそれができないということの中で私たちが出てしまうということになりますと、私たちが出る以上は、ただ政治をひっかき回して楽しんでいられるんじゃないのか、その中で変化をひとつ起こしていこうじゃないかというのを申し上げ、そして政権が交代する中に新しい政治が起こるであろうということを申し上げたことは事実であります。

○大島委員 それでは、副総理にちよっとお伺いしますが、副総理はまさに自民党の中におられて、ここにございます政治改革の基本要綱、改革大綱、こういうものを指導者としてやっていただきました。私もその御指導をいただいた一人であります。そのときの政治改革、選挙制度を含めた

改革に対する理念あるいは基本的な考え方、これは変わっておりませんか。それとも、その後現状として変化がございますか。

○羽田国務大臣 基本的には私は変わっていないということをお願いすることができるとは思いますが。

○大島委員 そうすると、自民党が今基本としている基本大綱、そういうものと基本理念は変わっていない、こう考えてよろしいわけですね。

○羽田国務大臣 少なくともこの選挙制度の改革まで進めなければならぬと書き込んだ政治改革大綱、そしてそれに続いてつくり上げた要綱というもの、この基本的な考え方というのは、そんな大きな変化というものは持っておりません。

○大島委員 そうしますと、ここに想定された、まさに羽田副総理がその当時指導者としてつくられた日本の政治の構想というのは、二大政党もしくは二大政党的な政権交代可能な日本の政界地図、小選挙区制を基本とした考え方、こんなものが柱なんだろうと思いますが、そのことについては、今も同じ哲学でございいますか。

○羽田国務大臣 選挙制度には、もうよく御案内のとおり、それこそ人によって、いろいろな言い方がありますけれども、何百種類あるなというものが言われております。ですから、よりよきものを求めるというのが私たちの姿勢であろうと思っております。

ただ、今日、日本に課せられている問題というのは、課せられている内外の問題ですけれども、例えば内にあるのは、戦後五十年たつ、そういう中にこうやってだんだん一つずつ積み重ねられてきたもの、こういったものが、もう変えなきゃならぬ部分があるだろう、相当ドラスチックなものであろうと思えます。それから、やはり対外的にも、追随というよりはむしろ提案する、そういう形にやはりいかなければならぬだろうと思っております。

そういうことを考えたときには、どちらかというと、国民の意見といえますか意思というものを

できるだけ集約する形の方がいいんじゃないのかと考えたときに、まあ一般に言われるところの比例よりは、どちらかというと小選挙区、そして比例併用よりは小選挙区比例並立、この方がそういったことに対してきたえていくことになるんじゃないか。ということになりますと、必然的に政党の数の数というものが集約されてくるということになろうと思う。

ただし、私は当時から申し上げておりましたけれども、ただ強引に二党に、ただ単に二つの勢力というのじゃなくて、もちろん別の勢力もあるでしょうけれども、二つの勢力を中心としたものになつていくことがいいんじゃないのかということをお願いしました。

○大島委員 そうしますと、小選挙区制がベースになるという考え方のところは、その当時持っておった、今も持っておると考えてよろしいですか。

○羽田国務大臣 基本的にはそうでございます。○大島委員 そこで総理、先ほど申し上げた言葉は総理のお言葉ですね。副総理に、私はいろいろこういう意見に対してどういふうな所感を持ちますかと言った言葉は総理のお言葉だと思いが、どうですか。

もう一回読みましょうか。今一番の政治改革は既成の政治を解体すること、まず壊すことが新しいものをつくることにつながる、それが政治改革の核心である。それから、正直言つて、今の政治改革論議にはうんざりしている、政治資金をどうするとか、選挙制度をどうするとか、それが必要なことではないか、それでは政治改革ができるはずがないとか、それから、先ほど申し上げたのはほかにもあるのですが、つまり今のような言葉は、総理が本に書いていたりどこかでおっしゃった、そのお言葉です。○細川内閣総理大臣 もう忘れてしまいました。が、多分、今羽田さんも御自分でおっしゃったというところをおっしゃっていましたが、私も同じようなことを申し上げているのかもしれない。

中身は大体そんな程度のことは申し上げていると思います。

○大島委員 総理、御自身の言葉を大事にされる総理でございます。これは一九九三年です。去年、おとしの話しじゃないですか。文芸春秋の中に書かれておられる。それから、総理の大変売れておられる「責任ある変革」という本の中に、政権交代の可能性がない限り、いかに自民党主導で小手先だけの政治改革を叫んだところで、真の制度改革など総にかいたものではある、こう書いておられる。それを忘れたというのには、ちよっと読者に対して失礼じゃありませんか。

○細川内閣総理大臣 いや、基本的に、おっしゃったことは、そう書いてあるだろうと思えます。また、しゃべっているだろうと思えます。制度改革以前に政権交代が可能な状況というものができるといふことは、これはやはり極めて大事なことでないかという趣旨のことは、いろいろなところで申し上げていると思えます。

○大島委員 つまり、総理のその当時の考え方は、多分その当時はまだ総理にならうとか、選挙のときも第三の道を歩まれる、こう言われました。総理自身、政治改革、選挙制度改革というその位置づけはこういうことではないかと、私あれを見たり、総理のお言葉を拝見して考えたのです。だから聞いています。

つまり、総理自身の政治改革の理念というものがどうももう一つ明確でない。例えば、今までの経過を踏まえて、これがベストなものだ、こういつたのはプロセスを言っておられるのであつて、それがどういふふうな、まさに与党の皆さんからも質問があるように、どういふ日本の民主主義が、そして国民と政府と議会の関係がどうか、こういうものがもう一つ明確でない。だから、与党さんからも質問がある。私も聞きたいのは実はそこなんです。

ですから、総理の今日まで考えてきた政治改革というの、結局こういふことなのか。政権交代可能な状況をつくっていくことが日本新党の

役割であり、政治家細川の役割である、制度がどうであるとか、政治資金がどうであるとかということとは次の問題だ。ですから、ともかく非自民あるいは政権交代を可能にすること、これが一番の核心なんだということを言っておられるのです。が、そのようにとらえてよろしいですか。

○細川内閣総理大臣 日本の政治の中でやはり一番今まで大きな問題であったことは、まさに政権交代が四十年近くなかった、このことがさまざまな問題を生み出してきた。そしてまた、内外に山積する課題に的確に対応できるような状況というものができてこなかったというのは、まさにやはり、突き詰めて言えば、政権交代がなかったというところにあるのではないかと考えております。

もちろん、だからといって、今度政権交代ができたから、では制度改革をやらなくていいのか、選挙制度の改革でも政治資金の改革でもやらなくていいのか、そういうことではございませんで、今度はまだまたそういう状況になりましたけれども、しかしやはり今の選挙区制度のもとで個人本位の利益誘導型の選挙になってしまふ、そういう状況も改めていかなければ、日本の政治というものは、本当にやはりすぐれた人が政治の場に出てきて、天下国家を論ずるといふような形にはなっていないかもしれません。また政治腐敗の問題につきましても、どうしてもやはり今までの現行法のもとにメスを入れていかないと、企業と政治、あるいは金と政治家にまつわる問題というものも改善をされていかないといいことではございません。どうしてもやはり制度的な問題に手を入れていくということも大きな課題である。まず、その政治改革というものをとてこととして、日本のさまざまな構造改革というものを進めていくということが、今私どもに課せられている大きな役割ではないか、使命ではないかということとを私は感じているところでございます。

○大島委員 もう一度伺います。

総理は、そういったしますと、先ほど羽田副総理

もお話しされましたように、私もこれがつくったときには、政治改革、選挙制度改革をするときに政権交代可能な制度も視野に入れて、こういうことを絶えず言ってきました。これも歴史のまたおもしろいところでございまして、まさに政治改革論議を中心にして今日の状況が生まれました。たまたまそこに細川総理が決断をされて新しい政党をつくって、政権交代を可能にする。この政治改革の核心であり、日本新党の役割だ、こうレビューされて、今総理におつきになっている。だとすれば、政権交代可能な制度をつくるという一項目は今度の選挙制度の目的から外れていくというふうに考えた方がいいますか、それとも依然としてあるんだというふうに考えてよろしいですか。

○細川内閣総理大臣 今回は、先ほど申し上げましたように、たまたま八党派が集まって、政策協定を結び、合意事項を結んで連立政権というものが誕生いたしました。が、恐らく、これだけ多様な価値観というものができていく経済社会の中におきまして、私は前から健康な多党制になっていくのではないかと、そういう見通しを申し上げたこともございます。そういう状況の中で幾つかの政党が寄り集まって、提携をして、一つの勢力になりあるいは二つの勢力になって、そこに政権交代が行われるような状況ができていくということが日本の政治の成熟のためには好ましいことではないか、また民意の反映という観点から、そのような姿というものが日本の議会主義の成熟というもののためには好ましいことではないか、そのように考えているところでございます。

○大島委員 総理、総理の選挙制度についての発言が、この一年間ぐらい、かなり変わっておられますね。つまり、あるときはこれがよかった、あるときにはこれがいい、これがいいという変遷、総理御自身どういうふうに言ってきたか、おわかりですか。

○細川内閣総理大臣 私は、率直に申し上げて、

制度というものにベストというものはないと思っております。これは、やっぱりそれぞれに一長一短がある。単純小選挙区制にもいい面があるし、また比例制にもいい面があるし、併用制にも大変いい面がある。どの案がいいかということとは、これはなかなかやはり決めがたいところであって、私は、選挙制度については、率直なところ、今で大変柔軟な態度をとってまいりました。

ですから、中選挙区連記制がいいと申し上げたこともありまして、また、衆議院が単純小選挙区であれば、参議院が比例代表制であるべきではないかということも申し上げたこともございます。それはしかし、やはり今までのさまざまな御議論の中で積み重ねられてきたものを踏まえて、あるところではやはり考え方をまとめていかざるを得ないであろう、そういう立場をずっととってきたというところでございます。

○大島委員 そうしますと、選挙制度について基本的なある制度はいいところもあるし悪いところもある、この制度もいいところがあるし悪いところもある、そのときどきによって自分の考え方も変わっていく、社会情勢が変わればそう変わっていく、まあいろいろあったけれども、今日まで来た。

そうしますと、今ベストだと言っておられることと、制度にはそれぞれいいところもあるし悪いところもある、総理の答弁の中でさまざまという言葉をよく出されるんですよ。私はそれは、多様性を大変な価値としてこれからは政治をやりたいという理念として、当然に、総理は気がついておられるかどうかはわかりませんが、さまざまなというお言葉が出るのは、まさに多様性ということだと私思います。

もう一度、しつこいようで恐縮でございますが、我が党の案もいい点もあるし悪い点もあると思っておりますね、そうすると。

○細川内閣総理大臣 もちろんそうでございませう。いい点もたくさんございます。ただ、問題と、ちよっといささかどうかなと首をかしげる点

も率直に申し上げてございます。

それで、ときどきによって変わってきた。確かに今まで変わってまいりました。私は大変柔軟であるが先ほども申し上げたとおりでございます。が、しかし、今度の政府案を提出するに当たりまして、その前の、これも繰り返しになって恐縮でございますが、それまでの選挙制度審議会の御報告であるとか各党の御議論の経過を踏まえまして、やっぱりこの辺で、これはまあある種の踏ん切りの問題でございますから、やっぱりこの辺が妥当なところじゃないかな、こういうことで政府案を出させていただいたということでございます。

○大島委員 私は、制度の改革というのは、制度さえ変わればすべてがよくなるという考え方はもちろん持つておりませんし、総理も持つておられないと思うのです。しかし、今日に出たいろいろの問題が、まさにリクルート事件というものを一つのきっかけにしまして、制度にかかわる問題が非常にあった、したがって制度を変えなければならぬのだというのが私どもの考え方でありました。羽田副総理もやっぱりそうだったと思うのです。

政権交代を、状況を可能にしなければならぬことが政治改革の核心という考え方もあるのでございませうが、いろいろな問題が出たときに、それらが制度にかかわっておる、したがって制度から変えていかなければならぬのだ。どうも総理の答弁をお伺いしますと、御自身、自分は柔軟である、こうおっしゃっておられるのです。柔軟でも、その根元が柔軟であってはいけません。私は思うのです、政治家は。その根元のことを私は今生懸命伺っているのです。

その根元のところを聞きますと、今まで各党派がいろいろな御議論があつて、そのプロセスを大事にして今の案になったと、こうおっしゃる。ということは、ガラガラポンして妥協したんだ、もうこっちの言うこともこっちの言うことも聞いたらこの案になってしまったというふうな受けと

め方をせざるを得ないのです。例えば、後で伺いますが、二百五十と二百五十、あるいは全国、あるいは何れに並立したのか。

では伺いますけれども、選挙が終わって内閣をつくられてから、この今出されている政府案までの政策決定過程、少し明らかにしていただけないか。

つまり、今総理自身、開かれた政治ということをおっしゃいます。我が党の場合は、御承知のように、かつて総理も我が党におられましたから、部会で秘密会といったって、何もみんな聞かなくて、次の日は新聞に出ます。まことに開かれた政党であります。ただ、例えば先ほど大内大臣も石田大臣も山花大臣も、今日までの経過、総理御自身も、日本新党としての制度改革に対するあれは、柔軟だと言え言葉はきれいですが、要するにどんどん変わってきた。なぜ、こういう議論があつて、今の政府案に至つたか、この決定過程を総理はやはりある程度国民に明らかにする必要があります。あるような気がするんですが、各党はこういう意見があつた、しかし私の判断でこうした、これをちょっと御説明いただけませんか。

○細川内閣総理大臣 連立与党の八党派の合意というものがございまして、その合意を踏まえて、連立与党の中でさまざまな政策決定のプロセス、手順というものがきちんと踏まれてきたということがまず基本的なポイントでございまして、その合意を踏まえて、政策幹事会あるいは各党の代表者会議、そういったさまざまな八党の中での合議機関といひますか協議機関、これはもうまさに自民党と同じでございますが、もっと連立与党の場合には単純化されておるかもしれませんが、そういう協議のプロセスを経まして、この政府案というものが最終的にでき上がったということでございまして、そういう意味では、極めて透明性のあるものだといふふうに思っております。

○大島委員 さすれば、透明性があると胸を張っておられますが、最も基本的に論議になったのはどういふところであつて、その論議からこういふ

結論になった、その最も論議になったところはどこですか。さまざまな御意見が議論されて、そしてその中で最も議論になった問題点のところがこの対立であつて、しかしその結果こうなりましたというところはどこですか。

○細川内閣総理大臣 この連立八党派が政権をつくるに当たりまして、一番もともになりましたのは、八党派の合意の前にさきがけと日本新党で出しました、あれは何といひましたか、「政治改革政権の提唱」というのがございまして、それがもとなつて、たたき台になつて、連立与党各会派で、各党派でお集まりになつていろいろ御議論があつたわけでございますが、その中には、もちろん数の問題もございまして、それからまた都道府県が全国とか、さまざまな問題が、もちろん政治資金についてもございまして、先ほど自民党案との違いの中で議論をされたような問題はすべてその中で議論を尽くして、そして政府案として提出をさせていただいたということでございます。

○大島委員 まだ要するにどうもその理念がよく表に出てこないのですが、私は冒頭に申し上げましたように、この政治改革、制度改革というものは、選ばれる代表者の性格あるいは政党の勢力地図、さらに国民にとつても政治の命運をかけることとです。そういうふうな意味で、党派性の非常に強いものだといふふうなことを私の体験からも申し上げました。だからこそ私は、この政治改革の理念というものがとても大事なんだろうと思うのです。この理念をしつかり総理がもつとわかつてもらうようにいたして、なぜかといひますと、主権者は国民であるのです。私は先ほど、制度を変えればすべてがよくなると思ひませんと言ひました。最後は国民の選択がどういふ質の選択になるかといふところが勝負だ。先ほど自見委員がテレビの問題を取り上げたのも、そこにあるわけですね。

つまり、民主主義といふのは、下手をすると、大きな欠点がたくさんある。そうしますと、その

国民に教育し、指導するという役割も実は我々議員にもあるし、あるいは政党にもあるわけですね。ましてや今度制度を変えるときに、こういう日本の政治の姿をきちつと考へて、国民にもそういうふうな立場からどう選んでくださう、そのために理念を一生懸命何回も聞いているわけですね。それがたまたまに、それぞれにいろいろな考えがあつて、そしてそれをまとめてこうなりまして、これもわからないではありません、連立政権なんですから。何回も申し上げますように、三年前海部内閣のときの並立制を今野党である我々も与党である皆さんも出すというのは、余りにもこの三年間の時間の早さを、ふと私自身どう考えたらいいかわからないときがあるんですよ。

しかし、それはそれとしまして、そこで、その理念という観点から私一つだけ申し上げたいのは、議院内閣制であるということなんです。先ほど我が野田理事からもそのことを触れられました。

そこで、これも決して総理のお言葉を私はちくちくやるうとは思ひません。ただし、多分そのときは、総理になつたと思ひなかつたと思うのです。たまたまになつたと言つたと失礼になるかもしれませんが、総理のお人柄やそういうことで、連立八党五会派ですか、そういう中で総理が一番適任だといふことでなつたと思うのですが、総理はこうおっしゃつておられるのです。今のよう議院内閣制では、だれが首相になつてもうまく機能しないだろう、こう述べておられるんです。つまり、議院内閣制の限界を指摘しておられるのです。

これについて、今もそういう御意見を持つておられるのか。どういふ点が、議院内閣制では、だれが首相になつてもうまく機能しないだろう。多分このときは、御自身が議院内閣制で総理になるということとは考えなくておっしゃつたのかどうかわかりませんが、これはどういふ真意でござい

○細川内閣総理大臣 これは、どういふ制度がい

いのか。大統領制度がいいのか、議院内閣制がいいのか。これはもうまさに国民の選択によつてでき上がつてくる制度で、仕組みでございましてから、そして今私どもは、議院内閣制というものを国民が選択をし、そのもとで政治が行われているといふことでありまして、その制度が最適に機能するように、最善のものとして働いていくように、やはりその中で努力をしていくというのが私どもに課せられた何よりも課題ではないかと思つております。

もとより、どんな制度であつても、いろいろな問題点がある。大統領制にしたつてそれはいろいろ問題があるだろうと思ひますし、議院内閣制にしても私はいろいろ問題があるのではないかと思つております。しかし、現にそういう制度が存在しているわけでございますし、その機能を生かしていくほかにないわけでございますから、その中でそれが少しでもよく機能していくように、これはそれぞれの立場で努力をしていくということに尽きるのではないかと、こう考へております。

○大島委員 議院内閣制における選挙と、大統領制におけるまあいわけ国会議員の選挙の違いは、同じだと思ひますが、違ふと思ひますか。

○細川内閣総理大臣 選挙そのものは変わらないのではないかとと思ひますが、問題は、大統領制下における議会のあり方と、それから議院内閣制下における議会のあり方、これはまあ端的に申し上げます、知事や市長の場合でもそうだと思いますが、大統領型の首長選挙によつて選ばれてきた知事さんや市長さんの場合といひます、議会との関係は、私の体験から申しまして、若干違ふのではないかなという感じは持つております。

○大島委員 総理、基本的に違ふと思ひませんか。大統領制といひますのは、例えばアメリカの場合を考へましても、下院、上院を選んで、そこから大統領を選ばないやうなんです。議院内閣制の場合は、まさに選ばれた議員が総理を選ばんです。ですから、そういう意味から、私は先ほど基本的に、選挙だつたら同じだといひるのは、これは同じ

なんです。しかし、制度を今考えるときに、大統領制のときの国会議員を選挙制度がどうあるべきか、議院内閣制の中において衆議院議員を選挙制度が基本的な考え方においてどうあるべきか、これは違ふべきだと思ひますが、どうですか。

じゃ、わかりました。つまり、理念的にこの議院内閣制の根柢を示したバジヨットさんという方を御存じだと思ひますが、読んだことがあると思ひますが、これはイギリスの、まさにこの議院内閣制を我が手本にした政治学者であり、まさにその思想家ですよ。彼はこう言つてあるわけですね。議院内閣制において衆議院が立派に機能していると言われるためには、そして何をしなければならぬかといふと、まず第一に内閣の選任だと。内閣の選任なんですね。これはおわかりになりますか。そうしますと、我々はまず第一に内閣を選ばないといふ大変大きな仕事があります。ここが実は衆議院議員の我々の選挙の一番基本として考えなければならぬところではないかな。

大統領制の場合は、下院であろうが上院であろうが、大統領を選ばないのです。ですから、ほとんどどんどん立法府の議員立法がある。まさに国家の基本である憲法の議院内閣制の認識というものを踏まえた上で選挙制度を考えないと、総理、ただ単に、今日までいろいろな意見があつたから、ガラガラポンでまごめたんだから、これがベストだといふんじやなくて、そういう哲学、理念といふものがないと、制度をこれから何十年も使わなければならぬ民主主義のときにおかしくなる、これを私は説いておるわけです。

もう一度伺います。大統領制におけるいわゆる国会議員の選挙制度の根本のあり方論と、議院内閣制における我々の衆議院議員の選ばれる根本理念と同じですか、それとも、大して違ひない問題ですか。

○細川内閣総理大臣 いや、それはもう全くおつしやるとおつしやります。議院内閣制下において内閣を選ぶということが衆議院に課せられた大

きな課題でございますから、そういう意味では、大統領制下における議院のあり方といふのはおのずからこれは違ひ、それはもうまことにおつしやるとおつしやります。

○大島委員 それは、だから、その根本的な考え方、つまり、もつと言ひましよう。総理、つまり、選挙のときに国民はどういう政權を選択するかといふのは、またどういふ政權を選んでもらうかといふことが最も第一義に考えなければならぬ制度の理念じゃありませんか、議院内閣制のときに。多様な民意を直接反映するといふことではなくて、それもいふ理由の一つにあるかもしれない。だけれども、どういふ政權を国民が選んでくれるか、どういふ政權を期待しているのかといふ民意を探るのが衆議院議員の選挙制度の根本ではあります。それは、議院内閣制における選挙制度として、そういう帰結と理念になります。んかといふことを聞いておるんです。

○細川内閣総理大臣 ちよつと私、御質問の趣旨がよくわからないので、ちよつともう一遍、恐縮ですが。

○大島委員 大統領制の場合は、確かにいろいろな各般各層の民意をハウスの中に反映させるということは一つのあり方でしょう。議院内閣制の場合は、選ばれた我々が政權をつくるという第一義の仕事があります。もちろんそれだけではありません。しかし、そこが一番ベースなんじやありませんか。だとすれば、我々が選ばれる制度は、政權を選ぶといふことに合致する制度に根本的な考え方を置かなければならないのではありませんか。

例えば、それじゃ今の連立の皆様方が、先ほど野田先生からお話ございましたが、選挙前に私どもはこういうふうな公約をして政權をつくりましますと言つて選挙をしたのではありません。たまたま今、時代の流れとともに、選挙が終わつた後、政權を皆さんがつくられました。これは私は、決してあり得べき姿ではなくて、連立が単独は別にして、あるんなら国民の前に、私どもは

こういう考え方で、こういう何党何派で政權をつくつて政策を実行していきたい。

ですから、この間の予算委員会においても、自衛隊の問題あるいは消費税の問題その他の問題で、固有の政策と政權の政策がこんなに違ふ内閣といふのは私は見たことありません。それが議院内閣制のあり方において、私はやはりおかしい。できれば選挙のときに、私どもはこういう政策を出します、こういう公約をします。先ほど政策本位、政党本位と言ひました。公約といふのは重いです。ですから、それはすなわち、政權ができたからこれをいふといふ、政權を選択する選挙制度にできるだけ見合うような選挙制度をつくるというのが、議院内閣制におけるあり方じゃありませんかといふことを私説しているんです。が、いかがですかといふことを言つておるんです。

○細川内閣総理大臣 今回政府が提出をしております法案におきましても、二百五十、二百五十、それは恐らく少な過ぎるではないか、二百五十の小選挙区の部分が少な過ぎるではないかと、まあ恐らくこういう御趣旨なんだろうと思ひますが、二百五十でも十分に私は政權選択の意思といふものは反映をされるというふうな考えております。

まあ連立政權といふものは、連立政權を組む前に、もちろん政策についての協定といふものがなされていくべきである、選挙の前になされていくべきである、それはおつしやるとおつしやると思ひます。一般的には、ヨーロッパにおきましても大体そのようなケースが多いのかと思ひますが、しかし、最近でも、私もこれは確かな記憶ではございせんが、ベルギーとか幾つかの国におきまして、オランダとか幾つかあると思ひますが、選挙のときには個々の政策で戦つて、そして選挙が終わつてから、連立政權を組むといふときに、その連立政權を組むための合意をつくるために、一カ月も一カ月半も時間をかけてその基本的な政策についての合意をするといふたようなケースも

間々あつていふのが現実ではないかと思ひますし、そういうことはこれからはやはりあり得ることとして許容されるべきことなのではないかといふふうには私は考えております。

○大島委員 総理、一つの制度ができて、その制度は新しい状況をつくりまします。そうすると、状況がまた新しい制度をつくりまします。これは政治の流れなんでしょう。今私どもは、何十年とやつてきた制度を思ひっきり変えようとしております。そのときに、外国でこうやつた事例がありますとか、そういうことを私聞いてるんじやないんです。まさに総理があの本の中でも書いておる通りに、理想主義といふのが必要だと、こうおつしやる。つまり、理想主義が必要だといふことは、理念を大事にしるということだと思ひます。

私がお伺ひしているのは、並立制といふものにしていく、議院内閣制における選挙制度といふのがどうあるべきかといふたときに、やはりいろいろな選挙といふ中を通じて主権者である国民の民意を反映するんですよ、先ほど野田先生がおつしやつたように。民意を反映するんですよ、議院内閣制においては、政權を選ぶ、国民が政權を選んでいくんだといふところが一番大事なんだろう。したがつて、それに合わせた制度といふものが、私は、まずそこに合わせて私どもが苦勞し、努力しなきゃいかぬだろう、こういうことを総理に申し上げておる。

そうすると総理は、いやヨーロッパではこうだ、よく外国の例を出しますが、今制度を変えるに当たつて、最初なんですから、まさにそれぞれ、あれこれのじやなくて、がっしりとした理念といふものが必要だといふことを私は一生懸命申し上げておるんですが、まあそれはいいです、時間がありますから。

そこで伺ひましよう。まさに総理も次の質問を予想したように、二百五十対二百五十といふのは、何回も御答弁されておられますが、二百五十と二百五十といふ比例と小選挙区のこの比率はど

ういう考え方で、あえて言えば、私が今申し上げたそういう観点からも含めて、どういう考え方がそこにあるか、もう一度おっしゃってくださいます。

○細川内閣総理大臣 前の質問とも関連をするお答えになるかと思いますが、再々これも出ておりますように、民意の反映と政権の選択ということと両方補完的に補い合う、また、今までの経過も踏まえて、この辺が妥当なところではないか、こういうふうな申し上げているわけでございます。私としては、大変現実的でわかりやすい姿ではないか、こう考えております。

○大島委員 それでは、こういう指摘に対してどうお答えになりますか。

並立制では、両制度の結果が大きく異なる場合、国民はどのような政権を選択し、民意を表明できるだろうか。つまり、二百五十で勝った政党、全く別々の、比例、全国ですからこういうこともあり得ると思うのです、特に二百五十、二百五十ですから、あり得るかもしれません。全く異なった原理による選挙制度、接ぎ木した結果からくる制度そのものに根差す基本的欠陥があるかどうかということに対してはどうですか。

○細川内閣総理大臣 よく、接ぎ木をしたようなものである、小選挙区制と比例制はそういうものではないか、これは、まあ再々これもお尋ねをいただいておりますが、しかし、確かに違つた制度ではございましょうが、しかし、それぞれに相補うものであつて、まあ言うなれば、庭に竹林と松林が並んでいる。私は、木に竹を接ぐという話ではなくて、それは両方とも、眺めて景色がいいなという、そういう見方もあるのではないかと、私はそう思っております。

○大島委員 つまり、雑木林のようで、松もあつたり杉もあつたり、それが総理の美的感覚からすると、とってもいいなという感じだ、こういうことですね。

つまり、この指摘は、私はある意味じゃ並立制そのものに対する鋭い指摘であると認めなきゃい

かぬと思うのです。加えて、二百五十対二百五十というこの数字に対してこの指摘は、ある意味じやなるほどと思うのでございします。

実は、この指摘は、佐藤大臣の海部内閣のときに出した案に対する指摘なんです。つまり、これは制度論に対する指摘なんです。したがって、佐藤大臣、これは御自身の指摘であつたし、その御自身の指摘に対して御自身でどう答えられましたか。

○佐藤内閣総理大臣 お断りしておきますけれども、それは、内閣官房副長官として大変御苦勞なされたときの、海部内閣の小選挙区三百、比例代表百七十一の案のときの私の質問の中で言つたこととでございしますが、いずれにしろ、今、連立の時代に入つたと言われる政治状況の中で、圧倒的の第一党があつたときには、小選挙区においては恐らく圧倒的の第一党が小選挙区をとり、かつ比例代表も過半数を超えるかもしれません。超えないかもしれないが、第一党になるであらうでしょう。

いづれにしろ、そういういろいろな民意というものをもつて今度は内閣を組織する場合もあるわけでありまして、それは、総理から言われたように、そのときの政治課題というのをどういうふうに酌んで、どういう内閣ができてくるかということにつながっていくんだと私は考えております。

○大島委員 つまり佐藤大臣、こういうことですか。政権を選択する意味合い、つまり、政権を選択しようとする国民の意思よりも、その多様な民意というんですか、こういうものを大事にする方が大事なんだということですか。

○佐藤内閣総理大臣 制度論として、もう既に委員御承知のように、政権をどの政党に与えるべきかという国民の選択、これはやはり制度論という面においては小選挙区制に出てくるというのが今までお互いの議論だつたと思うのであります。

しかし、それだけでは補えないところがありますから比例代表を入れておるわけでございます。この際、総理からもお話しございましたように、二百五十、二百五十というのは、今総理と

の、議院内閣制と大統領制との議論の中でも、大島委員の方は、この衆議院というところは内閣を選出する、そのことはもちろんあるわけでございますが、そのことに非常に大きなウェイトをかけていらつしやる。

もちろん、そのこと自体は非常に大事なことで、間違ひありませんが、それだけでは衆議院というのはいわゆるごまかして、そういう意味では恐らく、想定ですからわかりませんが、小選挙区の中で第一党をとられたところが中心になつて、そこでそのときの政治課題というものをどう解決すべきかということで政権がつくられていく、こういうふうには私は考えております。

○大島委員 まあどうも、佐藤大臣のかつて御自身が質問された、一つの根本的な指摘であらうと思うのです、これは。この指摘は、まさに二百五十対二百五十により一層鋭く向かう質問なんだらうと思うのです。どうも御自身、どのようにそれを乗り越えたかというの、どうも明確性がわからないのでございしますが、まあこれはちよつとこのままにしておきますけれども、総理は先ほどから、ヨーロッパの例やその他をお話ししておられます。

先ほど野田理事の方からお話しなされましたが、やっぱり参議院との関係、つまり二院制であるということですね。ヨーロッパのいろいろな例の場合は、一院制の場合が非常に多いんですよ。ですからもう一度、二百五十対二百五十という意義と、参議院のあの数のあり方ですね、百五十二と百、これよりも、全く比例と小選挙区を同じにしてしまつた。参議院は百五十二対百ですね。一体その兼ね合いをどうするかということに対して、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○細川内閣総理大臣 これは、午前中の野田委員の御質問にもお答えをいたしましたように、確かに似ている部分がございますが、重複立候補制の問題であるとか、あるいはまた総定数が違ふといったようなこともございしますし、小選挙区の数

が全然違つていふようなこともございしますし、それからまた党で、党の名簿に登録されている人しか推さないといふたようなことも参議院の制度とは違つていふわけでございしますし、そういったことなどを考えますと、大分やはり、同じような、似たところもございしますが、かなり違つていふのではないかと感じを持っております。この辺については、この衆議院の選挙制度改革をされた後にできる限り早く参議院の選挙制度についても御議論をいただいて、改革の案が固められていくということが期待をされていふところだと思つておりますが、今のようないふところから判断をいたしますと、必ずしもこれが、その二院制の意義ということにつながつて、問題になるというふうには私はちよつと考えていないということでございます。

○大島委員 北川委員から若干時間をちょうだいしましたので、私の最後の質問に入りたいと思ひますが、まだまだ二票制の問題、それから二百五十対二百五十の問題でも、参議院との問題あるいは区割りの問題はまた後の我が方の委員から御質問をさせていただきますが、政治改革の今日までの四年間を振り返つた中でやらなければならぬという一つ大きな大きな問題は、日本の政治がどうあるべきかと同時に、まさに一票制の問題なんです。

これは、中選挙区制においてこの格差の問題を具体的に政治の場で解決しようとしたときに、大変な苦勞と痛みと苦しみを味わいます。そこで、お互いの案は二対一以内におさめる、を基本としておさめる、まさにこの観点から、実は二百五十対二百五十がいいのか、三百対百七十一がいいのかという観点もやっぱり検索しなければならぬだらうと私は思うのです。つまり、二対一とお互いに言つていふわけです。それに近づけるということも国民に対する期待だと思ひますが、そうですね。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるとおりでございます。

○大島委員 そうした場合に、八次答申のときに、当然総理も勉強されたと思います、三百の区割りをしました。そして、そのときの最大格差は二・一四六倍でした。行政区画をできるだけ割らない、あるいは飛び地をつくらない、その他今考えているようなことを一生懸命やったわけです。行政区画の分割を残念ながら十三もいたしました。以上のことから、二百五十の場合一体どうなるか、このことを総理に私は聞いてみたいと思うのです。

前回同様、各県に一人ずつまず配分をいたします。これは政府案もそうでございます。この時点で既に、二百五十の場合に県間格差が一・九倍からもう二倍未満ぎりぎりになっていくんです。つまり、二倍にこだわりますと区割りが増えすぎたに、一つの行政だとか、それをしなければならぬような数字的データが出てまいります、二百五十の場合。そしてそういう場合に、二倍以上にならないことを基本とする、こうおっしゃいます。が、総理の今勉強されている中では、二百五十で二対一以内に基本としておさめられる、こう思っております。

○細川内閣総理大臣 技術的な問題については、これはまさに区割り委員会が御審議をいただくというところでございましょうし、私もどこまでそれができるかわかりませんが、しかし法案では、二対一未満となることを基本として、こういうふうに申し上げているわけでございまして、できる限りそこに、その線に沿って区割りがなされるようにしていくということが極めて重要なことである、そのように考えているところでございます。

○大島委員 総理、三百で二対一以内を基本として各県に一つずつやる。数字的な、数字的な論議からです、そちらの方が二対一以内にできるだけ近づきやすいと思われませんか。それとも、二百五十で各県全部一人ずつやられた上で二対一に抑える方が数字的に簡単だと思いますか。どちらだと思いますか。

○細川内閣総理大臣 それはもちろん人数が多い方が、その方が区割りはしやすいということであろうと思いますが、しかし今までの、これも再々申し上げて本当に恐縮でございますが、今までの御議論を踏まえて二百五十、二百五十という数字が出てきたわけでございまして、そのことをやはり私としては、内閣としては大事に考えていきたいということでございます。具体的なその区割りの話について担当大臣の方から、佐藤大臣の方からちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

○大島委員 時間がありませんので。

そうしますと、私は今申し上げました。一票の格差というのは、技術的な問題ではなくて、これも政治課題の大きな問題です。総理もお認めになられましたように、まさに一票の格差をできるだけなくする可能性があり方論としては、数が多い方がいいに決まっていますと簡単に言われました。これはとても大事なことだと思っております。政府の二百五十の場合に、それじゃ、ほんとその委員会にお預けになるのですか。例えば行政区画を割っちゃいけませんよ、あるいは飛び地をつくっちゃいけませんよ、あるいはその他の原則がどういう形であって、どういう順序で区画委員会にお預けになるのですか。

○細川内閣総理大臣 先に私から御答弁いたしますが、それはあくまでも基本としてということをお願いしているわけでございまして、そのところは誤解がないようにお願いをいたしたいと思っております。地勢であるとかあるいは交通事情であるとか、そうしたことを踏まえて、総合的に合理的に区画委員会において御判断をいただきたい、こういうお願いを申し上げるということになると思います。

○大島委員 飛び地はいかがなんでしょうか。

○細川内閣総理大臣 もちろん、そういうことも含めて御検討になるということであらうと思っております。

○大島委員 これで終わらせていただきますが、

まだまだいろいろなことをお伺いしたいと思っております。

この一票制の問題も、どちらが一体、三百と二百五十の問題も、どちらが国民の要望である一票格差を少なくするかというその観点からも、まだ議論しなきゃなりません。要は、この問題は、何回も申し上げますように、議員各個人、それから政党的あり方、それから日本の政治がどうなるか、そういう中であって、まさに二十項目以上も自民党と政府案の違いがあります。その中には理念の違いもあるかもしれません。技術的なものもあるかもしれません。徹底的に議論をして、そして最大多数の公約数、合意を得るべく政府も我々もあるいは与党もしなければこれはできません。したがって、総理におかれましては、そういう観点からのリーダーシップを発揮されて、成果が得られるよう、よろしくお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○石井委員長 次に、北川正恭君。

○北川委員 まず、私も自民党内閣のときに、海部内閣、宮澤内閣で政治改革法案を通すことができずに、今回野に下ったわけでございます。その野に下って、法案が通すことができなかったと野党にはそれぞれの言い分はあろうと思っております。が、ここはやはり当時の与党である自民党政権の責任の方が私ははるかに重いと当然そう思っております。

そこで、前国会でも与野党の話し合いでなかなかいい線まで、総理、いったんです。まあしかし、各党にはそれぞれの事情、思惑、歴史、伝統を引きずって、とうとう最後に廃案になってしまった。それは国民の判断よりも、国会議員の都合で廃案になったと国民からおしかりをいただくのもむべなるかな、私はそういう感じがいたしております。

そこで、自由民主党、野党になったわけでございますが、比較第一党としてあるいは責任野党として、従来の抵抗野党のような、無責任な審議拒

否であるとかあるいは嫌がらせであるということをするようなことは、そんな気持ちはさらさら実はないわけでございます。

そこで、これは我々が政治を行う場合の土俵づくりのことでありますから、与党と野党がフェアに、徹底的に話し合いをして、そしてお互いが納得し合って、後世の批判にたえ得る最善の案をつくりたいものだ、そう思っているところでありますが、総理、その御決意を改めてもう一回お伺いしたいと思います。

○細川内閣総理大臣 選挙制度を含めた政治改革の四法案、これは議会主義の、あるいは民主政治の基本にかかわる問題でございますから、おっしゃる通りに、しっかりとした議論が積み重ねられて、そして国民の目から見られて、わかりやすい議論がなされて、そして御理解をいただきたい、その法案が成立をするということが望ましいことであることは申し上げるまでもございませ

先ほど一般論として、国会において合格点主義で議論を尽くすということは当然のことだということ野田委員の御質問に対してお答えを申し上げましたが、全くそのとおりにお受けとめをいただきましたと思っておりますし、ぜひ活発な御議論をいただきたいと思っておりますが、ただこれも、また重ねて言わせていただきますが、今までの、まさに今お話がございました、さきの国会でもいいたところまでいったというお話なども踏まえて政府案として出させていたいただいているわけでございますから、ぜひその辺についても御理解をいただきたい、こう考えているわけでござい

○北川委員 国民の目から見えて納得のいくというお言葉があつたわけですね。それで、ここ政府なり与党の皆さんのいろいろなマスコミ等から聞こえてくる状況の中で、国民の声を聞くということよりは、むしろ総理御自身も七党一派の与党の皆さんの意見こそが大事であつて、それでベストというお言葉が私は出てきているような気がして

ならないわけですよ。

したがって、広く国民の声を聞くということ
は、少なくともこの委員会の場所では、与党と野
党が、お互いが納得し合って、そして最善の案を
つくるという、それが政府の側に基本的に絶対的
な姿勢としてなければいけないのではなからう
か。私も引き延ばしをするとか、一切そうい
う気持ちでさらさらないと野党の立場で申し上げ
ている我々の立場からすれば、少し硬直し過ぎで
はなからうかということをお私は本当に感じている
わけですが、国民のサイドに立つて御判
断をいただく。

与党のあるいは国会議員だけの立場で判断する
ということ、後世の批判にたえ得るような選挙
制度を含め政治改革をやるんだということになれ
ば、私はよほど慎重にこれに対応していただきたい
と強く要望いたしますが、改めて総理のお考え
と、もう一つ、それぞれ党首の大臣がお並びでござ
いますから、社会党の場合は担当大臣の山花大
臣にお願したいんですけれども、それぞれの立
場を超えられて、党利党略を超えて、そして国
民サイドに立った政治改革をやるんだという決意
を、総理を初め各党首のそれぞれの大臣の決意、
お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 与野党を含めて、それぞれ
国民の支持を得て国会に送り出していただいてい
るわけでございますし、国民の意思を反映して、
ここで議論がなされているということだと思ひいま
す。また、この委員会において、そのような観点
から公聴会のようなものも設けられるわけござ
いますし、国民の意思と、意思のあるところ
というものを十分に体してこの議論が進められて
いくということが重要である、そういうことを申
し上げていくわけでございます、この議論がど
ういう方向に詰められていくべきであるかという
ことにつきましては、まさにこれは国会のマト
ーでございまして、国会におきまして十分に御議論
をいただくことを提案者としては願っている、こ
ういうことでございます。

○山花国務大臣 御指摘のとおり、政治改革全体
について、国民の皆さんの何よりも期待にこたえ
なければならぬということとは当然の大前提であ
ると思ひます。選挙の審判の結果を重く受
けとめるということと同じ意味だと思ひいま
す。

その意味におきましては、今たまたま各党代表
に御質問いただきましたけれども、連立与党の合
意づくりもまさにその観点からなされてきたもの
と思ひます。御指摘の点は今後とも十分踏まえてい
きたいと思ひます。

○羽田国務大臣 従来から申し上げてまいったわ
けでありますけれども、政治改革そのものは、ま
さに国民のための政治を進めよう、選挙制度も、
議員のためというようにことをよく言われるので
すが、そうじゃなくて、まさに国民の意思という
ものをきちんと掌握できる、そういうことのため
にやはり選挙制度をやるということでありま
して、私は、民主主義のルールでありますから、
これはもう国民の側に、要するに、我々も難しい
問題乗り越えながら、やはり国民に理解され
るものをつくらなければいかぬと思ひいま
す。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。
前回の総選挙におきまして、まさに各党、政治
改革を国民の皆さんに公約をしたわけございま
すので、その責任を果たさなければならぬ、こ
れが一番基本的な問題であらうと思ひいま
す。
それから、国民の皆さんの意見をさらに十分こ
れは聞いていかなきゃならぬわけでございます
けれども、現在この特別委員会にいたしましたも
テレビで放送されております。また新聞に載りま
すでしょう。それに対して、また、例えば私の党
でございますと、いろいろなどところへファクスで
いろいろな注文が来たり、意見が寄せられる、そ
ういうケースもございまして。今お話がありました
地方公聴会等も行われるでございまして、そ

ういったところの意見を全体に踏まえて、そして
国会の中で最終的に集約をされていく、こういう
ものであらうと思ひます。その線に沿って努力を
いたしてまいりたいと思ひます。

○大内国務大臣 選挙制度につきましては、これ
は民主政治をつくっていく各党の共通の土俵をつ
くる問題でございまして、やはり与野党が合意
できるような案をつくるために、政府としても、
あるいは与野党ともに努力するというのが一番
大事な姿勢ではないかと思ひます。記者
会見におきましても、テレビ討論におきま
して、あるいは各党間の協議の中でも、そのこと
を強調してまいっている次第でございます。

政府の立場として、今考えられている案とい
うものを責任を持って出している以上は、その御理
解をいただかなければならぬわけではあります
が、しかし、その前提として、この問題を仕上げ
るためには各党の合意を得る、この努力を誠意を
尽くして尽くすべきである、そう考えてござ
います。

○武村国務大臣 総理が申し上げたとおり、日本
新党と私どもが提唱をさせていただいたことから
政権が誕生しまして、そしてたしか政権誕生後二
十日前後の間に今の案がまとまりました。そし
て、今国会冒頭にもう既に政府提案としてお出し
をしたわけでありまして。大変短期日のうちにた
くさんの政党が鳩首知恵を絞り合せてまとめたも
のでございまして、政府としては、総理がたびたび
お答えをしておりますように、これがベストだと思
ひます。

しかし、完全無欠かと言われると、短期間でも
ございましたから、どこにも非はありませんと、
そこまで胸を張る自信はありません。ぜひ国会論
議の中で、与野党を超えて真剣な議論を重ねてい
ただき、少しでもいい知恵が出れば当然院全体と
してそれに対して対応をなされるものと思ひいま
す。政府としては、一貫して政府の案を主張
す、説明をさせていただきたいと思ひいま
す。

○江田国務大臣 各党党首にという御質問でした
のでお答えを申し上げますが、私は、常々政治改
革の議論のときには申し上げてまいりましたし、
きょうも午前中申し上げたのですけれども、政治
改革議論をするときにやっちゃいけないことがあ
る。それは、この制度になったら自分は当選しや
すいだろかしにくだらうかとか、この制度にな
ったら自分の政党は伸びるだらうか減るだらう
かとか、この議論はどうしてもしなきゃいけない。
それはわきに置いて議論をしなければならぬ、い
議論はできないと思ひます。

それで、いい制度ができて、自分が落ちて、そ
うするとい人が通るわけだからいいじゃない
か、いい制度ができて自分の政党が難しくなるな
ら、その制度で勝てるような政党に脱皮をし
たり、再編成をしたりすればいいので、そのことが
国民のためになるのだ、こう思っているわけであ
りまして、現に私も社民連という政党は、この
制度ができましたら、これはこの制度のもとで社
民連では戦えません。それを覚悟してやるつもり
でございます。

○北川委員 それぞれの各党の党首である大臣に
お答えをいただきたいわけですが、それでは山花担
当大臣にお聞きいたしますが、党議決定された二
百五十、二百五十というのが、国民サイドに立
つて、与党と野党との話し合いによつて、よりい
いものであれば、場合によっては変えられるとい
うことだと思ひますが、その点について明確にお答
えをいただきたいと思ひます。

○山花国務大臣 よりいいものが御質問をいた
だきましたけれども、政府案を提出する際につ
きましては、全体の制度のスタートが、議論のス
タートがここから始まっている、こう記憶をして
おります。二百五十、二百五十の並立制を基本に
するといふさき、新党の提案を受けたところ
から始まっている、こういうことの意味でもござ
います。
私たちは、そうした中でこれまでの、前回の政
府提案あるいは八次審の議論、そして百七時間の

これまでの与野党の腹割った議論などを十分踏まえた中で、最終的に政府案を与野党の合意に基づいて出したところでございまして、そうした意味におきましては、我々は政府の出した案として二百五十、二百五十が一番よいのではないかと、今日の段階ではそのように考えているところでございします。

○北川委員 それでは総理、先ほど決意が披露されたわけですが、どうぞこれからお決めたいたるときには、与野党に優しく野党に厳しくというようなお立場でなしに、やっぱり国民サイドに立つた、本当に後世の歴史家がきちつと批評してくれるような、そういう制度をおつくりいたしたく、その前提でこの委員会において与野党、野党が本当に真剣に慎重に審議する、そういうことで御了解をいただいております。

そこで、先ほどから質疑がありました、野田議員なりあるいは大島議員の質問に関連して少し質問をいたしたいと思っておりますが、まず二百五十、二百五十で、言い方はいろいろあると思いますが、それが民意の反映と集約のいいところをとって、それが最善の案だとかベストの案だというお言葉であったと思いますが、本当にそうでしょうか。両方足して二で割るということが最善の案か。それならば、どこに理念、哲学があるのか。真ん中へ持ってきたのなら、どういう理念で二百五十、二百五十になったのかというのが今もう一つつまびらかにない、そのように思うわけでございします。

そこで、日本は衆議院と参議院、二院制という前提で国会が構成をされています。当然そこには衆議院の持ち味と参議院の持ち味があつてしかるべきだと思います。したがって、今までの選挙制度は、衆議院が中選挙区制で地域の選挙で選ぶ、そして参議院では地方と全国に分けて、そして選挙をして、衆議院と参議院の違いを明確にしている。さらに、政権を選ぶべき衆議院では、解散がございすけれども、任期は四年、参議院では解散はなし、六年というふうな違いもあつて、そし

てお互いが補充し合つてすばらしい国会をということになろうと思ひます。

そういういたしますと、総理は今、参議院の選挙制度は後ほどお考えをいただくといいわけですが、さすが、当然衆議院の選挙制度を変えていくときに、参議院の選挙はどうあるべきだとイメージされた上で、衆議院の制度も政府はお考えいただくのが実は私は当然のことではなからうか、そんな気がいたしております。

そうしますと、例えば総理が日本新党の代表であられたときに全国区で、詳しくは忘れましたが、第五番目の人か何かが、拘束式の名簿で載れた方が、代表と御意見が合わなかったかあるいは政党にとつてふさわしくなかったかは私は詳しくは存じ上げませんけれども、全国区で国民が選んだ方が、ある団体、ある党の、あるいは個人のと言つてもいいのかわかりませんが、詳しくはわかりませんが、そういうことが簡単にできて、国民の意思がそこで無視されたのではなからうかという危険性も実はあるのではなからうか。それが、政権を選ぶべき衆議院で、そういう制度が取り上げられてくるというのはいかかものか。やはりこれは代議員制度で、直接選挙を中心として、顔の見える制度の中で選挙を行つて、そして内閣を構成していく、総理大臣を選ぶということの方が私はずっと意味合いがあると思ひます。

そうなつてくると、例えば、先ほど重複立候補も認めということになつたわけですが、重複立候補といふことを考えますと、政府案では二票制でありましたけれども、例えば小選挙区で、熾烈な戦いをした結果が、実はその中の善戦率とか惜敗率で選ぶ場合が、制度としてその場合もあり得るというところになれば、小選挙区がメインであつて、全国区、比例区の方が、明らかにこの小選挙区の勝敗によつてほとんど決定をするということになつたときに、二票制を使つて、そして参議院と同じように一つの選挙でなしに、これは二つの選挙だということ自体が少し論理的に矛盾があるの

ではないか。衆議院と参議院、重複立候補を認めなければ、やはりこれは一票制で、理論がすべて一貫通になつていた方がよからう、実はそう思ふわけですが、そのあたり役割分担というところで、きちつと衆議院は衆議院なりの論理、哲学を持つて制度をつくらなければいけない。

国民サイドに立つて判断をするということ、これは大変重要だと総理おっしゃいましたが、それと同時に、国民が安心して任せられるには、やはり衆議院は衆議院なりの原理原則がなければ、国民はなかなか納得してくれないと思ひます。したがひまして、二百五十、二百五十に分けた根本的なその根拠といふますか理論、そして衆議院と参議院の違い、もう一回改めて総理のお考えを明確にお答えいただきたい、そう思ひます。

○細川内閣総理大臣 何遍も同じようなことを繰り返して申し上げておるわけですが、また違った言い方で、佐藤大臣の方からも、あるいは山花担当大臣の方からもお答えを申し上げた方がいいのかもしれませんが、二百五十と二百五十といふことを申し上げておるものは、民意の反映と民意の集約といふことを両方で相補つて、それが今のいろいろな経緯からいたしまして、また理念としても、私は落ちつきどころではないかなといふことを申し上げてきたところでございまして、参議院の制度との違いについても、これもるお話を申し上げておるのとおり、必ずしも二院制の意義を失うようなことにはなつていない、大分違つておるものがあるのではないかと、いふことを申し上げておるものでございします。

重複立候補の問題を初めいたしまして、定数の問題もございします。いろいろな問題があると思ひますが、違いがあると思ひますが、そうしたことを含めて、今までの経緯も、衆議院の選挙制度をまずどうするかといふところでずつと御議論があつてきたわけですが、もちろん、その衆議院の改革をされた後の機能といふもの

が、参議院と、二院としてどのような役割を果たしていくのか、そのところに十分今後の議論の中で意を用いていかなければならないことは当然でございしますが、まだ残念ながら、参議院の制度をどのようなものにしていくかといふことについては議論が熟している段階ではございませんから、この点については、引き続き、この衆議院の選挙制度の改革の上に立つて、しっかりと議論を詰めていかなければならないのではないかと、このように考えているところでございします。

○北川委員 これから参議院の選挙制度をお考えいただくわけですね。当然そうですが、衆議院で二百五十、二百五十で、言えは反映か集約かといふことで、フィフティ・フィフティの分かれの案をつくつて、そしてその制度をつくつて、二院制で、衆議院の特色と参議院の特色を一体どうやって出されるのですか。ここではほとんどフィフティ・フィフティで、センターで判断されたわけですか。

そうしますと、では参議院は集約型でいくのか、あるいは、それは一切やめて、反映型でいくのかといふこと。これをやつたところで、こつち五〇%、これに五〇%で、一体どうやって今後参議院の改革について審議されていくのか、私はそのあたりが、総理、難しいのではないかと心配するわけですが、したがって、そのことをきちつと御判断をやつたり提示していただかなければ、なかなかこれはわかりにくいわけですが、どうぞ自治大臣かどなたかお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 いわば総理の言われたことではばききしていると思ひますが、補足をして、少し北川委員に御理解をいただきたいと思ひます。これは、この前の四月からお互いに各政党同士が出し合つた国会の議論といふのは大変充実してよかつたので、私も提案者、答弁者で、自画自賛でまことに申しわけございません、という御意

見もあり、政党同士でやたらどうかという御意見もございましたけれども、これはもう御承知のように、細川内閣、緊急改革政権という性格の一つからいっても、これは政府提案しようということで、衆議院の選挙制度を中心とする政治改革の問題につきましては、政府案とさせていただきます。

そして、今御指摘がございますけれども、参議院の方はしからばどうすべきか。総理からもお話がございましたように、衆議院の制度と参議院の制度、似ているところもございまして、また違うところもございまして。総理から言われたことに加えて言えば、解散がある、ないという問題もございまして、似ているところもあれば、若干違っているところもございまして。

そこで、参議院の方はいかにあるべきかという問題につきましては、御承知のように、第八次選挙制度審議会でもあれだけ御議論いただきましたが、なかなか方向性が見出せないわけでござい

ます。私たちが行政府という立場からいいますと、このような状況を踏まえて、衆議院に二百五十、二百五十の並立制というのを認めたいだいたいに、しからば参議院の機能あるいはあり方、そもそも現憲法下におきまして二院制の中の参議院の役割、こういうようなことは参議院の方でひとつお考えいただく方が、これは、衆議院に關係します選挙制度の問題は、今申しましたような経過がございまして、政府案とさせていただきます。基本的には国権の最高機関であるところの一院のあり方の問題について、行政府である政府がこうあるべきだと言うことは、私たちがいかになるものだろうかということもございまして、総理からお話ございましたように、リクルート事件が発覚してから五年、海部内閣の並立制が出て三年、こうやってお互いに政治改革の問題をやっている。もうそろそろ時間的に私たちは限界にきている。国民の皆さん方も、もういいかげんに結論を出してもらいたいということだと私たちは思っ

ております。そういうことから申しますならば、この四法案ワンセットになっております政治改革、これをひとつぜひお認めをいたしたい、既に参議院の方は、政府・与党の方はいろいろ協議を始めていますのでございまして、自民党さんの方でもいろいろな御意見があられるようございまして、その辺を踏まえて、ひとつ国権の最高機関の一院であるところの参議院さんが、衆議院がこのような並立制を導入したときに、どのような役割、どのような任務を負うべきかというところは、ひとつ参議院の方で院として結論を詰めていただきたい、これが私たちの考え方でございまして。

○北川委員 一院制と二院制と少し使い分けられているのではないかな。二院制を前提として、衆参両院一体で初めて国会の機能があるんだという理解が前提にないと、例えばヨーロッパの一院制の議会では、これは集約と反映とやはり足して二で割るようなことは必要であろうと思うのです。ところが、せっかく我が国は憲法に定められておりますごとく、衆議院と参議院が、二院制があるなら、これはおれたちが勝手にこっちはやりましよう、あんな方はどうぞ勝手にやってくたさいでは、いささか片落ちかなという気がいたします。それから、与党の内部でも政府でも、ぜひこのことは真剣に御検討をいただくことを私は強く要望しておきたいと思ひます。

そこで、次の質問に移らしていただきますが、民主主義の制度維持にかかるコストの問題でござい

ますけれども、私は、総理もおっしゃっていらつしやいました。政治活動は本来何物にも束縛されずに、自由な立場で政治活動が活発にできることが一番いいと思ひます。宗教においても宗教活動を一生懸命やり、そしてその宗教の持つ教義を普及発展させる中で、御寄進とかあるいはお布施とかをいただくながら宗教というのは成り立つという、それと政治と一緒にするのはいささか気が引けるところもありまうけれども、政治も、政策を国民に問い、そしてその政策を忠実に実行

し、その中に人格とか活動の持つ迫力とかで本来は評価をしていただくべきだと、こう思うのです。そこで、ある一定の企業からたくさんいただく、法外な献金をいただくという場合と、例えば国から四百億を超えるお金をいただく場合と、企業と国家との違いはあっても、これは束縛を受ける場合が非常に私は多いと思うのです。したがって、我々は国民の皆さんから税金をいただいで、そこから、国庫から助成を政党にしたいだくということには本當に気が引けますし、本来の民主主義政治からいえば、あつてはならないことであつて、全部から自由でなければ、我々特別公務員的な存在の政治家が、公務員の皆さんと一緒に公権力から離れて、自由な政治活動ができるかどうか、私はこのあたりは本當に原理原則をもう一回洗い直す必要があると思ひます。

しかし、ロッキード以来のさまざまなスキャンダルで政治不信が生まれていまして、我が党も、お一人当たり二百五十円ぐらいは、三分の一程度の税金をいただくことは本當にやむを得ないのかな、こう思ひますが、政府・与党でこの三百三十五円にお決まりになった過程を見ますと、これは相当、六百億だ云々だということ、いやいやと言つて少し批判があつて、三百三十五円に落ちついて四百十四億円になったのかな、私はそう思ひます。

そこで総理、どうですか、これ。そんなに四百十四億という数字ではなしに、やっぱここは与党と野党の話合ひで、我が党の出した一人二百五十円ぐらいまでに一人当たりの税負担、それをその程度まで引き下げて、そして謙虚に国民の税金をいただくという姿勢を私はお示しいただきたいなと、そう思つてゐるわけでございまして、そのあたりについて、やっぱこの案がベストでございましてか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 今、北川委員の御質問だけではちよつと聞いていらつしやる方はわからないと思ひますが、北川委員の言われている二百五十円というのは、企業・団体からの献金を政治団体へ一定の額、許しているわけですね、認めているわけですね。我が方の方は、政治団体に対する企業・団体献金というのは認めない、政党のみに企業・団体献金は認めようということもございまして、政党の支部の活動あるいは政治家の政治団体の今まで活動しているものも公的助成をお願いをしたいという前提でございまして、三百三十五円と二百五十円を、その間を少しとれというのは少し前提、企業・団体献金をどこまで認めるかという前提が違つてございまして、それは総理どうだと詰めて寄られても、少し基本的な部分が違つたということも御理解いただきたいと存じます。

○北川委員 それでは、今の佐藤自治大臣のお答えでございしますが、企業・団体献金を個人の政治団体では政府は受けないんだと、こういうことでした。したがって、個人の政治団体に、個人献金だけに頼るからまあ三百三十五円の方がいいんだという御議論でありましたが、それではお聞きをいたしたいと思ひますが、政府の案でいきますと、企業・団体の献金は政党では受けられるわけですね。大臣、どうですか。

○佐藤国務大臣 政党及び、恐らく御質問があると思ひますが、政党の支部でも受けられます。○北川委員 政党は、企業・団体から政治献金を受けられますね。そうしますと、政党から個人の資金管理団体に政治資金が流れることは可能であるというこの理解でよろしゅうござい

ます。○佐藤国務大臣 それで結構でございまして。○北川委員 ということは、企業・団体から一たん政党を受けて、そこから個人の管理団体に流れていくということになれば、企業・団体の献金禁止というのは一体どこにあるのですか。政党という名のもとにプールをしておいて、そしてそこから個人の管理団体に流すといつたら、政府が企

業・団体の献金を私どもは禁止していますというならば、その部分をカットしない限りは私はそのあいまいさというのが残ると思いますが、そのあたりはどうですか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 今度は公開する、公表します企業・団体献金の金額、今まで御承知のように百万超でございましたけれども、今度は五万超という非常に低い金額にさせていただきます。したがって、企業・団体等が政党にした場合には、まずそこで五万円超のものは明らかにしなかならぬということでもあります。

それから、政党から政治家個人に行かれる、御指摘のとおりでございますけれども、これは政党というのが政治活動のためにある団体でございますから、政治家に行ったというものについては、それは当然政治活動に使われる。それから、政党としては、例えば私が党からいただいた場合には、私にきたということをやちゃんと帳簿に記載することになっておりますから、政党の責任、政党の信用においてそれはなされるということでございます。

○北川委員 五万円ということでございますが、そうすると、一たん政党に五万円ずつ集まってきた、プールして、そしてそのプールした企業献金に政治家個人の管理団体へ行くというのは、A社からA議員の管理団体に行くということは明確にならない、不透明なんです。だから、そんなことをおっしゃるくらいなら、最初から企業・団体の献金は、政治家個人でなしに、私どもの名前前で言えば資金調達団体をつくって、上限をきちんと決めて、そして透明性の確保ということをした方が、私はよりすっきりとして、そして不透明感がなくなるということを申し上げるわけでございます。

したがって、政府もこれからその部分、例えば政党と管理団体の部分をカットするならば、私は、企業・団体の献金は禁止したという、これはいいのですが、パイパスがあつて、こういうふう

に行くならば何も変わらないじゃないですか。総理、どうですか。

○細川内閣総理大臣 これは今佐藤大臣が申し上げたことに大体尽きていると思ひますけれども、今国民が一番目を向けて政治に対する不信感を持つておられるのは、政治家と企業とが直接につながつてゐる、あるいは政治家の持つてゐる政治団体に企業から献金がある、そのところがやはり一番大きな問題であるわけでございまして、そこからまた現にさまざまな腐敗の問題が起つてきたりしているということも事実であらうと思ひます。そこに今度は公的に政党が介入をする、公党が介入をするということによつて、政治家と企業とが直接結びつくということではなくて、そこに政党というものが公的に介入することによつて、それはそこからさらに政治家に流れていくことがあるにしても、相当にこれはチェック機能は働くのではないかとというのが、私の認識でございます。

○北川委員 それでは、我が党の案では、別の政治家の資金調達団体からAという議員の調達団体への資金の流れは、実はカットしてあるわけですか。ここは明確にしてあるわけですか。政府の方は、それは認めてゐるんですね、管理団体から管理団体へ行く。

○山花国務大臣 御指摘のとおりでございます。○北川委員 そうしますと、政府案の場合には、ほかの政治団体から管理団体へ、その他の政治団体が幾つあつても管理団体には献金が行くわけですね。どうですか、山花大臣。

○山花国務大臣 政府案の場合には、政党以外の政治団体及び政治家が、例えば一つの資金管理団体をつくつてその代表者になるという、そういう団体をつくつたところ、そういうところは企業・団体献金はもらえないということになっておりますので、したがつて、そういう事態については大変厳しくなつてゐるという内容だと思つておりますけれども。

○北川委員 今の大臣の御答弁は少し話が違つたわけでございます。管理団体にその他の政治団体から、幾つあつてもいいですよ、それは、それは献金できませんね、どうですかというお答えにはなつてないわけですが、政府委員で結構ですが、お答えをちよつとそのあたりは明確にしておいていただきたいと思ひます。自治大臣でも結構ですよ。

○佐野(徹)政府委員 今回の政治資金規正法の改正の大きな一つの柱でございますのは、企業等からいわゆる政治家個人、それから個人の政治団体に対する寄附を禁止する、こういうことでございます。こういう前提のもとに、政治団体間の寄附につきましても、これは基本的には政治活動の自由とかそういう関連もございしますので、政治団体間の寄附については禁止はいたしてございせん。

○北川委員 そうなりますと、政治団体同士の方が全部簡抜けになつていて、しかも、政党には企業・団体からお金がおきて、そして管理団体にはおきて、こつちの方は簡抜けということじゃないんでしょか。こんなことでどうしてきちつとした政治資金に對してのけじめがつけられるか、私は甚だ不思議に思ひますし、担当大臣、自治大臣も実はそのことをお答えにならなかつたのですよ。こんな重要なことが抜けていて、政府がこれから企業・団体の献金は禁止だということを言ひしやらないでいただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○山花国務大臣 いろいろ法律をつくつても、抜け道はどうかということと関係する御質問のよう受けとめたわけですが、私も御質問の趣旨を取り違へておりましたら、また正確に訂正していただきたいと思います。

今回は、先ほどお答えしておりますとおり、企業・団体献金の禁止のテーマについて、政党に絞つて、政治家個人そしてその後援会等については禁止をしたということについては、もう御了解いただいておられると思ひます。そして、政治家は自分の資金管理団体というものを持つて、そ

こで公私の峻別をしていく、これが全体の構造です。

もう一つつけ加えて申し上げますと、先ほど、そんなこと言つても政党に一人入つたのが個人の資金管理団体におきてきたらということがありましたけれども、実は何よりも最近続発している政治腐敗というものが政治家個人と企業との関係である。これをどう断ち切るか。透明性の関係につきましても、例えばこの前の発表でも、政治資金の自治大臣分につきましてはたしか透明度が三・二%くらいというのが中身だつたと思ひます。ところが政党の場合には恐らく九十%が明らかになつておつたわけでありまして、その意味におきましては、政党を通じてのお金というものは収支が、今回オープンにするところもありますけれども、従来から透明度がその問題については明らかであつたわけなんです、それを今度は資金管理団体に対して仮に行つたとしても、いつ、どのような金がついていくのかについては明確になるわけでありまして、国民の皆さんの批判の対象になり得るのではなからうか、こういうふうに思つております。

また資金管理団体につきましても、どういう団体に流したかということにつきましてはまたそこでの収支が明らかにされるわけでありまして、その意味におきましては、これまた資金のやりとりについて有権者の皆さんの審判を仰ぐということになつてくると思ひます。何よりも政治家個人が企業から寄附を受けない、このことと関係する、大変大きな意味があるのではないかと、実効性があるのではなからうかと思つてゐるところでございます。

○北川委員 我が党の案も、政治家個人が企業・団体の献金を受けるというところはないわけですよ。だから、管理団体と名前は違ひますが、調達団体ということになるのです。調達団体同士での行き来はなしということを決めたのですが、そのあたりが非常にずさんなんですということを御理

解を私はいただいておきたいと思ひます。

そこで、実は企業献金、団体献金の性善説、性悪説を言うつもりは僕はないのですけれども、今まで問題になつてゐたのは実はやみの部分であつて、限度額を決め、透明性を明確に確保したら、私どもで言う調達団体というところで一口二万円以内というような格好をきちつと決めて、そうしてそれを破つた人は罰則を加えるという法改正をしたわけですから、そこで、総理がおつしやるような、企業献金で無制限な今までのようなざる法ではないかという部分であつて、それを企業献金全部悪だというとならば少し狭いお考えではないか、そのように、本当にそう思うわけでございますが、政府でも、ぜひそのあたり、きちつとしたパイプの方向性というものを両大臣よく御検討いただいて、本当にきれいにするのなら、やはりそういう案にされるべきだ、実はそう思つておりますから、御検討をいただきたいと思つております。

細川総理は地方分権の提唱者であります。そこで、地方政治家、知事さんや市町村長さん、九十数%が無所属ということにならうと思ひます。あるいは、県市町村議員さんは八〇%程度が無所属であらう、こう思ひます。そうしますと、議論は前の本会議でもございましたが、そういった無所属の方は、政党助成は当然受けられません。さらに、政府の案でいいますと、企業・団体からの献金は、政党がございせんから、個人でも受けられないから、全くだめです。

私たち政党に所属する国会議員は政党助成もございませう、あるいは企業・団体献金も政党で受けられます。地方政治の方は個人献金だけでどうぞおやりください。そういったときに、地方の時代をつくる活発な地方議員の皆さんや、あるいは市町村長さん方が政治活動を主体的に続けていくてくれなければなかなか地方の時代は来ないと思ひますけれども、ここは、先ほど総理が言われた、国民のサイドに立つてということであるならば、ここは中央地方を問わずに、それも全部視野

に入れた上で片落ちのない制度にされるのが当然であらうと思ひますが、総理、御答弁をいただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 最近のいろいろな政治腐敗にまつわる事件というものが企業と政治家個人との関係に由来をするということにかんがみまして、先ほど来御議論があつておりますように、企業からの政治資金というものを、企業からの寄附というものを政党一本に絞るということにしたわけでございます。

政党またはその政治資金団体に絞るということにしたわけでございますが、このことによりまして、国・地方を問わず、国会議員であらうと、あるいは地方の首長であらうと、地方の議員さん方であらうと、その所属をする政党もしくは推薦を受けた政党からの交付金もしくは個人献金に依存をする、依拠するということになるわけでございますが、確かにこれはなかなか厳しいことだと思ひます。厳しいことだと思ひますが、最近のこの一連のゼネコン事件などに象徴されるような企業と政治家との金にまつわる問題というやうなことにかんがみますと、やはりこれは、政党にそれを絞り込んでいくということが、やはりこれは一つの大事な割り切りの問題として必要なことではないかというふうに考えているところでございませう。

○山花国務大臣 今総理がお話いたしましたところが一番ポイントだと思つておりますけれども、今回、何よりも企業・団体献金禁止のテーマについて、ここだけはということ、政治家個人あるいは後援会に対するものを禁止いたしました。そうしたことにつきましては、法律の適用は、中央の議員でも地方の方でも同じでありますから、違反を含めて法律の適用になるということでございます。たまたま最近、各地方の知事さん、市長さんなどについてのゼネコンの汚職事件等も頻発しているということなどを考えてみるならば、このテーマにつきましては、中央地方を問わず、原則的にきちんとやっていたいただきたいとい

うのが法の趣旨でございます。

そうなつてくると、今お話がありましたとおり、政党交付金が、ある政党に所属している場合はまたそこから、本部の方からお金が来る場合もあるではないか、そこで差があるんじゃないか、こういう御指摘だと思ひますけれども、実は、政党本部から県本なりあるいは県本の下地域の支部などにどういう形で政党交付の金額というものがおりていくか等々の問題については、これからの政党内部の問題ということもございませう。

また同時に、これから新しい無所属の方について、どのような選挙の仕組みになるのか、政党が推薦していくことになるのか、全くそうでないのかという場合についても、いろいろ今、総理お話しのとおり、その地域における違いがあるのではないかと思つております。それぞれの政党が推薦するということになれば、もし本部から地域の方に政党交付金等が流れていくことになれば、それが生きてくるということになると思ひます。

全く無所属の候補の場合にはそれがないではないかということにつきましては、そういう皆さんにつきましては、無所属の場合、自分から資金管理団体をつくつて、そこで個人の寄附等を中心としてやっていたかどうかということになつてくるわけでありまして、これは、企業・団体献金禁止の問題について、とにかくこれは実現したいという大きな前提があるものですから、そこで御理解をいただきたい、こういうふうに考えているところでございませう。

○北川委員 法律はそれぞれ理解をいただいて、法を執行したときに効果が上がらなければ法の施行は本来あり得ないと思ひます。

そうしますと、九八%も無所属の方あるいは八割内外の方が無所属の方というところで、その方たちを政党の方へ誘導するということ、今直ちにやつて本当にいかどうか、私は甚だ疑問に思ひうわけでございますが、当然、地方の時代、地方の活性化と言われるならば、その方たちが本当に

自由活発に政治活動ができるような配慮をしなれば、一方で法律だけで締め上げるということ、私は、私はいかかなのかと実は思ひうわけでございます。

そこで、今山花大臣がお話しになった、管理団体をつくられて個人献金、こういうことに今御説明があつたわけですが、そうしますと、これは従来所得控除というのがあつたわけでございますが、これは政令都市以上の市議の皆さん方が受けられるのではないかと思ひます。そうすると、一般都市の首長さんや議員の皆さん方は、これは当然一緒に仲間でありまして受けられるのが正しいと思ひうわけですが、実は受けられないというやうなことになると思ひうのですが、そのあたりについて、まず御説明をいただきたいと思ひます。

もう一点、今度政府の提案で税額控除を入れられました、このことについても御一緒に明確に説明をしていただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 第一の御質問は、五十年の改正で県会議員の方の所得控除ということを認めまして、その後、政令都市もということもございまして、政令都市までは、今、御承知のように、所得控除については認めておるわけでございます。それから、御指摘のように、現在では一般都市の問題、認めておりません。

それから、いろいろ事件が発生するではないかという御指摘でございますが、これはあつてはならないこととございまして、税務当局あるいは警察当局、厳しい対応をしておるわけでございます。

○北川委員 税額控除も所得控除も明確にちよつとお答えいただけなかったと思ひますが、それはそれとして、それでは、どうして政令都市では認められて、一般都市では認められないのかというところにならうと思ひます。そうすると、その方たちは個人献金だけでどうぞといったときに、本当に政治活動ができるのかということをぜひもう一回お考えをお聞きしたいと思ひます。

○佐野(徹)政府委員 政治資金規正法の昭和五十年の改正のときに、個人献金を促進する、そういう措置を講ずる必要があるという観点から、所得控除、まあ寄附金控除でございましてけれども、そういう制度が創設されております。そのときには、国会議員と都道府県議員、こういったレベルの方々が対象になっておりますが、そのときの制定理由と申しますか、そういうのを振り返ってみますと、やはり対象とする範囲というのは、ある程度広域性を持った、そういった政治活動をされる方々を対象にするのが適当ではないかということとか、やはり税務執行上の問題等がいろいろございまして、そういった観点から都道府県レベル以上の範囲にするのが適当ではないか、こういうように承知をいたしております。

その後、政令都市の議員まで拡大をされましたけれども、政令都市の議員の場合には、いろいろな活動面におきまして、都道府県の議員と比較的権能等の面におきまして、政令市には相当のものがおりておりますので、そういった均衡を考えたとして、政令市まで広げていいのではないかと、こういうことで、現行の制度では政令市の議員までが対象になっておる次第でございまして。

○北川委員 広域性を勘案してと言われました。前、総理は、地域の政治家は草の根であるから特に個人献金という御答弁があったと思うのですけれども、そうしますと、本当にそうかなという、広域性の問題、範囲が広いということになりますね。ところが、今度の仮に政府の二百五十の区割り案でいきますと、一番低い人口では恐らく三十二、三万になるんだと思えますね、選挙区が。そうしますと、三十二、三万の市ということになりますと、実は全国で五十四、三十二万以上の市があつて、甚だ広いのです。そうして、我々は受けられてもその方たちは所得控除が受けられないのです。

だから、個人献金の制度を進め、促進していくことはいいことなんです。だけれども、一遍に劇薬を飲ませてしまつて、我々と一般都市の議員さ

んとが区別があつてはいけないということを私は言いたいんだし、そして、個人献金をさらに一層進めていくのは確かに民主主義の発展につながるっていくことはよくわかりますから、そのあたりのことをきちんと考えないと、総理の言われる地方の時代は来ないのじゃないのですかというところをお考えをいただき、御訂正をいただき、そしてそれを推進していただくということを強く希望いたしますが、総理、御見解を承りたいと思ひます。

○山花国務大臣 今御指摘の問題につきまして、かねてから議論をしてきたテーマです。政府委員から説明いたしましたとおり、これまで制度ができてきましたけれども、その間公選特の委員会等におきましては、この個人献金の税制優遇措置について、もっと拡大すべきではなからうかというところについては幾度か取り上げてきた経過があると思ひます。

その際に、お話しいただきましたとおり、この広域性の問題も含め、執行上の適正を図ることなどが議論されてきたことについても承知しておりますけれども、今でも税のいろいろ脱法事件、違法事件があり得るということから、その適正を図るという問題点については私は変わっていないと思ひます。広域性につきましては、その範囲の關係で少しく事情が変わつてきたのかな、こういう気もいたします。

同時に、さっき、総理はこう言つたではないかといった草の根の問題につきましては、地域の、地方の政治家につきましては、それぞれやはり市町村段階、県議段階では政党との關係がいろいろ濃淡がございまして。しかし、すそ野に行けば行くほど、地域の問題を担当することによりまして、無所属の方が多いいということも事実です。そうした中で、やはりそうした草の根で運動している皆さんの場合には、企業・団体献金をもらつたというふうなことはなくて、政党と、いろいろ一緒にやるということではなくて、そうした独自の運動を抱えているのではなからうか、こういうことで

御説明があつたのではなからうかと私は何つておつたところです。

したがつて、そうした問題点というのは依然として大事な、答弁の側としては理由としてあるんじゃないかならうか、こういうふうに思つておりますので、あわせ御検討いただきたい、こういうつもりでございまして。

○北川委員 だから、個人献金が促進されるような整備をこの法案と一緒にやられた方がいいではないですか、そういうことを申し上げたわけで、これは総理、御検討をいただきたいと思ひます。それでは、戸別訪問についてお話を承りたいと思ひますが、まず、最低でも三十二万人対象というふうなことになりますと、十萬軒という対象になります。そうしますと、そのときに果たして戸別訪問で、そして話し合いがされるから、その方向があるから非常にいいことだと言へば、これはもう八十歳の候補者と三十歳の候補者なら体力勝ちですよということになるのではなからうかと思ひます。

さらに、このことを言うなら、お互いがディベートを自由に闘つたということになるなら、まず学校教育から変えていかなければいけないのじゃないのでしょうか。黒板に書いて、先生が一方通行に話をして、ほとんど先生とディベートはされないという今の日本の教育の中で、突然それをやつたといつたときに、果たして本当に候補者がそこへ行つたときに、待つてましたと、消費税についてはどうか、あるいはリクルートについてはどうかというような話が出てくるかどうか。ここはぜひ慎重にお考えをいただきたいのです。

もう一つ、日本はやはり贈答文化の国です。これは歴史、伝統、全部踏まえてそういう贈答文化というものが否定しがたいものがあると思ひます。そうしますと、例えば一年ぶりに東京にいらつしやる方が横浜の親戚へ行かれるときに、よいかんの一つも持つていくのは当たり前でしょ。これは常識だと思ひます。そうしたとき

に、その人たちがたまさかそのときは選挙依頼にも行くのに、一年ぶりに行つたときに、じゃそのようかんは一体どうなるかというところは、これも真剣に考えていただかないといけない問題ではないかな、僕はそういう気もするわけです。

したがつて、例えば、極端な話です、この間も話をしていた話題になつたわけですが、泥棒に入つた、選挙期間中だった、家の人に見つかつたら、いやいや戸別訪問でした、こんな話まで実は出るぐらいのことは、やはり法を適用して、全く解禁にするならば、それ相應の備えが要るのではなからうか、私は実はそう思つてゐるわけですが。

そうしますと、ようかんを持つていくことに罪意識が非常に薄い。これをまず変えることが少なくとも同時にあるべきだし、あるいはもつと以前からその準備がなければいけないだろうし、ディベートができる体制というものは、子供の教育から始まつて、変えた方がいいと思ひますが、まずそこで、私は、連座制の強化、腐敗防止法導入ということがこれと並行してされなければなかなか美は難しい、こう思ひます。

例えば、現行の公職選挙法二百一十一條を強化する。候補者及び有権者双方の両罰規定を厳格に適用する法改正を行う。今日本では選挙法では両罰規定、実はあるのです。しかし、任意捜査が多かつたり、起訴率が低く、罰則も軽く、かつ裁判が長く、公民権停止期間も短い、四年後の選挙に影響が少なく、抑止力が弱い、こういった問題があつて、実は公職選挙法もあるいは政治資金規正法も、恐らく世界で最も厳しい法律だと思ひます。しかし、それを守つていけば落選、うまく破つたやつが当選という常識が通つてゐるのもまた日本の状態だと思ひますから、ここを改めていかなければいけない。

支持者が禁錮刑を受けたら当然候補者自身も公民権を失うところまで、並行して踏み込まれてやられるのが私は一番いい方法だと思えますが、戸別訪問の解禁と連座制の強化、腐敗防止法適用という点について、総理のお考えあるいは自治大臣が担当大臣のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 戸別訪問を全面的に今法案では解禁することにしたのでございますけれども、これはかねてから、選挙運動はもっと自由であるべきではないかという御意見がたくさんございました。それに対して、来られる方もそれはたまらぬとか、あるいはそこで買収、供応あるいは物を持っていくという御指摘のようなことが起こるのではないかとということがございまして、今日まで解禁を見てみなかったわけでありまして、ただ、今北川委員御指摘のように、これは戸別訪問、全部が全部、候補者個人が全部やれというわけではない。解禁しますよということであり、かつ二年前の海部案でも、十五名の腕章をつけて戸別訪問を許そうということもあったわけでありまして、ここで突然出てきた話ではないわけでありまして、

それから、今ようかんの話が出ましたけれども、私たちはやはり、そういう政治風土自体を直していくということがこの政治改革の基本に流れていなければならないと思うのです。

連座制の強化のお話もございましたけれども、今度の我々の方の法律でも、御承知のように、今は候補者、選挙に入ってから連座制の強化はありますが、選挙前に、公示後でも選挙前にやったものについては連座制が適用しないというようなことがございまして、それは候補者となろうとする者というものを連座制の対象にいたしました。あるいは、その候補者及び候補者となろうとする者、秘書を連座制に適用するとか、あるいは、連座制にかかった候補者あるいは当選した者も当然当選無効になり、五年間の立候補制限をするとか、こういうように大変厳しくしていること

は御承知のとおりでございます。

ただ、今北川委員が言われますように、運動員、意思を通じていない運動員まですべて連座制の対象にしろということになりますと、これは、連座制という法律自体はイギリスと日本しかない、他人の犯罪をもって候補者の当選無効という非常に厳しい法律でございますから、そこまで広げるとなると、実際に立証がどこまでできるだろうかという具体的な問題がございまして、私たちも随分研究をしてみましたが、末端という言い方がいかどうかかわりませんが、すべて連座制の網をかけたというもので、意図でいうか、無効ですということとは、法構成上非常に難しいのではないかと、とりあえず私たちの方といたしましては、先ほど申しました連座制の強化にいたしました。

なお、これはいろいろ議論の中でできるものは我々としても努力したいと思っておりますが、かなり法律上厳しいのではないかと思っております。

○北川委員 司法、立法、行政と三権が分立して、そして立法府が司法のお世話にならないければならないということを、本当に大変憂慮すべき事態だと実は正直心配するわけですよ。そうしますと、どれだけ刑罰をきつくしても、破らない方が負けて、破つてうまくやった方が勝つというのが今実態だということを現状認識をしたときに、やはりこれは自浄能力を最大限発揮できるシステムをつくらなければ、どれだけ罰則を強化しても無理があるということを私は申し上げたかったわけですよ。

したがって、それは確かに三審制の法的な問題とか、あるいは随分裁判が長引くとか、あるいはおとりというか、裏切った人を一体どうするかというさまざまな問題はありますが、これは私は、政府の御答弁としては大変後退した発言だったなと思います。私は、このあたりは政府は前向きに御答弁をいたして、そして司法にお世話にならないくても、我々自身がけじめをつけて、そして自浄

能力を発揮して、堂々たる立法府の活動をしますよというところぐらいの決意は、本当は私は自治大臣からお聞きしたかったわけですが、難しいだけでは私は通らない課題だと思いますから、総理、このあたりもぜひお考えをいただきたいと思っています。

そこで、最後になりますけれども、確かに、戦後日本は、国破れて山河ありという貧しい状態から、それぞれの皆さんの御努力によって経済復興をなし遂げることができた。ひどいときには一〇%を超える成長率もあって、今日まで右肩上がりでどんどんと成長をしてきた。その成長の中で、上がっていく分だけ減税で、あるいは福祉で、公共事業でということはどうなんですか。そのときの国民の政治家に対する期待は、もっと豊かな生活をしていくことであつた。豊かな生活を保障してくれる、促進してくれるならば、政治家は力だ、力さえあればいいんだ、倫理観よりも力だという流れで、戦後四十数年間今日まで来た。それはそれで、全部否定ばかりするわけではなしに、確かに国民の期待もそうであつた。あるいはパワーという意味では認めざるを得ない部分もあるのかという気がいたします。

しかし、先人たちの大変な御努力で今日まで来ましたけれども、かつてのヨーロッパがもう既に右肩下がりで、アメリカも既に右肩下がりで、日本も右肩下がりが下がり、このような状況になつています。高齢化社会を迎える、このことを一つとて、実際の活動が鈍るということはあるわけですよ。あるいは、世界が同時不況です。日本がどんないい品を安くつくって、どんな貿易を振興すればいいじゃないか。ジャパン・バッシングです。経済摩擦です。さまざまな問題を考えきたときに、これからは日本もある意味で右肩下がりを覚悟しなければいけないのかな、そう思います。

そうしますと、国民の皆さん方は、例えば中小零細の方々には本当に下請をして親会社からいじめられたり、あるいはリストラをしたり、必死に

なつて耐えているんだ。そういうときに、国政を担当させられている我々が、七十億円の脱税だ、夜は赤坂だ銀座だ、そんな形だけで本当に許されるかどうか、ぼつぼつ試されるときが、私自身思いますが、本当に考えているとは思いません。

右肩下がりであるならば、我々がまずけじめをつけて、そして本当の意味で天下国家のために動ける、働けるというみずから状態をみずからがつくり出していかなければ、すなわちこの政治改革を我々の手でなし遂げられず、何のかんばせがあつて、国民の皆さん方に、減税はだめです、あるいはあなた方に与えられる福祉は切り下げなければいけません、さまざまな問題を、これから与えるのではないに削らなければいけない状況のときに、まずみずからがみずからの身を切つて、自浄能力を発揮することが当たり前のことだと思えますから、今回のこの政治改革は与党、野党問わずに、本当に細川内閣の命運だけでなく、野党である自由民主党も、これができなければ自由民主党に私はあすはない、そんなつもりでこの委員会に臨ませていただいているわけでございますから、どうぞ総理、政府の、与党八党のこ

とばかりおっしゃらずに、野党の言うこともよく聞いていただき、国民が納得する制度改革へと踏み込まなければ、あなた、この制度は私は甚だ、そこへいきますと逆に難しくなりますよ、このことをぜひ御理解をいただき、さらに一層与野党の話し合いを通じて、この法案は我々も慎重に真剣に議論に参加して、よりよき法案を作成するために頑張りますから、もう一回総理、ベストと言われずに、お互いの話し合いによってというくわいの御決意をお聞かせいただきたいと思えます。

○細川内閣総理大臣 おっしゃることは全く私も同感でございます。本委員会におきまして、あるいはまた本院におきまして、参議院におきまして真摯な御議論が積み重ねられて、そしてぜひとも本格的な、経済の問題あるいは行政の問題、その他さまざまな問題がございまして、日本の抱

えているこの構造的な問題というものを解決していくために、政治の基盤というものが、共通の基盤というものができ上がることを強く願っているところでございます。

○北川委員 終わります。

○石井委員長 次に、石破茂君。

○石破委員 私は、非常に複雑な感慨で今の場所に立っております。二年前の九月二十七日に、やはり私は同じようにこの場所に立ちました。総理の席には海部総理が座っておられ、今羽田副総理がお座りの席には吹田自治大臣がおられたのであります。そのときに私は、小選挙区比例代表並立制をぜひとも導入するべきだということを訴えました。そして、小此木委員長に對しまして、何とか継続審議をお願いできないかというお訴えをいたしました。

私はそのときのことを今でもありありと覚えております。後ろの席から大変なやじと怒号が飛んでまいりました。おまえはそれは何を言っているのか、それでもおまえは民主主義者か、そういう考え方は全体主義というのである、散々なおしかりをいただきました。

それから二年の歳月は、今このような形となつてあらわれておるわけでございます。再三のお尋ねになりました、総理、関係閣僚には恐縮でございますが、もう一度基本論からお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、政治の営みとは何をするものであるか、政治家は何をするのが使命であるかということについての認識であります。それがはっきりしておらないで、政治改革というものを語っても、私は、それは無意味である、かように思っております。総理、政治とは何であるか、そして政治家の最大の使命とは何であるか、総理の御見解を承ります。

○細川内閣総理大臣 いろいろな言い方があるのかと思ひます。切り口があろうかと思ひますが、端的に申し上げれば、何と申しまして、やはり内に向かつては国民の福利の向上ということ

図つていく、これが政治の最大の眼目でございます。しように、また、外に向かつては国際社会の中で期待される役割を果たしていく、これが責任のある国際国家としての役割であらう。そういうことを進めていくために、内外の課題に對應していくために、今我々が抱え込んでいるこの構造的な問題というものをどうしても改革していく必要があるということ、政治改革と経済改革と行政改革という三つの柱でありますということを申し上げておきます。

なにかなく政治改革というものがまず最優先の課題であつて、まずこれが第一弾であつて、この構造改革を進めていく上の一環として、それをなすべくこの構造改革というものを進めていかなくてはならないというものを申し上げてきたところでございまして、その政治改革を進めるゆえんは、何と申しまして、政治に對する国民の信頼を回復するということが一番基本的なことでございます。いましよから、そういう観点から、今回の国会におきまして政治改革の四法案を出させていたいて、これを実現することによって、先ほど冒頭に申し上げましたような内外の諸課題に的確に對應するような基盤をつくるということが最優先の我々の使命ではないか、このように考えているということでございます。

○石破委員 この政權の性格づけにつきまして、後ほどお尋ねをいたします。

同じ問いをさせていただきたいと思ひます。

山花大臣、石田大臣、大内大臣、政治とは何であり、政治家の果たすべき役割とは何でありますか。

○山花内閣総理大臣 政治家としての心構えという若干総論的なお答えになれば、私は、それぞれの党の所屬ということの立場もございまして、憲法の平和と民主主義、そして基本的人権を尊重する理念、そして自由、公正、連帯という価値観、これを日本の社会に実現したい、こういう目標で具体的な政治課題に取り組むというのが、私の今日的な姿勢の基本でございます。

同時に今、政治改革のテーマについての考え方ということについても、御質問の中、細川総理のお答えにあったのではないかと思ひます。やはり私は、今日の時代精神に沿つて国民の期待にこたへる、これが私たちの使命だと思ひつています。今日の時代精神、今日の時代精神というものを政治改革全体のよつて来るところから考えるならば、国民の政治不信に對してどうこたへ、これを解消することができるのか。憲法の想定している議会制民主主義が危殆に瀕している、そのことに対して国民主權の復権、民主主義の復権ということだつたと思ひますが、政治改革のテーマ、今度の選挙を経て今日のテーマとしては、何よりも反腐敗の時代の精神というものを、社会の公正を実現する、そのことが政治改革についての私の取り組んでいる基本的なテーマでございます。そういう基調をもつてこれからは臨みたい、こう思っております。

○石田内閣総理大臣 お答えをいたします。

政治家として最も心がけていかなければならないのは、やはり社会を構成している一人一人の人生の生きがいをつくつていくのか、そのためにはまた社会全体の連帯をどうつくっていくのか、ここに置くべきだと思ひます。また、世界全体を眺めてみても、自国だけの繁栄があればいいということではなくて、やはり人間共通のさまざまな課題があるわけでございますので、人間の不幸をよりよくなくすために連帯をしていく必要がある、まずこれが基本的な考え方であらうと思ひつております。

今、当面私たちが日本の国民に向かつて努力をしなければならぬ問題は、まさに今ここで議論をされておりますように、前回の解散・総選挙の際に、何としても国民の政治不信を晴らす、そのために政治改革をしなければならぬと約束を申し上げたわけでございますので、これは各政党とも、全力を挙げてこの政治改革法案の成立を期し、そして政治の信頼を取り戻す、そのことに全力を挙げるべきであらうと思ひつております。

○大内内閣総理大臣 私は常々こう思つておりますが、この世に生をうけた一人一人の人間が価値ある存在として処遇されるような社会、国家、世界をつくるということが、政治家及び政治の任務だと思つております。

この見地から、何よりも保障されなければなりません。自由と民主主義というものを根底に保障し、その上に立つて、国民生活という面では豊かさやゆとりというものがあるべきである。豊かさやゆとりというものが実感できるような実態というものをつくり出す、これが一つは大事でございます。また、日本は世界の中で孤立して生きていくことはできません。したがって、国際社会に對しても貢献できる国家、つまり世界から信頼され、尊敬され、必要とされるような国家をつくり出していく、そのために政治家や政治は常に時代認識を持って、国民に對して夢と希望と期待を与えるものでなければならぬ、こう考えております。

○石破委員 失礼を顧みず先方にこのようなお尋ねをいたしましたのは、それぞれの席で、政治とは何か、政治家とは何かというイメージがなく、政治改革を語つても、それは意味のないことだろうと思つたからであります。

けさほどの議論に出ておりますとおり、私も、そしてまた国民の皆様方は、なぜあそこまでだめだ、だめだと言われた並立制が急転直下、みんながそれをいいと言ふようになったのか、ここは理解ができないところだろうと思つてゐるんです。私自身は三年前から、どうしても並立制でなければだめだと言ひ続け、お願いをし続け、行動してきた人間です。しかし、聞いていただけなかったのがどうして一夜にしてこんなになつてしまつたのか、夢でも見ておるような気分なので実はあります。

で、なぜこちらへ変えていかねばならないのか。我々が選挙制度というものを変えなきゃいけないと思つたのは、中選挙区制で当選をしてゐるわけですから、我々にとって今の状況が一番よい

に決まっているんです。この制度のもとで当選してきていますから、後援会の皆さん方にお願いを、何とか当選をさしていただける可能性が高いだろう。政治家にとっては今の制度が一番よろしいが、政治家にとつてよくたって、国家国民にとつてよくなければ、これはどんなに自分たちにとつて不利であっても変えなきゃいかぬじゃないか、そういう認識でやってきたつもりであります。

その原点はどこにあつたかといえ、私の場合には平成二年の総選挙でございました。私はこの場所です。申し上げたはずなんです。あのときに私は、そしてまた多くの自由民主党の同志は、つらくて苦しくて嫌なことだけれども、消費税というのは導入をしていかなければ国家はどうにも立ち行かない。消費税が好きか嫌いかわかれれば、十人が十人嫌いに決まっております。好きですか嫌いですかと言われれば、十人が十人嫌いなんだ。しかし、政治が問いかけていかなければならないのは、好きですか嫌いですがという価値観ではなくて、それが国家の将来にとつて必要ですか必要ではないです。かという価値観を問うのが政治のほうである。しかるにそのときに、消費税は絶対粉砕をするんだと言つて当選をしてこられた方がたくさんおられた。

年金の問題が今また浮上してきておりますけれども、年金は六十歳支給のままで大丈夫です、心配しなさんと言つた人が確かにあった。自衛隊は違憲であります、日米安全保障条約というのはいかがなものかと思ひます、そして食糧自給は、今自給率三〇%とか言われておりますが、これを倍に引き上げるんですよという公約をされて、当選をしてこられた方がたくさんおられた。これは一体どういうことなんでしょうかというふうなのがその発想の原点でございました。五人に一人であれば信じてくれるんだということのもで選挙をやつておれば、それは国民の皆様方の喜ぶこと、迎合的なこと、それを言つておつても、議席は確保できる。それはやはり制度として

間違ひなのではないだろうかということが基本的な認識だったのであります。

同時に、それは我が自由民主党においても反省をせねばならないことで、これは公約とは何かというところにかかわる問題であります。あのときに自由民主党の公約は、消費税をやらせてください、つらくて苦しいことですがけれどもやらせてくださいというものが公約だった。しかし自由民主党の中にも、公約はおれは知らぬな、総理はそう言つておるかも知れぬが、いやしかし、それよりもやっぱり地元の利益なんです、消費税のことはまた何とかしますからということをやつた人もおつたわけですから、これは与野党とも問題ではあるかと思つております。私の基本的な認識はそこら出発をしたのであります。

五人に一人、十人に一人、そういう支持を受けても、それは国民の国政に対する意思の反映とは言えないし、その集合体は国家の意思の反映ではない、それが基本的な認識でありましたが、その点につきましての御見解を細川総理並びに山花大臣にお尋ねをいたします。

○山花国務大臣 今お話しの中で、結論的には、今日の政治改革のテーマである選挙制度の問題につき、並立制をとる、その中の国民の選択のあり方について前提としての御質問ではなかったかと受けとめました。わずかに二〇%とればいいという中選挙区ではだめなんじゃないか、やはり一対一で政策を争つて、そして政策に対して国民の皆さんから審判をいただく中で政権づくりというのが行われるべきではなからうか、これが御趣旨ではないか、こういうように受けとめました。

ただ、私は、そうしたお考えもあることについて否定はいたしません、じゃ一体、二〇%、三〇%の皆さんの気持ちというものは一体どうなんでしょう。この問題は同時にあるんじゃないでしょうか。選挙というものが、よく言われます、国民の民意をできればできるだけ、鏡のようにという言葉が言われたりしましたけれども、反映をする中で国家意思を形成していく、政党というの

はその媒体としての役割を果たしていくのだ、こういうことを言われなければ、やはりそこでは、政権の選択の意思と同時に、民意のさまざまな価値観、あるいはさまざまな考え方が違つていふという今日の時代状況の中のものにおける幅広い民意の反映、少数意見の尊重ということも選挙に際してもあつてよいのではないかと、こういうふうに思ふわけです。したがって、御指摘の気持ちにはわかりますけれども、やはり少数意見尊重という観点を抜きにするということではできないのではなからうか、こういうふうに思つております。

ただ、お話しになりました、やはり政策で争うべきであるということについては全く同感でありまして、それが今度の並立制の一つの大きなポイントであるということにもなつていふと思つております。

○石破委員 どうも理解が難しいのでございますけれども、その五人に一人の方に支持される政策ということと、政策で争う選挙ということは根本的に違ふのではありませんか。そこをお答えをいただきたいと思ふのです。それは、政策で争う選挙という言葉は確かにそうです。しかしそれが、五人に一人、十人に一人に支持されればいいという政策ではだめなんだということが選挙制度を変えることの原点なのではないですか、そこをお尋ねいたします。

○山花国務大臣 要は、選挙制度というものが国民の民意をどう反映して議会を構成するか、政府をつくるかということだと思つております。ということであるとするならば、私は、五〇%以下、少数の意見についても尊重すべき選挙制度というものは当然あつてよろしいのではなからうかと思つております。ただ、考え方の妥協ということもありますから、どこまでがということについては、民主的な議論を通じて結論が出されるということだと思つております。

○石破委員 少数意見を抹殺するとか、そのようなことを申し上げておるのでは私はないのです。そこところは御留意をいただきたい。

ただ、民意を鏡のように反映するということがなければ、結局責任の所在が不明確になるのではありませんか。そしてまた、残念だけれども、今の選挙のもとでは、一票を入れるときの意思というのは何なんだろうというところも考えていかなければいかぬと思ふのです。これは羽田大臣がついに御指摘になつておるところでございますが、一票を入れるときの意識というのは、今の選挙というのはかなり白紙委任的なものじゃないのかというふうに思ふのです。

つまり、我が自由民主党は政権政党でございます。政権政党で過半数をとろうと思へば、我が党の意思を国政に反映していこうと思へば、どうしても過半数の候補者を立てなければいかぬでしょう。一人や二人立てて満足しておるわけにはいかぬでしょう。したがって、三人、四人を立てる。そうすれば、同じ政策で争つておるのだから、政策についての差異はないんだ。そのときの一票というのは、私の一票によつて国がこう動いてほしいという一票ではなくて、この人に任せたから後は頼むよという、そういう意思だったのではないでしようか。

そして、残念なことだけれども、自分が入れた候補者が当選したときは万歳、よかったという話になります。しかし、社会党が勝つたとか自民党が勝つたとかいうことに本当に喜びを見出す人が少ないんじゃないか。そこに、政策を支持したという意識は、社会党もそうですが、自由民主党の場合にも残念ながらなかったのじゃないか。それを変えていかなければならないというのや、はり目的の一つじゃないのかなというふうに思つておりますが、羽田大臣、いかがでございますでしょうか。

○羽田国務大臣 今御指摘にあつたのは、全く一緒にあつて議論したことございまして、もう繰り返すのもなんだと思ひますけれども、いずれにしても、やはり本当に責任ある政治というのが求められていふことだらうと思ひます。残念ですけれども、今の中選挙区制でございます

と、やはり十何%で当選を得るということになりますと、本当に責任ある政治ができるか、全体を代表することが出来るか、実はいろんな国からもそれを問われていることでありまして、私どももいたしましては、やはり小選挙区を加味した、しかも幅広い意見も受け入れることのできる比例並立というのが、私は、今いろんな人たちが考えている中の最高の一つの案なのかなという思いを持っております。

○石破委員 以上のことにつきまして、総理の御見解を承りたいと存じます。

○細川内閣総理大臣 お二方からお話があったことに大体同感でございます。

やはり一五%前後の民意の集約と申しますが、意思の集約だけで決まっていって、大方の国家意思が形成される、そこにその勢力が参画をしていくということが大きな比重を占めるということについては確かに問題がある、そういうことも含めまして選挙制度の改革というものをどうしてもやらなければならないというのが与野党含めた御議論の方向であろうというふうに受けとめておりますので、今回の改革案におきましては、まさに今お話がございましたように、政策本位の、政党本位の選挙をやっているような状況というものを一つついでいこう、それが今回の改革の趣旨であるというふうに私は認識をいたしております。

○石破委員 くだくだとお尋ねをいたしましたのは、政治家の役割というのは、つまり国民が今は欲しいもの、どちらかといえば今は嫌がっているもの、しかしながら国家の将来にとってどうしても必要なものを我々が説き、お願いをするために政治家というのはいらんじやないんですかというのが私の認識なんです。

先ほど北川委員が最後におっしゃいました。政治家というのはそのときによって役割があらうかと思えます。例えば池田内閣のもとは所得倍増論というのがあった、佐藤内閣のもとは高度経済成長というのがあって、田中内閣のもとは日本列島改造論というお話だった。皆さん方、

月給が倍になりますよ、暮らしはどんどん楽になりますよ、日本国じゅうに新幹線、日本国じゅうに高速道路ができますよ。そのときの政治家の役割というのは、例えて言うならば、サンタクロースのごとき役割であったのであろう。サンタクロースであれば、多少お行儀が悪くても、それは大目に見ていただけたかもしれない、何といったって自分に幸せをもたらしてくれるわけですからね。

しかしながら、海部内閣の選挙のときに、また竹下内閣の選挙のときに、私どもがお願いをしなきゃいけないのはどういふことなのか。それは、消費税をお支払いください、年金支給は、二十年間かけてのことでございますが、六十五歳にさせてください、申しわけないけれども、牛肉、かつらくで苦ししいことをお願いをしなきゃいけないに立つたんじやないか。

だとすれば、政治家の役割が、サンタクロースから、疫病神とは言わなければいけません、つらくて苦ししいことをお願いしなきゃいけません役割に変わったんじやないか。本質的に選挙制度を変えなきゃいけないという発想はそこから出てこなきゃいけません、この発想は、政治家の役割が、サンタクロースから、疫病神とは言わなければいけません、つらくて苦ししいことをお願いしなきゃいけません役割に変わったんじやないか。

総理のお話の中には、これは改革です、福利の向上です、生活者優先です、そういうお言葉は出てまいります。しかし、この選挙制度改革というのは、実はつらくて苦ししいことだけれども、国民にそのお願いする資格を政治家が持つためにこれをやらなきゃいけないんだという御発言を私はついぞ聞いたことがないんです。そのところが一番肝要なところではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○細川内閣総理大臣 いや、全くその点については私も同感でございます。もうこれだけにかく内外の難しい問題が山積をしている中で、今までのように政治の選択というものが百八十度三百六十度幅があるわけではございませんし、本当に狭い、二十度か三十度か十五度か、その狭い選

択の幅の中で、おっしゃるように苦い決断をしていかなければならないことばかりが山積をしているわけでございますから、そういう中で国民の負託を受ける政治家というものは、それなりのやり方決断ができるような政治環境というものを用意される必要がある。その意味で私は、選挙制度を初めとする政治改革というものがぜひ必要である、そのように私も、全くその点については同じ認識だと思っております。

○石破委員 それでは、具体的に制度に入ってお尋ねをいたします。

山花大臣、今総理がそのような御返答をなさいました。それでは、小選挙区比例代表並立制というのはどういう点でその今のお話に資するものでありますか。

○山花国務大臣 今総理が御意見同じですと言った部分についても、大事な政治改革についての理念に關してのテーマだと思っております。同時に、しかし私たちは、今日の課題として、決定的な限界を超えた政治腐敗に対する国民の批判にどうこたえるか、そこまた政治改革の大事な視点だったと思っております。そしてそれとのかかわりで、中選挙区制、そこでの個人本位の選挙というものを、どう政党が政策を訴えることができる選挙にするかということも大事なテーマだと思っております。

そうした観点から、並立制の問題につきまして、それは、一方において選挙制度を考えれば単純小選挙区があり、一方においては比例代表制があるということの中で、それぞれの持つ特質というものをこの国でも、さまざまな国で組み合わせさせた中で、その国の政治風土に合ったもの、あるいはその国の新しい政治風土としていきたいものをつくってきたのではないのでしょうか。だから、選挙制度は百の国があれば百違うと言われているところでもありますし、したがって私たちは、今度も、これまでの議論の経過というものを踏まえて、一方において、御指摘のような民意集約的な民意の反映の仕方というものを尊重する立

場と、同時に、今日の多様な価値観を持った国民の皆さんの選択の幅というものを考えた、少数意見の反映をも含めた民意の反映という比例代表の制度と、ちょうど二百五十、二百五十ということとつたわけでありまして、私たちは、そうした中から、これから、今御希望、御主張されたことを含めての新しい政治のシステムというものをくり上げていかなければならないということだと思っております。

○石破委員 私は、つらくて苦しくて嫌なことだけれども、国の将来にとって必要なことをお願いするために選挙制度改革をやらねばならないんだと、だとすれば、この並立制というものを、そして二百五十、二百五十というものがどうしてそれにより有効に機能するのでしょうかというお尋ねをしておるのでございます。

○山花国務大臣 私がお答えしましたのは、選挙制度の改革は、つらくて苦ししい問題をやるためにということだけではないということです。そのことも当然大事なテーマでしょう。しかし、今日選挙制度の問題が問われた今日の理由、原因というものをやはりのみ込んでいかなければいけないのではないのでしょうか。そのことをまずお答えしておきたいと思っております。

そうした中で、二百五十、二百五十ということについては、これは確かに従来の私たちの既成の選挙のシミュレーションからは判断できないところもあると思っております。しかし現実には、ここまて来る議論の経過は御存じのとおりです。大変長い時間かかりました。そして、ついにそれが対立した中で解散・総選挙も行われました。ということであるとするならば、これまで、議論の中から、これならばできるのではなからうかというところについて議論を詰めていくことも必要なのはなかつたのでしょうか。私たちはそうした考え方もあったと思っております。そうした中で、先生御指摘のようなテーマも大事なテーマであるということは一人一人私たちがしっかりと認識しなければいけないと、こういうことではないかと

取れんをしていくのではないかとことを申し上げたわけですが、数が少なければ少ないほど、一方では民意の反映という点で問題もございましょうが、政権の意思という意味ではそれは明確になるのだから、そのように思っております。

しかし、今私どもが提案をさせていただいておりますのは、その民意の集約と政権の意思の選択と、それから民意の反映というものが両方相まっていくなか、世界でもほとんど例のない制度というものが、我が国にとつて今までの御議論の経過なども踏まえ、最もこれがいいのではないかなというところで今提出をさせていただいているわけですが、私には、そしてまたこの制度については国民からも必ず御理解、御支持がいただけるものではないか、そう期待を申し上げておるところでございます。

○石破委員 この議論は、二票制をとるか一票制をとるか、そして小選挙区を二百五十にするか三百にするかということと本質的にかかわってくることは、総理御高承のとおりでございます。

私たちは、確かに多党制というものを否定するものではないけれども、できてみなければわからないということ、主権者の国民に対していかなるものなのかな。どういう政権ができ、自分の一票によつてどういうような政策が実施されるかということ、国民はやはり知らねばならないのではないかと、知り得るように努力をしていくべきではないか。制度というのは、そういうふうな仕組むべきなのか、それとも、そうではないように仕組むべきなのか。一票、二票、二百五十、三百というの、そこに本質的な差異があるものであつて、単に数量的な差異ではないのではないかと、うふうに私どもは考えておるところでございます。

だから、少数の意見も反映をせねばならない。同時に、私たちは、比例代表の部分というのは、多様な民意の反映ということもさることながら、死に票を救済していくという点に重点を置いてい

かねばならないのではないかと、かように考えております。単純小選挙区がなぜだめかといへば、それは、政権の選択はまことに明白になるけれども、多くの人の意思が無視されてしまう、だからだめなんだ、こういう御批判でございます。

それは、それこそそんなものを無視してしまえば次の選挙で負けちゃうんだからという反論があるわけですが、それは、しかしながらそういうわけにもいかぬだろう、やはり死に票といふものを見ていかねばなるまい。だから重複立候補といふものを考え、そしてまた、善戦率とも惜敗率ともいいますが、そういうものを考え、どちらかといえば比例の部分、多種多様な民意の反映といふよりは、死に票をいかにして抑えていくかということに重点を置いたつもりでございます。

そして、一票、二票というので、なぜ我々が一票制を主張するかといへば、例えば、小選挙区においてはA党の候補者に○をしましたが、比例代表においては全く政策の違うB党に○をしましたというふうになりますと、さてこの有権者の意思といふのは一体どういふものなんだろうかねといふことが、全く明らかにならぬのではないかと、ことなのであります。

それについてヒントを与えてくださったのは、まさしく細川総理なのであります。昨年、細川総理は、文芸春秋において、中選挙区連記制といふものを提案された。私もそれを見て、なるほど、そういう考え方があるか、それは同士打ちを避けることができる、確かにいい考え方だと、我が自由民主党の中にもその説を支持される方もありました。政治改革本部でいろいろ考えた。待てよ、なかなかいい案ではあるけれども、しかし戦後、確かにそういう連記制といふのは行われたことがありません。そのとき一番多かったのは、自由党と共産党に○をしたというのが一番多かった。そうですよ。これでは、一体何の意思が表されたのか、政権の選択をお願いするというのが衆議院の意義であるならば、それはやはり一つでな

ければいかぬのではないかと。だから、連記制はいかぬのじゃないかというふうには私は考えたのであります。そういう意味で、ヒントを与えてくださったのは細川総理だと申し上げたのであります。

今回、二票制をとられるということは、例えば国防政策、外交政策といわす、消費税でもよろしうございします。ある政党は、消費税は引き上げるべきだと主張したといひました。ある政党は、現行のままでよいと主張したといひました。その人は、小選挙区においては、消費税は引き上げるべきだ、やむを得ないといふ政党に○をした。比例区においては、いや今のままで十分大丈夫だといふ政党に○をした。さて、この人の意思といふのは一体どこに表明をされたのでありましょうか。自治大臣、お尋ねいたします。

○佐藤国務大臣 小選挙区においては、今石破委員例を挙げられましたけれども、消費税反対、反対と言ひましたか賛成でありましたか、賛成なら賛成といふ票を入れる。しかし、当然のことながら、比例代表の方は賛成といふ政党に入れる場合もあるでしょうし、反対といふ場合もあると思ひます。それは、そういうことは、並立制をとる限りは基本的に、皆さん方の案でも、小選挙区での当選者と比例代表の当選者といふのは、おのの違ひ決定方式にしているわけですから、二つの選挙なのでありますから、それはそういうこともあり得るということでもあります。

○石破委員 それは私も、二つの選挙ではなくて一つの選挙であるという認識を示しておるのではありません。政権の選択といふのは一つしかありません。それから一つの選挙であります。したがって、重複立候補を認め、それは死に票救済型であるといふふうに申し上げておるのであります。

そこで、消費税に賛成と反対、マルをした人の意思は一体どちらなのですか、どういふ意思が表明をされたのですか。

○佐藤国務大臣 異党派投票、二票制というのは認めているわけでありまして、そういう場合は当然あります。そしてその際に、結局政権党がどちらの政策を言われて、どういふその次の政権ができるか、そういうことになってくるんだと思ひます。

○石破委員 ですから、そこでその穏健な多党制と言おうが何と言おうが、そういうような、小選挙区ではAである、比例区ではBであるといふような人の意思によつて実は政権が選択されるということが、政権が決定づけられるということが本当によろしいんでしょいか。それは憲法の問題であつて、憲法はそこまで本当に予定をしておるものでありましょいか。憲法において、衆議院といふものが認められておるのは、それは政権の選択といふことではあります。異党派投票ができないといふことが憲法は当然予定しておらないといふことではないのではないかと。どういふ意思が表明されたのか、国民はどういふ政権を欲したのかといふことが重要なのではないかと、この観点から、異党派投票といふのはやはり認められないといふふう

に思つておるのであります。

○佐藤国務大臣 今石破委員が、そういう違ひた結果のことについての想定で言われましたが、確かにそういう場合は当然あり得ると思ひます。ただ、私たちは基本的に憲法の原則、つまり一票の平等の価値といふことをやはり重点に置いて、自民党さんの案でも、小選挙区で当選される方、それから比例代表で当選される方、決定方法が違ひわけですね。つまり、二つの選挙がそこで行われているわけですから、したがって、私たちはそこで二票にするといふことが、これが最も自然で、二つの選挙、二つの投票といふことが一番自然の方法である。

それ以上、あえて合理的な、どうしても一票にしなきゃいかぬという合理的な方法はない。それは、言うまでもなく、小選挙区に出さない政党について、比例しか出ないところは比例に投票する、あるいは比例しか出ないところは小選挙区

に投票できないというような、有権者の意思というものの、一票の価値の平等ということが無視してまで、なおかつ一票制にしなさいかぬという合理的な理由はないからであります。

○石破委員 二つの選挙というのは、まさに今の参議院みたいな選挙は二つの選挙かもしれない。しかし、この場合に重複立候補を認め、そしてまた善戦率、惜敗率でいきます限りは、これは一つの選挙なのだと私は考えておるのでございませう。どうも、ここはここまで行かしても平行線でございますから、これ以上自治大臣にお尋ねをすることはいたしません。

ただ、総理、違うことを言っている政党がある人が両方の選択をするということが、本当に有権者としてぎりぎりかあるべきだということを考えた結果だと思ひになりますか。やはり私は、それだつて主権者の意思だというふうにおっしゃる方がありますが、しからばどのような意思なのかということなのです。賛成、反対、両方言う政党があつて、それじゃどっちでもいいよというふうな、そういうような意思なんではないか。

つまり、これからやらないとする政党政治というのは、候補者イコール政党でなくては行けないんだ。政党はこう言っているけれど、私は全然違ひますよというふうなことは許されないうんだ。自民党は腐つてゐるけれどもおれはきれいなんだよなんということは絶対に許さないよというのが今度の選挙のやり方なのであります。だとすれば、それが別々に選択ができるというのはおかしいのじゃないかということなのであります。

そしてまた、自治大臣がお答えになりましたが、確かに小選挙区の候補者は名前を書けばそれがストレートに政党に読まれるようなやり方であれば、これはいいかと思ういます。しかし、私どもが提案をしておりますマークシートの一票制というのは、実は変形一票制とも二票の変形制ともいふに言えるのではないかと。比例区に出して小選挙区に出さない、それは政党の自由

であります。政党に所属せず、無所属で立候補する、それは候補者の自由であります。それは有権者の権利を何ら侵害するものではないと考えますが、いかがでございますでしょうか。

○細川内閣総理大臣 これは、今自治大臣が明快に述べられたとおりだと、私も認識をいたしております。やはりそれぞれの別の選挙でございませうから、有権者が二票を投ずる、比例は比例、小選挙区は小選挙区でその意思を明らかにする、その方が私は素直な考え方ではないかと、私はそう思っております。

○石破委員 小選挙区は小選挙区で、比例は比例で意思を表示するのが素直だというふうにおっしゃいましたが、それでは政党中心の選挙と概念が矛盾するのではありませんか。

○細川内閣総理大臣 私は、そうは考えておりません。必ずしもそういうことにはならないのではないでしようか。

○石破委員 これは基本的なことでございますが、くどくどと恐縮でございますけれども、そこで別の意思が表示されてもいいということになつて、それによつて生じた第四党でも第五党でも結構です、それがどちらかにしたことによつて政権が構成をされたということでは本当によろしいのでしょうか。

私は思うんですけれども、やはりぎりぎり考えて、政策が違つたら、一緒にの政党なんではないか。政策が一緒だつたら、一緒にの政党になるのではありません。政策が違つたら、一緒にの政党であり、別の立候補者であり、別の名簿を提出をしてゐるはずなので、それについて、私はこれについてはA党だ、これについてはB党だということが本当にあつてよいのか、もう一度お尋ねをいたします。

○羽田国務大臣 これは実は、海部内閣のときに投票をどうするかといひましたときに、結局一票制にしましたね。あのときの議論では、例えば石破さんは好きである、石破さんの言っていることは正しい、しかしどうも最近のこの党の体質は好

きじゃないねといったときに、まさに小選挙区ではまず石破さんを書き、そして政党の方はほかの政党に入れるということを、クロスボーディングという言い方をしながら、これは認めるべきだろうということ、あのときに実は二票制にして、私は、それがやはりいいんじゃないのかなという基本的な考え方を持っております。

それで、もしそうでないとする、それは野田さんと大分議論をして、結果的に二票制にしたわけですね。私は、今でもそれが正しいんじゃないのか。素直な、やはり人間の中で私はいろいろものを問われる、いいと思うのですよ。小選挙区の方で勝つたけれども、あるいは比例の方でその党が負けるとしたら、やはり党の体質に対していろいろと問題があるんだということを自覚することもできるんじゃないのかというふうに思ひますけれどもね。

○石破委員 これはもう羽田大臣とはずっと議論をしてきたことでございますから、これ以上お尋ねをしてもいかぬかと思ひますが、やはりあのとき自書式であつたということ、今回マークシートであるということが違つたかと思ひます。

また、後日この点は同僚議員から御議論があるかと思ひますが、有権者の意思の表明の仕方というのとはどういふものであるか。そして、今副総理がいみじくもおっしゃいましたように、だれだれは好きだが何々党は嫌いだということが、それぞれの候補者がそれぞれの選挙区でいろいろなことを言つてきたということに結びつくんじゃないのかということ。本当に候補者と政党は一体なんだとやつていくことが、やはりこれから先、残念だけれども、大事なことじゃないのかなというふうに思つておるわけでございます。

さて最後に、政党法、これも関連することでございますが、政党が公的助成を受けるというの、は、今回新しく出てきたところでございませう。つまり、政党が国民の血税から補助を受ける、援助を受ける、そういう権利を今回認めようということとあります。権利はそれで結構です。しから

ば、政党が国民に対して負う義務とは何であるか。自治大臣、お答えをいただきます。

○佐藤国務大臣 当然、国民の皆さん方の民意を集約いたしまして、それを政治の中で実現させる。そのためにいろいろな活動が必要なのでございませうから、その分を民主主義のコストとして、もちろん自助努力も当然でございます。党費も必要でございますし、事業収入も必要でございますが、なかなか日本の社会の場合そこまで理想どおりいきませんので、公的な助成をお願いしよう。

いけば政党の役割というのは、そういう民意の、国民の皆さん方の意見を集約する、あるいは我々がやろうとする政策というものをPRする、これが政党の役割と思つております。

○石破委員 政党について規定が幾つございませうが、政党の義務を明確に定めた規定が法律の中のどこにあるか、お尋ねをいたします。

○佐藤国務大臣 政党に対する義務というお言葉がどういふ意味か必ずしも明確でないのではありませんが、例えば政治資金規正法ではちゃんと届け出をしなければいけません、そういう意味での義務はございませうけれども、それから今度の政党助成法の中で、その綱領を届けるとか組織を届けるとか、それだけのことはございませうが、石破委員御指摘のように義務という表現まで言えるかどうか、そうなつております。

○石破委員 私は、公的助成の根拠について何なのだろうかとこのことを思つてゐるのです。我々が中選挙区制をやつてゐたときに、中選挙区制でもお金出せるじゃないかと言つた人がおりました。月に一千万くらい出したらどうだと言つた方がおられました。それは絶対にだめである。なぜならば、同士打ちのコストというのを国民の血税で賄うようなわけには絶対にいかないんだ。それは、民主主義のコストというのは、国民が政権選択ができる、そして政党はそれに資するものであるからして、したがつてそのコストを国民にお願ひすることができるといふふうに申し上げてきたつも

そこで伺いますが、衆議院の議員定数配分規定を違憲と判断した最高裁の昭和五十一年四月十四日の判決は、選挙権の平等が各選挙人の投票価値の平等を含むとして、こう言っております。「選挙権の平等は、単に選挙人資格に対する制限の撤廃による選挙権の拡大を要求するにとどまらず、更に進んで、選挙権の内容の平等、換言すれば、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求せざるを得ない」こう言っているわけがあります。

さらに進んで、「殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度がこれに違反することは明らかであるが、そのような顕著な場合はばかりでなく、具体的な選挙制度において各選挙人の投票価値に実質的な差異が生ずる場合には、常に右の選挙権の平等の原則との関係で問題を生ずるのである」こう言った上で、憲法十四条、十五条、四十四条ただし書きを挙げているわけでありました。

そして、それを締めくくってこう言っております。「憲法一四条一項に定める法の下の平等は、選挙権に対しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものであり、右一五条一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められていないにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値もまた、憲法の要求するところであると解するのが相当である」こう言っております。

これは、ただに昭和五十一年の最高裁の判例だけでなく、その後、昭和五十八年、六十年、平成五年の一月二十日の最高裁の判決でも、すべてこの法理は認められております。

総理は、この見解をお認めになりますか。
○細川内閣総理大臣 投票価値の平等につきましては、もとよりこれは民主主義の大原則であると思っております。

ただ、合理的な理由がある場合には、それにふさわしい扱いをすることについて、それを排除す

るものではないというのが、私は大方の憲法論議の集約をされた考え方であろうというふうに考えているわけでございます。例えば定数の格差一対一ということにつきましては、それはもとより理想でございますが、しかし、裁判所の判断におきましても一対三以内は許容されているというふうな実態もございますし、また、例えば、かねてよくお尋ねがございます阻止条項などにつきましても、小党分立を防ぐというふうな観点から、政治の安定というふうなことを考えた場合に、やはりこれは一つの合理的な判断として許容され得るものではないかな、このように考えているところでございます。

○正森委員 総理は、小選挙区制の民意切り捨てを緩和するために、民意を反映する比例制を組み合わせたところが、その比例制において、まず比例選挙に参加する資格要件、入り口においてだけなく、結果要件として三割以上の得票がなければ議員を選出できないという阻止条項を置いております。これは明白な少数政党排除の規定であります。比例制で民意を反映するから民主主義の原則に合致するといいますが、逆にその比例制で少数意見を排除しているわけでありました。

今、総理は、政権の選択ということも一つの理由にされましたが、また私の直前に質問された同僚委員、政党は違いますが、政権選択を非常に強く前面に出されました。しかし、政権選択というのは政党の政治的な要求、論理であって、憲法上、どこに政権の選択のために選挙権の平等を侵害してもいいという規定がありますか。それは憲法上の要請ではないじゃないですか。

○山花国務大臣 お答えいたします。
今、委員が具体的に最高裁の判決を引用されて、投票価値の問題について、こうではないか、こう御指摘がございました。

私も、そのことについては、総理お答えのとおり、同感でございます。従来からこの問題について、選挙権についての平等のテーマについては、数の上の平等とともに価値の上の平等という

ことは大変大事なテーマだと考えてまいりました。

今、私、手元にありますのは、委員お持ちの判決の中でちよつと引用されました六十年七月十七日の最高裁の大法院の判決なわけですが、投票価値の平等を要求しているという十四条一項の規定の解釈をいたしまして、以下のように言っております。「議会制民主主義の下における選挙制度は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることを目的としつつ、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、各国の実情に即して決定されるべきものであり、そこには普遍的に妥当する一定の形態が存在するといふものではない。」それぞれの国がいろいろ選挙制度をつくっているというところについて触れたものだと思います。「日本国憲法は、国会の両議院の議員を選挙する制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのであるから、」四十三条、四十七条の關係だと思っております。こう結論的に言っております。「投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならぬ。」こう言っておりますわけでありました。

したがって、さまざまな政策目的の中で選挙制度ができる、そして、有権者の資格等についても法律で決めていくという場合に、その政策目的と調和的に物事が判断されるべきであって、ケースによって合理的な差別となれば憲法違反の問題が起る、不当な、合理的な差別とならないような場合にはその政策目的の中で数量の範囲として認められるというのが最高裁の言っていることではないかと私は受けとめておったところでして、その中で三割の問題については、全体として、比例代表の地域を狭くすれば別ですが、大きい場合にはある程度の条件をつけなければいけないのではなからうかということにつきまして三割の

条件をつけたわけでありまして、直ちに違憲の問題が生ずるものではない、こう思っております。

○正森委員 今言われたのは最高裁の判例ですが、最高裁の判例は合理的な理由として二つを挙げているのです。

一つは、違憲の状態であってもそれを直すのに国会に一定の期間の猶予を与えなきゃならない、こういうことで三年とか五年とかいろいろの判断を示しております。しかし、今回の場合は新しい法律の制定ですから、これは該当しないのです。

そこで、もう一つは、合理的な理由によって一定の制限をすることができるといふことの見解であります。しかしながら、ここで引用されている四十三条とか四十七条というのは、今山花さんも弁護士だけあって引用されましたが、私はここに持ってきましたが、四十三条は「両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。」こう書いてあるだけで、それ以外は言っておりません。むしろ「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」こう書いてあります。四十七条も「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」こうなっておりますが、投票の方法というのは、在宅投票を許すかどうかとか、何時から何時まで投票するかというふうなことであって、選挙権の平等に関することを裁量でどうにでもできるといいますか、合理的な範囲があるといつて変えていくことを認めるわけはありません。

現に、ここに判例を持っておりますが、島谷六郎さんなどは「選挙権の平等の原則は、まさに選挙制度の根幹をなすものである。」こう言っています。「選挙制度は、選挙権の平等の原則に基づき、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるための代表の選出を目的とし、かつそれを可能とするものでなければならぬ。」こう言っています。「政策的要素は、考慮に値するものとしても、第二次的なものとして考慮することにとどめなけ

それはならない」と言っていますし、別の、例えば奥野さんという裁判官は「投票の自由及び平等のような基本的要請については、国会に許される裁量の幅は狭く、投票価値の平等の要請に関して言えば、選挙区間における投票価値の較差は、いかに非人口的要素を加味しても、最大一対二程度を限度とすべきである」という判断の中で、国会の裁量権は狭いことを示しているのです。

私の前に質問された議員の議論を聞いておりますと、政権の選択についての総理との討論の中で、一五％の投票で国会に出てくるのはいかかかなという議論もありました。そうすると、三％どころじゃなしに、五％、一〇％、それ以上であっても、政権選択という合理的な理由があるならば制限し得るという議論に導きかねないと言わなければなりません。これは重大な憲法上の問題点だというように言わなきゃならないのです。

三％でも、過去の例を見て、二百万人の有権者の意思、二百五十人の国会の議席の数から照らすと七人の議員を排除し、切り捨てることになりま。三％以下の政党は一つではなく、昨年の参議院選を例にとれば、本会議で指摘しましたように、七つの党で七・六二％、約三百四十三万、十六議席が切り捨てられます。これは単に少数分立を防ぐため、少数政党に不利だという問題にとどまりません。そうではなしに、少数政党に代表される政策、意見、思想に共鳴する国民の意思を切り捨て、主権者国民の投票権の平等を奪い、最高裁の指摘する各選挙人の投票の価値、すなわち各投票の選挙の結果に及ぼす影響力においても、平等という考えを完全に侵害するものじゃありませんか。こういうことは断じて許されないと私は思います。

大体、総理の日本新党はどうですか。五人以上の議員はいなかったんですよ。それが選挙に出てきて、今総理になっているじゃないですか。一緒に組んでいるさきがけはどうですか。あるところ

では、それは自民党から分かれたから議員は十人近くおったけれども、国全体で見れば二％台の投票しかなかったじゃないですか。あなたは排除されて、今官房長官なんか言っておられないのですよ。それなのに、そういうのを排除する。総理なんかどうですか。日本新党の今度の選挙のスローガンは、既成政党、既成政治家総とっかえで、そういうポスターを張りめぐらしたじゃないですか。

それなのに、自分が総理になり、官房長官になつたら、既成政党や政治家を、進出することを許さない。国民の投票を切り捨てる。そんな、自分を選んでくれた国民の意思を無視するような思知らずなことができるんですか。これは恩を知っておるとか知らないということではなしに、選挙権の平等という憲法上の要請の問題ですよ。この内閣のできてきたそのゆえんを考えれば、こんな法案は出すことができないはずじゃないですか。

○細川内閣総理大臣 今回提出をしております法案は並立制ということでございますが、今お話がございましたように、民意の集約と、つまり政権の意思の選択と民意の反映というものを相互補完的に補いつてやるといふのが並立制の趣旨であることは、もうこれは御説明するまでもないところでございます。しかし、この制度のねらいとしているところは、政権の選択だけをねらいとしているわけではございませんで、それだけではなく、民意の反映というものにも大きなウェイトを置いていられるということとをぜひ御理解いただきたい、こう思っております。

○武村国務大臣 私どもは、前回と同じ程度の頑張りですと次は消えていくことになるわけでありま。ぜひそうならないように頑張りたいと思っておりますが、三％は、本会議でもお答えしましたように、ヨーロッパ中心ですが、かなりの国が二、三、四、五、ドイツは五ですね、三、四といふのはかなり多いのです。全国区の比例制については。そういう実態がありますし、先ほど最高裁

の判決にも政治の安定という言葉がありました。が、そういう意味からも、今回相談をして、この案を出しているわけでありま。

○正義委員 多くは言いませんが、最高裁が言っている安定というのは、中選挙区制が六十年も続いてきた、その安定を崩してはいかぬという意味で安定を使っているもので、今官房長官が言われたように、手前勝手に政権の安定という意味で使っているんじゃないですか。後で最高裁の判例をよく読んでおいてください。

そこで、次に政党助成の問題について移ります。選挙権の平等の侵害は、細川内閣の提案の至るところであらわれております。まず伺います。が、総理は、政治献金とはどのような性質、本質を持った行為と考えているのですか、簡単に答えをください。

○細川内閣総理大臣 ちよつとよく御趣旨がわかりませんが、(正義委員「政治献金の本質」と呼ぶ)政治献金の本質でございませうか。企業献金、個人献金含めて政治献金の本質ということでございませう。

これは、節度のある企業献金が一概に悪だとは考えておりません。なかなか政党、これも政党によつてまちまちでございませうが、党費の収入とか事業費の収入だとかあるいはその他の収入だけで賄えるということではございませうし、どうしてもやはりそこに、今回講じましたような公的な助成とかそういうものを加えることによって、国民に広く御負担をいただくような考え方というものが導入をされることがしかるべきことであらうというふうに考えております。

○正義委員 お答えになりましたが、非常に総理失礼ですが、必ずしも哲学の入った次元の高い御答弁ではなかったように思います。

ここに私が持つてまいりましたが、一九五八年に西ドイツ連邦憲法裁判所が下した有名な判決があります。この判決は多くの学者、識者の支持も受けておりますが、ここでは政治献金の性質、本質についてこう言っております。

政党に献金をなす者は、通常、それによつてその政党の目的とするところを支持せんとするものであつて、これは、その市民がその政党に投票するのと類似している。彼のなす政治献金は、政治意思の形成に参加する権利を行使したものである。真の民主主義の下では、政治意思の形成へ参加する権利は、選挙における投票においてあらわれるのみならず、政治的意見の形成されてゆく不断の過程において市民が影響を与えることにおいてもあらわれる。したがつて、平等原則は、狭義の選挙法の領域のみならず、政治意思形成過程の、この前段階においても、厳格に形式的な意味で適用されなければならない。

これはいろいろな学者の著書にも引用される有名な判例であります。これは、政治献金についての税法上の控除を認める所得税法及び法人税法の規定の違憲性が問題になったケースについて、裁判所が、政党の機会均等の原則及び市民の平等の原則に反するものとして無効とした判決の中で述べたものであります。

これは、政治献金が国民の政治参加の一態様だ、こう言っているのです。政党助成が民主主義のコストなどと称して、法律をつくつて、強制的に税務署を通じて集めた国民の税金を、自分の支持しない政党に与え、自由に使わせるなどということは、国民の平等、独立の参政権を侵害することとは非常に明らかである、私はそう思います。しかも、政府案は、この政党助成でも三％以上の得票を得なければこの税金の配分にあずかれないとしております。これは、支持政党なし層、少数意見を支持する主権者国民を差別し、自分の納めた税金が自分の支持する政党ではなく他党強化の資金となることの強制にほかなりません。

山花政治担当相も、参議院での聴議議員の指摘に対し、政党を支持する支持しないにかかわらず、今回の制度に従つて、納めていたたいた税金の中から政党交付金という制度ができ上がったといふと、自分の支持しない政党に政党交付金が交付

されることを公然と認めております。また総理は、参議院の我が党の立木議員の質問に対し、国会の議決を得る法律で定められるものである限り、税金が国民の意思に反して用いられるというわけではございませんし、憲法上の問題は生じないと考えております、こう答弁しました。

総理は一体、法律をもって決めれば何でもできると思つてゐるのですか。法律をもって侵せないと、侵してはならない権利が基本的人権であることは、憲法上のイロハ、大前提ではありませんか。政府案のように憲法十九条だけでなく、十四条、十五条、国民の参政権にも違反する、そういうものを法律で決めるということはできないはずであります。

いいですか、政治という分野では、国民の間の異なった政治的主張が、結局は国家の一個の政治思想として、意思として統一され、それが権力によって実現されるのであり、多数党の立場を支持しなかつた者も、自己の政治的主張とは異なる国家の意思に服さなければなりません。それが普通の団体とは違ふところなんです。それゆゑ、国家の政治意思の形成過程においては、国民の平等とその信条の自由をとりわけ強く保障することが要請されております。これは、学者あるいはいろんな方が認めてゐる説であります。

ところが、まさにその分野で少数党や少数意見を頭から差別、排除してゐるではありませんか。少数党や少数意見を持つ国民も、民主主義のもとでは、あすは多数党に、多数意見になり得る希望と信念を持つから、自己の主張と異なる多数党の立場、国家の意思に現在服してゐるわけであり、消費税に反対の国民は数多いが、現在では多数党の主導する国家の意思に従つて税金ながら消費税を納めてゐるんです。しかし同時に、あすは多数派になって、少なくとも食料品の非課税は即時実行させたいと思つております。ここに民主主義の希望があるんですよ。

ドイツのように、政党の憲法上の規定が日本と異なり、国家機関の一つと位置づけられ、政党助

成が実施され、おまけに五%の足切り条項を制定してゐる国でも、あすの多数意見になる道を少数党、少数意見に保障するため、政党助成交付金は〇・五%の得票を獲得すれば交付されます。政府案は、助成を行う根本が憲法違反であるだけでなく、方法においても全く民主主義に反する特定政党のカルテルだと言われても仕方がないんじゃないですか。

○山花国務大臣 全般的に少数意見尊重、そして憲法論として御質問がありました。ただ、ポイントは政党助成の問題にあつたのではないかと、こういうように受けとめたところで。

今ドイツの判例等を引用されましたけれども、ドイツは、御指摘のとおり、憲法上、政党について規定があり、政党法として政党のさまざまな助成の制度がございます。委員御指摘のとおりでありまして、今お話しになった政党に対する国庫助成だけではなく、会派に対する補助の問題だけではなく、政党、政治団体に対する補助の問題等は、各省庁の予算を通じて各政党に出ているという部分もあると思ひます。したがつて、憲法上明確に政党を規定しているという立法上のその理論の流れとしては、御指摘のとおり、政治献金というものは政治意思形成のための一つの形である、こういうように位置づけることは、私はあり得ると思つてゐるところで。

ただ、同時に、これだけの政党補助を予算を通じてやつてゐるということを見てみれば、決して、この一たんあまねく国民の皆さんから税収としていただいたものについて、一つのそうした目的のためにこれを使つていくということについては、予算でも使つてゐるわけなんですから、必ずしも否定視してゐないのではなからうか、こういうふうにも思つてゐることを考えながら、今のテーマにつきましては、我々はそうした中でできる限りの検討をした中で今回の案を出した次第でございまして、直ちに憲法違反論には直結してないかと確信を持っております。

○正森委員 確信を持つてゐると言われました

が、また質問させていただきますが、ここに一九九二年四月九日、去年ですが、ドイツ連邦憲法裁判所が新たな判決を下した判決要旨を持つてまいりました。この全体を正しいとするものではありませんが、この中でこう言つております。「政党への寄付の税制上の優遇によって高額所得者の支持する政党が他の政党に比してより優遇されるならば、「国家が眼前の政党の競争状態を変造する」ことになるので、政党の機会均等の原則に違反し、もつて市民の平等な政治参加権を侵害する」。これは寄附金への所得控除について述べたものですが、限度六万マルク、日本円にして約四百萬円の所得控除についてさえ、高額所得者の支持する政党を他の政党より優遇するものとし、これを国家が眼前の政党の競争状態を変造するから憲法違反であるというように判断をしてゐるわけでありまして、所得控除や税額控除は政党に対する間接補助であり、今回の日本の法律のような公費助成は直接補助であると言われております。間接補助でさえドイツではこういう厳しい判決を下してゐるのです。

ところが日本ではどうですか。少なくとも三%の排除、足切り条項を持つ政党助成が、少数政党とその支持者を全く無視して、大政党にのみ有利になるように資金の面で眼前の政党の競争状態を国家の力で変造するものであり、国民の参政権の平等と政党の機会均等の原則を侵害することは明らかではありませんか。

時間の関係ですので最後の点まで言いますが、イタリアではこの四月の国民投票で、公費助成が九〇・三%の賛成で廃止されました。イタリアでは一九七四年に導入されたきっかけは、石油業界からの膨大な贈収贈送事件で、キリスト教民主黨から、政界浄化に必要な民主主義のコストとして提案されたのです。今の細川内閣の細川首相と全く同じことでもあります。

ところが、現在ではどうかといへば、百六十人もの議員が捜査通告を受け、千四百人が逮捕され、わいる総額は三千億円という空前の規模に達

したのである。公費助成が税金のむだ遣いにすぎないことは非常に明らかになりました。

イタリアを研究してゐる学者によりまして、政党助成を機に、かえつて自己資金調達能力を向上させる努力を政党は怠るようになったばかりか、経費削減への意欲を失ふようになってしまつた、それどころか、政党交付金を担保に銀行から借金を重ねてゐた、こういうように学者が言つております。そして、その後始末のために、政党交付金の増額を求めるお手盛り法案を準備するなど、国家資金への依存度はますます強まる方向へ進んでいった、つまり、政党は最も安直な国営企業化への道を歩みつつあつた、要するに政党助成は、イタリアの政党システムの構造的な革新を促すのではなく、既存の政党システムを固定化する方向で機能したのである、こう言つております。あるいはドイツでは、ワイツェッカー大統領は、昨年発行された対談集で、ドイツの政党は怠け者の天国で暮らしてゐる、こう言つております。

ですから、怠け者の天国に、政党カルテルをつくり、そして国民に対して目を向けなければならぬ政党本来の姿勢を欠いてゐる。しかもその根本は、少数意見の国民の政治意見を切り捨て、選挙権の平等を侵害する、こういうことじゃないですか。我々は、時間が参りましたのでこれでやめざるを得ませんが、こういう法案については今後時間の許す限り徹底的に論議をして、国民にその本質を訴えていきたい、こう思つております。

最後に、何か御発言がありましたら発言を承りたいと思ひます。

○山花国務大臣 前段御指摘のドイツの九二年四月九日の判決につきましては、委員御指摘のとおり部分もありましたが、一般原則としては、一般的国家補助は許される、国家補助は収入の一部とする等のそうした意見もつけ加わつてゐたことについて一言触れておきたいと思ひます。

イタリアの問題につきましては、御指摘のような、膨大なわいろについての国民の怒りが、こ

うした結論になったものと理解をしております。
○石井委員長 次回は、明十九日火曜日午前九時
委員会、正午理事会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。
午後五時六分散会

政治改革に関する調査特別委員会議録第二号
(その一) 中正誤

ページ 段 行 誤

五二七 登載者

正 登載者

平成五年十月二十六日印刷

平成五年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D